官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○建築基準法施行令の一部を改正する政令（三七七）　三
○建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三七八）　三
○建設業法施行令の一部を改正する政令（三七九）　四
○所得税法施行令の一部を改正する政令（三八〇）　四
○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（三八一）　五
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（三八二）　五
○環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三八三）　五
○環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令（三八四）　五
〔条　約〕
○千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（一一）　五
〔省　令〕
○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業七三）　三
○港則法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一一〇）　三
〔法規的告示〕
○小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（経済産業一六九）　三
〔その他告示〕
○千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の日本国の加入に関する件（外務四三六）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付、特別支給手続開始決定関係　三
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三
会社その他
会社決算公告　三

本号で公布された法令のあらまし

◇建築基準法施行令の一部を改正する政令（政令第三百七十七号）（国土交通省）

1　建築基準適合判定資格者等の登録手数料額について

建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録又は登録証の訂正若しくは再交付に係る申請を、電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の手数料の額を定める。（第百三十六条の二の十九関係）

2　施行期日

この政令は、令和七年十二月一日から施行する。（附則関係）

◇建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百七十八号）（国土交通省）

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）の施行期日は、令和七年十二月十二日とする。

◇建設業法施行令の一部を改正する政令（政令第三百七十九号）（国土交通省）

1　国土交通大臣等の勧告の対象となる請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額の下限

見積書に記載した材料費等の額について通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるような変更をした上で請負契約を締結した場合に国土交通大臣等の勧告の対象となる当該請負契約について、当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額の下限は、五百万円とする。ただし、当該請負契約に係る建設工事が建築一式工事である場合においては、千五百万円とする。（第六条の二関係）

2　その他所要の改正を行う。

3　施行期日

この政令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十二月十二日）から施行する。（附則関係）

◇所得税法施行令の一部を改正する政令（政令第三百八十号）（財務省）

1　交通用具使用者の通勤手当についての所得税の一月当たり非課税限度額を次のとおり引き上げる。（第二十条の二関係）

項　目	改正後	改正前
(1)　通勤距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満の者	七千三百円	七千百円
(2)　通勤距離が片道十五キロメートル以上二十五キロメートル未満の者	一万三千五百円	一万二千九百円
(3)　通勤距離が片道二十五キロメートル以上三十五キロメートル未満の者	一万九千七百円	一万八千七百円
(4)　通勤距離が片道三十五キロメートル以上四十五キロメートル未満の者	二万五千九百円	二万四千四百円

⑸　通勤距離が片道四十五キロメートル以上五十五キロメートル未満の者	三万二千三百円	二万八千円
⑹　通勤距離が片道五十五キロメートル以上の者	三万八千七百円	三万千六百円

2　この政令は、令和七年十一月二十日から施行する。（附則第一項関係）

◇商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百八十一号）（経済産業省）

1　改正の内容

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第七条第一項に規定する経営発達支援計画の認定等に関する経済産業大臣の権限の一部について、経済産業局長に委任する。（第三条関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　所要の経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第三百八十二号）（経済産業省）

1　千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書附属書一４・１に規定する処分を行うために輸出される同附属書一１・７に規定する二酸化炭素を含んだガスについて輸出の承認を要することとする。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。（附則関係）

◇環境影響評価法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百八十三号）（環境省）

環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令（政令第三百八十四号）（環境省）

第１　環境影響評価法施行令の一部改正

１　環境大臣が環境影響評価に係る書類等を公開することができる期間を定める。（第一条関係）

２　環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号。以下「改正法」という。）の施行に伴う所要の改正を行う。（第一条関係）

第２　電気事業法施行令の一部改正

改正法の施行に伴う所要の改正を行う。（第二条関係）

第３　施行期日

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）

◇千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（条約第十一号）（外務省）

この条約は、漁船員が任務の遂行に必要な能力を備えること等を確保するため、漁船員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定することを目的とするものであり、その概要は、次のとおりである。

1　締約国は、この条約及びこの条約の不可分の一部を成す附属書を実施すること等を約束することを規定している。（第一条関係）

2　「締約国」、「主管庁」、「証明書」、「証明書を与えられた」、「機関」、「事務局長」、「漁船」及び「海上航行漁船」の用語の定義について規定している。（第二条関係）

3　この条約は、締約国を旗国とする海上航行漁船において業務を行う乗組員に適用することを規定している。（第三条関係）

4　締約国は、この条約を十分かつ完全に実施するためにとった措置に関する報告等の情報を事務局長に送付することを規定している。（第四条関係）

5　漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する従前の条約及び取極であって締約国の間において効力を有するものは、この条約が適用されない漁船員等について引き続き十分かつ完全な効力を有すること等を規定している。（第五条関係）

6　漁船員は、この条約の附属書の規定に従って証明書を与えられることを規定している。（第六条関係）

7　締約国は、自国が発給した証明書又は裏書の受有者の能力の欠如、作為又は不作為に関する公平な調査を行うための手順及び手続並びに当該証明書を撤回し、停止し、及び取り消すための手順及び手続を設けること等を規定している。（第七条関係）

8　漁船は、他の締約国の港にある間、当該他の締約国から正当に権限を与えられた監督官の行う監督に服すること等を規定している。（第八条関係）

9　締約国は、この条約の目的を推進するため、機関と協議し、技術援助を要請する他の国に対する支援を促進すること等を規定している。（第九条関係）

10　この条約の改正、署名、批准等、効力発生、廃棄、寄託者及び用語について規定している。（第十条～第十五条関係）

11　附属書

⑴　一般規定として、用語の定義、規則の適用、証明書及び裏書、監督手続、情報の送付、資格証明の制度の運用、証明書の承認、経過規定、医療上の基準等について規定している。（第一章関係）

⑵　船長、甲板部の当直を担当する職員、機関部職員及び無線通信士の資格証明について規定している。（第二章関係）

⑶　全ての漁船員に対する基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練について規定している。（第三章関係）

⑷　当直について規定している。（第四章関係）

政令

建築基準法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百七十七号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の六十五（同法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二の十九第一項中「一万五千円」の下に「（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。次項において同じ。）による場合にあつては、一万三千円）」を加え、同条第二項中「一万二千円」の下に「（電子申請による場合にあつては、一万円）」を加える。

附　則

この政令は、令和七年十二月一日から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　高市　早苗

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百七十八号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年十二月十二日とする。

国土交通大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　高市　早苗

建設業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百七十九号

建設業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）の施行に伴い、及び建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

第五条の九の見出し及び同条第一項中「第二十条第三項」を「第二十条第五項」に改め、同条を第六条とし、第五条の八の次に次の一条を加える。

（建設工事の見積期間）

第五条の九　法第二十条第三項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第二号及び第三号の期間は、五日以内に限り短縮することができる。

一　工事一件の予定価格が五百万円に満たない工事については、一日以上

二　工事一件の予定価格が五百万円以上五千万円に満たない工事については、十日以上

三　工事一件の予定価格が五千万円以上の工事については、十五日以上

2　国が入札の方法により競争に付する場合においては、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第七十四条の規定による期間を前項の見積期間とみなす。

第六条の四を第六条の五とし、第六条の三を第六条の四とし、第六条の二を第六条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第二十条第七項の金額）

第六条の二　法第二十条第七項の政令で定める金額は、五百万円とする。ただし、同項に規定する発注者が建設業者と締結した請負契約に係る建設工事が建築一式工事である場合においては、千五百万円とする。

附　則

この政令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十二月十二日）から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　高市　早苗

所得税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百八十号

所得税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条第一項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第二号ロ中「七千百円」を「七千三百円」に改め、同号ハ中「一万二千九百円」を「一万三千五百円」に改め、同号ニ中「一万八千七百円」を「一万九千七百円」に改め、同号ホ中「二万四千四百円」を「二万五千九百円」に改め、同号ヘ中「二万八千円」を「三万二千三百円」に改め、同号ト中「三万千六百円」を「三万八千七百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年十一月二十日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の所得税法施行令（次項において「新令」という。）第二十条の二の規定は、新通勤手当（令和七年四月一日以後に受けるべき通勤手当及びこれに類する手当をいい、同日前に受けるべき通勤手当及びこれに類するものの差額として追給されるもの（以下この項において「特定差額追給手当」という。）を除く。次項において同じ。）について適用し、同日前に受けるべき改正前の所得税法施行令第二十条の二に規定する通勤手当（同日以後に受けるべき特定差額追給手当を含む。）については、なお従前の例による。

3　新通勤手当でこの政令の施行の日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節の規定の適用については、新令第二十条の二及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百八十一号

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令（平成五年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（権限の委任）

第三条　法第七条第一項及び同条第六項から第八項まで（法第八条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第八条第一項及び第二項並びに第十一条第二項の規定による経済産業大臣の権限は、法第七条第一項に規定する経営発達支援計画を作成した商工会又は商工会議所の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、同条第二項の規定により二以上の商工会又は商工会議所が同条第一項に規定する経営発達支援計画を作成した場合であって、これらの主たる事務所の所在地が二以上の経済産業局の管轄区域にわたるときは、この限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に経済産業大臣に対してされた商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第七条第一項の認定又は同法第八条第一項の変更の認定の申請であって、この政令の施行前に認定又は変更の認定をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

経済産業大臣　赤澤　亮正
内閣総理大臣　高市　早苗

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百八十二号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三五の四の項の次に次のように加える。

三五の五	千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書附属書一４・１に規定する処分を行うために輸出される同附属書一１・７に規定する二酸化炭素を含んだガス	全地域

附　則

この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

環境影響評価法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百八十三号

環境影響評価法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
環境大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百八十四号

環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）の一部の施行に伴い、及び環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第五十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（環境影響評価法施行令の一部改正）

第一条　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条（見出しを含む。）中「第五十四条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条を第二十八条とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

（環境影響評価に係る書類等の公開の期間）

第二十七条　法第五十二条の政令で定める期間は、同条各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める書類について同条の規定による同意を得た日から起算して三十年を経過する日までの期間とする。

（電気事業法施行令の一部改正）

第二条　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の表第三十二条第一項、第五十五条第一項及び附則第四条第一項の項中「第五十五条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同表第五十三条第一項第十号及び附則第二条第一項第八号の項中「第五十三条第一項第十号」を「第五十四条第一項第十号」に改め、同表第五十四条第一項及び第三項の項中「第五十四条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

附　則

この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

条　約

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

条約第十一号

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

この条約の締約国は、

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「千九百七十八年のＳＴＣＷ条約」という。）に留意し、

合意により漁船に雇い入れられる乗組員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定することにより、海上における人命及び財産の安全を更に増進すること並びに海洋環境の保護を更に促進することを希望し、

漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「この条約」という。）の締結によりこの目的を最もよく達成することができることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条　一般的義務

1　締約国は、この条約及びこの条約の不可分の一部を成す附属書を実施することを約束する。「この条約」というときは、附属書を含めていうものとする。

2　締約国は、海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の見地から、海上航行漁船の乗組員が任務を遂行するのに必要な能力及び適性を備えることを確保するため、この条約の十分かつ完全な実施に必要な法令の制定その他の措置をとることを約束する。

第二条　定義

この条約の適用上、別段の明文の規定がない限り、

1.1　「締約国」とは、自国についてこの条約の効力が生じている国をいう。

1.2　「主管庁」とは、漁船の旗国である締約国の政府をいう。

1.3　「証明書」とは、名称のいかんを問わず、この条約の規定に従って発給され、又は承認される有効な文書であって、受有者に対し当該文書に記載する業務又は国内法令に規定する業務を行うことを認めるものをいう。

1.4　「証明書を与えられた」とは、正当に証明書を受有していることをいう。

1.5　「機関」とは、国際海事機関をいう。

1.6　「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

1.7　「漁船」とは、魚類その他の海洋生物資源を採捕するために商業的に使用する船舶をいう。

1.8　「海上航行漁船」とは、漁船のうち、内陸水域又は外洋の影響から保護されている水域若しくは港湾規則の適用水域若しくはこれらの水域に近接する水域のみを航行する漁船以外のものをいう。

第三条　適用

この条約は、締約国を旗国とする海上航行漁船において業務を行う乗組員に適用する。

第四条　情報の送付

各締約国は、次の情報を事務局長に送付する。

1.1　この条約を十分かつ完全に実施するためにとった措置に関する報告（この条約の定めるところにより発給される証明書の見本を含む。）

1.2　附属書第一―五規則に規定するその他の情報

第五条　他の条約及び解釈

1　漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する従前の条約及び取極であって締約国の間において効力を有するものは、その有効期間内は、次のものについて引き続き十分かつ完全な効力を有する。

1.1　この条約が適用されない漁船員

1.2　この条約が適用される漁船員に係る事項であってこの条約に明文の規定がないもの

2　1に規定する条約又は取極がこの条約に抵触する場合には、締約国は、これらの条約又は取極に基づく約束とこの条約に基づく義務とが抵触しないことを確保するため、これらの約束について再検討する。

3　この条約に明文の規定がない事項については、締約国の法令に従うものとする。

第六条　資格証明

漁船員は、この条約の附属書の規定に従って証明書を与えられる。

第七条　国内法令

1　各締約国は、自国が発給した証明書又は裏書の受有者による当該証明書に係る任務の遂行に関し、当該受有者の能力の欠如、作為又は不作為であって、海上における人命若しくは財産の安全又は海洋環境を直接脅かすおそれがあるものの報告があったときに、それら能力の欠如、作為又は不作為に関する公平な調査を行うための手順及び手続を設け、並びにそれら能力の欠如、作為又は不作為を理由とし、及び不正の防止を目的として、当該証明書を撤回し、停止し、及び取り消すための手順及び手続を設ける。

2　各締約国は、自国を旗国とする漁船又は自国が正当に証明書を与えた漁船員に関し、この条約を実施するための国内法令が遵守されていない場合における罰又は懲戒処分について定める。

3　2に規定する罰又は懲戒処分は、特に次の場合について定められ、及び執行される。

3.1　所有者、所有者の代理人又は船長が、この条約によって要求される証明書を受有していない者を従業させた場合

3.2　船長が、いずれかの職務区分におけるいずれかの業務細目又は業務であって、適当な証明書を受有している者が遂行することが附属書の規則によって要求されるものにつき、適当な証明書又は臨時業務許可書を受有していない者が遂行することを容認した場合

3.3　ある者が、いずれかの職務区分におけるいずれかの業務細目又は業務であって、証明書又は臨時業務許可書を受有している者が遂行し、又は満たすことが附属書の規則によって要求されるものを遂行するために、詐欺によって又は偽造された文書によって雇用を得た場合

4　締約国は、3に定めるこの条約の明らかな不遵守について責任を有している、又は知っていると明確な根拠により認められる所有者、所有者の代理人又はその他の者が自国の管轄内に所在する場合において、いずれかの締約国が自国の管轄下において当該所有者、所有者の代理人又はその他の者に対する手続を開始する意思を当該締約国に通知したときは、当該いずれかの締約国に対しあらゆる可能な協力を行う。

第八条　監督

1　漁船は、他の締約国の港にある間、当該他の締約国から正当に権限を与えられた監督官の行う監督に服する。監督官は、船上で業務を行う者のうちこの条約により証明書を与えられ、又は適当な臨時業務許可書を受有していることを確認する。

2　監督を行う締約国は、附属書第一―四規則3に定める要件の不備が是正されていない場合（当該要件の不備のために人命、財産又は環境に対する危険がある場合に限る。）には、当該危険が除去される程度に当該要件の不備が是正されるまでの間、漁船を航行させないための措置をとる。当該措置に係る事実は、速やかに事務局長及び主管庁に報告する。

3　監督を行うに際しては、次のことを確保する。

3.1　漁船を不当に抑留し、又は漁船の出航を不当に遅延させることのないように、あらゆる可能な努力を払う。漁船は、不当に抑留され、又は出航を不当に遅延させられた場合には、被った損失及び損害の賠償を受ける権利を有する。

3.2　外国漁船の乗組員の場合に認められる裁量は、寄港国を旗国とする漁船の乗組員に与えられる裁量より小さいものであってはならない。

4　締約国でない国を旗国とする漁船が締約国を旗国とする漁船よりいかなる有利な取扱いも受けることのないよう、必要な場合にはこの条の規定を準用する。

第九条　技術協力の促進

1　締約国は、この条約の目的を推進するため、開発途上国の特別の必要性を考慮した上、機関と協議し、及び機関の協力を得て、可能な場合には国、小地域又は地域を単位として、次の事項について技術援助を要請する他の国に対する支援を促進する。

1.1　事務職員及び技術職員の訓練

1.2　漁船員訓練機関の設立

1.3　漁船員訓練機関に対する設備及び施設の供与

1.4　適切な訓練計画（海上航行漁船における実習訓練を含む。）の開発

1.5　その他漁船員の能力を向上させるための方法及び措置の採用の促進

2　機関は、適当な場合には、他の国際機関、特に、国際労働機関及び国際連合食糧農業機関と協議し、又は協力して、1.1から1.5までの事項について技術援助を促進する。

第十条　改正

1　この条約は、この条に定めるいずれかの手続に従って改正することができる。

2　機関における審議の後の改正

2.1　締約国の提案する改正案は、事務局長に提出するものとし、事務局長は、審議の六箇月前までに、当該改正案を機関の全ての加盟国、全ての締約国、国際労働事務局長及び国際連合食糧農業機関事務局長のそれぞれに対し回章に付する。

2.2　2.1の規定により提案され、かつ、回章に付された改正案は、審議のため機関の海上安全委員会に付託する。

2.3　締約国は、機関の加盟国であるかないかを問わず、改正案の審議及び採択のため海上安全委員会の審議に参加する権利を有する。

2.4　改正案は、2.3の規定により拡大された海上安全委員会（以下「拡大海上安全委員会」という。）に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。ただし、投票の際に締約国の少なくとも三分の一が出席していることを条件とする。

2.5　2.4の規定に従って採択された改正は、事務局長が全ての締約国に送付する。

2.6　この条約のいずれかの条の改正は、締約国の三分の二が受諾した日に受諾されたものとみなす。

2.7　附属書又は附属書の付録の改正は、次のいずれかの日に受諾されたものとみなす。

2.7.1　改正が採択された日から二年を経過した日

2.7.2　採択の際に拡大海上安全委員会に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で7.1に定める期間以外の期間（一年以上とする。）が決定された場合には、当該期間を経過した日

ただし、定められた期間内に三分の一を超える締約国により事務局長に対し改正に反対する旨の通告が行われた場合には、当該改正は、受諾されなかったものとみなす。

2.8　この条約のいずれかの条の改正は、受諾した締約国については、当該改正が受諾されたとみなされる日の後六箇月で効力を生ずるものとし、また、その日の後に受諾する締約国については、当該締約国の受諾の日の後六箇月で効力を生ずる。

2.9　附属書及び附属書の付録の改正は、2.7の規定により当該改正に反対し、かつ、その反対を撤回しなかった締約国を除く全ての締約国について、当該改正が受諾されたとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。ただし、当該改正が効力を生ずべき日前においては、締約国は、その効力発生の日から一年以内の期間又は当該改正の採択の際に拡大海上安全委員会に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で決定する一層長い期間自国について当該改正の実施を延期する旨を事務局長に通告することができる。

3　会議による改正

3.1　機関は、いずれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合には、国際労働事務局長及び国際連合食糧農業機関事務局長のそれぞれと協力し、又は協議して、この条約の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

3.2　事務局長は、締約国会議において出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択された改正を、受諾のため、全ての締約国に送付する。

3.3　改正は、締約国会議において別段の決定が行われない限り、2.6及び2.8又は2.7及び2.9にそれぞれ定める手続に従い、受諾されたものとみなされ、かつ、効力を生ずる。この場合において、2.7及び2.9中「拡大海上安全委員会」とあるのは、「締約国会議」と読み替えるものとする。

4　改正の受諾若しくは反対の宣言又は2.9の規定に基づく通告は、事務局長に対し文書で行うものとし、事務局長は、当該文書の提出があったこと及びこれを受領した日を全ての締約国に通報する。

5　事務局長は、効力を生ずる改正及びその効力発生の日を全ての締約国に通報する。

第十一条　署名、批准、受諾、承認及び加入

1　この条約は、機関の本部において、千九百九十六年一月一日から同年九月三十日までは署名のため開放し、その後は加入のため開放しておく。いずれの国も、次のいずれかの方法によりこの条約の締約国となることができる。

1.1　批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

1.2　批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し、又は承認すること。

1.3　加入すること。

2　批准、受諾、承認又は加入は、これらのための文書を事務局長に寄託することによって行う。

第十二条　効力発生

1　この条約は、十五以上の国が前条に定めるところにより批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し、又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後十二箇月で効力を生ずる。

2　この条約の効力発生のための要件が満たされた後この条約の効力発生の日までにこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、その批准、受諾、承認又は加入は、この条約の効力発生の日又はこれらの文書の寄託の日の後三箇月を経過する日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。

3　この条約の効力発生の日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、この条約は、これらの文書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

4　この条約の改正が第十条の規定に従って受諾されたとみなされる日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正されたこの条約に係るものとする。

第十三条　廃棄

1　締約国は、自国についてこの条約の効力が生ずる日から五年を経過した後は、いつでもこの条約を廃棄することができる。

2　廃棄は、事務局長に対する通告書によって行う。

3　廃棄は、事務局長が廃棄の通告書を受領した後十二箇月で、又は通告書に明記された十二箇月よりも長い期間を経過した後に、効力を生ずる。

第十四条　寄託者

1　この条約は、機関の事務局長（以下「寄託者」という。）に寄託する。

2　寄託者は、次のことを行う。

2.1　この条約に署名し、又は加入している全ての国の政府に対し、次の事項を通報すること。

2.1.1　新たに行われた署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託及びその署名又は寄託の日

2.1.2　この条約の効力発生の日

2.1.3　この条約の廃棄書の寄託及びその受領の日並びに廃棄が効力を生ずる日

2.2　この条約に署名し、又は加入している全ての国の政府に対してこの条約の認証謄本を送付すること。

3　この条約が効力を生じたときは、寄託者は、国際連合憲章第百二条の規定により、その認証謄本を登録及び公表のため、速やかに国際連合事務総長に送付する。

第十五条　用語

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十五年七月七日にロンドンで作成した。

附属書

第一章　一般規定

第一―一規則　定義

1　この附属書の適用上、次の定義を適用する。

1.1　「この規則」とは、この附属書の規則をいう。

1.2　「承認された」とは、この規則に従って締約国により承認されたことをいう。

1.3　「船長」とは、漁船を指揮する者をいう。

1.4　「職員」とは、船長以外の漁船の乗組員であって、国内法令によりそのように定められているもの又は、国内法令に定めがない場合には、労働協約若しくは慣習によりそのように扱われているものをいう。

1.5　「甲板部の当直を担当する職員」とは、第二―二規則又は第二―四規則に定めるところにより資格を有する職員をいう。

1.6　「機関部職員」とは、第二―五―一―一規則、第二―五―一―二規則又は第二―五―二規則に定めるところにより資格を有する職員をいう。

1.7　「機関長」とは、漁船の推進機関に関し責任を有し、並びに漁船の機械装置及び電気設備の運転及び保守に関し責任を有する首席機関部職員をいう。

1.8　「一等機関士」とは、機関長の次の地位にある機関部職員であって、機関長に事故がある場合に漁船の推進機関に関し責任を有し、並びに漁船の機械装置及び電気設備の運転及び保守に関し責任を有することとなるものをいう。

1.9　「無線通信士」とは、無線通信規則の定めるところにより主管庁が発給し、又は承認する適当な証明書を受有する者をいう。

1.10　「無線通信規則」とは、効力を有する国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約を補完する無線通信規則をいう。

1.11　「千九百七十八年のＳＴＣＷ条約」とは、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約をいう。

1.12　「千九百九十三年のトレモリノス議定書」とは、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書をいう。

1.13　「二千十二年のケープタウン協定」とは、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定をいう。

1.14　「月」とは、一暦月又は一箇月未満の複数の期間から成る三十日をいう。

1.15　「海上航行業務」とは、漁船における業務であって、証明書又は他の資格の発給又は更新に関連するものをいう。

1.16　「推進出力」とは、漁船の全ての主推進機関のキロワット表示による連続最大出力であって、漁船登録の証明書その他の公的文書に記載されているものをいう。

1.17　「限定水域」とは、締約国の主管庁が定める締約国の近傍の水域であって、当該水域内ではある程度の安全が認められており、全ての漁船員の能力及び資格証明の基準につき、当該水域外における業務のための基準よりも低い水準に設定することが可能であるものをいう。主管庁は、限定水域の範囲を決定するに当たっては、機関が作成する指針を考慮する。

1.18　「無限定水域」とは、限定水域を越える水域をいう。

1.19　「長さ（Ｌ）」とは、キール線から測った最小の型深さの八十五パーセントの位置における喫水線における全長の九十六パーセント又は当該喫水線における船首材の前面からラダー・ストックの中心線までの長さのうちいずれか大きいものをいう。傾斜したキールを有するように設計された漁船については、この長さを測るための喫水線は、計画喫水線と平行なものとする。

1.20　「型深さ」とは、キール線から作業甲板ビームの船側における上面までを測った垂直の距離をいう。

1.21　「ＳＴＣＷ―Ｆコード」とは、決議ＭＳＣ五六二(108)によって採択された漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関するコード（機関による改正を含む。）をいう。

1.22　「所有者」とは、漁船の所有者又は管理人、代理人、運航者、会社、委任を受けた代表者、裸傭船者その他の当該所有者以外の団体若しくは個人であって、当該所有者から漁船の運航に係る責任を引き受け、かつ、その引受けに際して、この条約に従って漁船の所有者に課される義務及び責任を引き継ぐことに同意したものをいう。この場合において、別の団体又は個人が漁船の所有者の義務又は責任の一部を果たすか否かを問わない。

1.23　「漁船員」とは、漁船において、職務区分のいかんにかかわらず雇い入れられ、若しくは従業し、又は職務を遂行する全ての者（漁船において労働する者であって漁獲量に応じ報酬を受けるものを含み、水先人、軍艦の乗組員、政府に永続的に勤務するその他の者、漁船において仕事を行う陸上を拠点とする者及び漁業オブザーバーを除く。）をいう。

1.24　「業務細目」とは、ＳＴＣＷ―Ｆコードに定める一連の作業、任務及び責任であって、漁船の運航、海上における人命の安全又は海洋環境の保護に必要なものをいう。

1.25　「漁業練習船」とは、魚類の採捕及び貯蔵のために設計された専用の練習船であって、次章の規定により要求される能力の実証及び評価のための訓練の機会を提供するものをいう。

1.26　「ＧＭＤＳＳ無線通信士」とは、第二―六規則に定めるところにより資格を有する者をいう。

1.27　「資格証明書」とは、次章に定めるところにより船長、職員及びＧＭＤＳＳ無線通信士に対して発給され、及び裏書された証明書であって、その正当な受有者に対し、当該証明書に明記された責任の水準で、その職務区分において業務を行い、かつ、関係する業務細目を遂行する権利を与えるものをいう。

1.28　「技能証明書」とは、漁船員に対して発給される資格証明書以外の証明書であって、この条約に基づく訓練、能力又は海上航行業務の関連する要件が満たされていることを明記しているものをいう。

2　この規則は、ＳＴＣＷ―ＦコードＡ部の義務的な規定によって補足され、次の要件に従う。

2.1　いずれかの規則の要件というときは、ＳＴＣＷ―ＦコードＡ部の対応する節を含めていう。

2.2　この規則の適用に当たっては、この条約の一層統一的な実施を世界的に達成するため、ＳＴＣＷ―ＦコードＢ部に定める関連の指針及び説明資料を、最大限可能な限り考慮すべきである。

2.3　ＳＴＣＷ―ＦコードＡの規定の改正は、附属書に適用される改正手続に関する第十条の規定に従って採択され、効力を生じ、及び実施される。

2.4　ＳＴＣＷ―ＦコードＢ部は、海上安全委員会においてその手続規則に従って改正される。

第一―二規則　適用

1　締約国の主管庁は、専ら自国の港から運航し、かつ、限定水域内で漁獲を行う長さ四十五メートル未満の漁船において業務を行う乗組員に対して、第二―三規則に定める要件、第二―四規則に定める要件及び第二―五―一―一規則、第二―五―一―二規則又は第二―五―二規則に定める要件の全て並びに英語の使用に関する要件を適用することが合理的又は実際的でないと考える場合には、この条約に定める安全の原則から逸脱することなしに、これらの規則の全部又は一部を当該乗組員については適用しないことを決定することができる。この場合において、主管庁は、当該乗組員の訓練及び資格証明に関して自国がとった措置の詳細を事務局長に報告する。

2　この条約の適用上、主管庁は、全ての章について、測定の基礎として、長さ（L）に代えて次の総トン数を使用することを決定することができる。

2.1　長さ（L）二十四メートルに相当するものとみなされる総トン数三百トン

2.2　長さ（L）四十五メートルに相当するものとみなされる総トン数九百五十トン

第一―三規則　証明書及び裏書

1　漁船員の資格証明書は、この規則に定めるところにより業務、年齢、身体適性、訓練、能力及び試験に関する要件を満たしている場合にのみ、主管庁が発給する。

2　1の規定により締約国が発給する資格証明書には、当該資格証明書の発給を証明する当該締約国が、ＳＴＣＷ―ＦコードＡ部第一章第三節に定める様式1又は2により裏書をする。

3　証明書及び裏書は、発給する国の公用語で作成するものとし、使用される公用語が英語でない場合には、英語による訳文を付する。

4　締約国は、無線通信士のための証明書の発給については、次のいずれかの方法をとることができる。

4.1　無線通信規則の定めるところにより証明書を発給するための試験に、第二―六規則の規定により要求される追加の知識を含めること。

4.2　第二―六規則の規定により要求される追加の知識を有していることを示す別個の証明書を発給すること。

5　第一―七規則の規定により、他の締約国又は他の締約国から権限を与えられた者が発給した証明書を承認した主管庁は、ＳＴＣＷ―ＦコードＡ部第一章第三節に定める様式3によりその承認を証明する裏書をする。

6　裏書は、裏書された証明書の有効期間が満了し、又は当該証明書を発給した締約国が当該証明書を撤回し、停止し、若しくは取り消した場合には、直ちに効力を失うものとし、かつ、いかなる場合においても裏書された日の後五年以内に効力を失う。

7　機関長、機関部職員又はＧＭＤＳＳ無線通信士として業務を行うために千九百七十八年のＳＴＣＷ条約の規定に従ってその受有者に発給された適当な資格証明書は、1の規定の適用上、漁船についての相当する証明書とみなす。

8　千九百七十八年のＳＴＣＷ条約附属書第一―九規則に定めるところにより発給された健康証明書は、漁船の乗組員について効力を有する。

9　主管庁は、ＳＴＣＷ―ＦコードＡ部第一章第三節に定める様式1から3までに基づいて当該様式の変形と認められる範囲内で、同節に定める様式と異なる様式を使用することができる。ただし、当該様式には、少なくとも要求された情報を記載するものとし、記入事項は、ローマ文字及びアラビア数字による。

第一―四規則　監督手続

1　正当に権限を与えられた監督官が第八条の規定に基づいて行う監督は、次の事項に限る。

1.1　漁船において業務を行う漁船員のうちこの条約により証明書を与えられることを要求されている全てのものが、当該証明書を与えられ、又は必要な臨時業務許可書を受有していることを確認すること。証明書は、不正に取得されたものであると認める明確な根拠がある場合及び証明書の所持者が当該証明書の発給を受けた者と異なる者であると認める明確な根拠がある場合を除くほか、認容される。

1.2　漁船が次のいずれかの事態を引き起こしたことにより、当該漁船においてこの条約により要求される当直の基準が維持されていないと認める明確な根拠がある場合に、その漁船員が当該基準を維持する能力を有しているか評価すること。

1.2.1　衝突し、座礁し、又は乗り揚げたこと。

1.2.2　航行中、びょう泊中又は係留中に国際条約に違反して物質を排出したこと。

1.2.3　機関が採択した航路指定の措置又は安全な航行に係る方式及び手続に従わず、無謀な又は危険な操船を行ったこと。

1.2.4　その他人命、財産又は環境に対する危険をもたらすような方法で運航されていること。

2　締約国の監督官は、1の規定により漁船において要件の不備を発見した場合には、適当な措置がとられるようにするため、当該漁船の船長及び主管庁に対し、直ちに文書で通報する。通報には、発見した要件の不備に関する詳細及び当該要件の不備のために人命、財産又は環境に対する危険があると当該締約国が判断する理由を明記する。

3　人命、財産又は環境に対する危険をもたらすと認められる要件の不備には、次のことを含める。

3.1　証明書の受有を要求されている者が、適当な証明書又は臨時業務許可書を所持していないこと。

3.2　甲板部又は機関部の当直体制が、主管庁の定める要件を満たしていないこと。

3.3　安全な航行、安全に関する無線通信又は海洋汚染の防止のために不可欠な装置を操作する能力を有する者が当直を担当していないこと。

3.4　航海を開始する際の最初の当直及びその後の当直に休養をとった者を充てることができないこと。

第一―五規則　情報の送付

1　事務局長は、締約国が要請する場合には、第四条の規定に基づいて送付を受けた情報を当該締約国に提供する。

2　締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日の後二十四箇月以内に第四条の規定により要求される情報を送付しないときは、事務局長が当該情報を受領するまでの間、この条約に基づく特権を主張することができない。

第一―六規則　資格証明の制度の運用

1　各締約国は、能力に係る基準を達成するために必要な教育及び実習訓練を含む計画がその有効性を確保するために定期的に監視されることを確保するための手段を設定し、及び維持することを約束する。

2　各締約国は、実行可能な範囲内で、発給され、有効期間が満了し、若しくは更新され、滅失した旨が報告され、停止され、又は取り消された第一―三規則及び第二―一規則から第二―六規則までに定める全ての証明書及び裏書並びに発給された臨時業務許可書の登録簿を管理し、並びに他の締約国によって要請されたときは、当該証明書、裏書及び臨時業務許可書の状況に関する情報を提供することを約束する。

第一―七規則　証明書の承認

1　締約国の主管庁は、第一―三規則の規定に従って裏書することにより他の締約国又は他の締約国から権限を与えられた者が発給した証明書を承認するため、能力に係る基準の要件並びに当該他の締約国による証明書の発給及び裏書の要件が十分に満たされていることを確保する。

2　締約国でない国又は締約国でない国から権限を与えられた者が発給した証明書については、承認してはならない。

3　締約国の主管庁は、第一―三規則5及びこの第一―七規則1に定める要件にかかわらず、他の締約国が発給した適当かつ有効な証明書であって第一―三規則5の規定により要求される裏書をしていないものを受有する者に対し、必要がある場合には、当該締約国を旗国とする漁船において、三箇月を超えない期間業務を行うことを認めることができる。ただし、裏書の申請が当該主管庁に提出されたことを証明する文書を提示することができることを条件とする。

第一―八規則　経過規定

1　この条約により証明書が必要とされる職務区分につき締約国が自国についてこの条約の効力が生ずる前に自国の法令により又は無線通信規則の定めるところにより発給した資格証明書及び従業証明書は、当該締約国についてこの条約の効力が生じた後、有効なものと認められる。

2　締約国は、自国についてこの条約の効力が生じた後五年を超えない期間、従前の例により資格証明書を発給することができる。当該資格証明書は、この条約の適用上有効なものと認められる。この経過期間において、当該資格証明書の発給は、発給を行う締約国についてこの条約の効力が生ずる前に当該資格証明書に係る特定の部門において海上業務を開始した者に対してのみ行う。締約国は、資格証明書を得ようとする他の全ての者が、この条約の定めるところにより試験を受け、及び証明書を与えられることを確保する。

3　締約国は、自国についてこの条約の効力が生じた後二年以内は、この条約の定める適当な証明書又は自国についてこの条約の効力が生ずる前に自国の法令により発給した資格証明書のいずれも受有していない漁船員であって次の要件を満たすものに対し、従業証明書を発給することができる。

3.1　当該締約国についてこの条約の効力が生ずる前七年以内に三年以上の期間、海上において、当該従業証明書に係る職務区分において業務を行ったことがあること。

3.2　3.1に規定する職務区分において良好に業務を行った証拠を提示したこと。

3.3　締約国が、申請時における年齢を考慮して身体適性（特に、視覚及び聴覚に関するもの）を有すると認めたこと。

この条約の適用上、この3の規定に基づいて発給された従業証明書は、この条約の定めるところにより発給された証明書と同等のものとみなす。

第一―九規則　臨時業務許可書

1　主管庁は、例外的に必要となる場合において人命、財産又は環境に危険が生ずるおそれがないと認めるときは、いずれかの職務区分（関連する無線通信規則に別段の定めがない限り、無線通信士を除く。）において業務を行うための適当な証明書を受有していない者に対し、特定の漁船において、六箇月を超えない特定の期間、当該職務区分において業務を行うことを許可する臨時業務許可書を発給することができる。この場合において、臨時業務許可書の発給を受ける者は、その就くこととなる職の職務を安全に遂行することのできる十分な能力を有していると主管庁の認める者でなければならない。

2　いずれかの職についての臨時業務許可書は、当該職の直下の職に就くために正当に証明書を与えられた者に対してのみ与える。当該職よりも下位の職の資格証明についてこの条約が定めていない場合には、臨時業務許可書は、その能力及び経験が当該職に必要とされる要件と明らかに同等であると主管庁の認める者に対して発給することができる。ただし、当該者がいかなる適当な証明書も受有していない場合には、臨時業務許可書が発給されても安全が損なわれないことを明らかにするためのものとして当該者が主管庁の認める試験に合格することを条件とする。主管庁は、適当な証明書の受有者が可能な限り速やかに当該職に就くことを確保する。

3　各締約国は、証明書が必要とされる職務区分ごとの臨時業務許可書の数に係る情報（発給実績がない場合を含む。）を、毎年一月一日後可能な限り速やかに、事務局長に報告する。

第一―十規則　同等と認められる教育及び訓練の制度

1　この条約は、締約国が、特に、技術の進歩に応じた及び特殊な形態の漁船に適合した海上航行業務及び船内組織に係る教育及び訓練の制度その他のこの条約が定めるところと異なる教育及び訓練の制度を維持し、又は採用することを妨げるものではない。ただし、漁船の航行上の及び技術的な操船に関する海上航行業務、知識及び技能の水準が、少なくともこの条約が定める要件と同程度に、海上における安全を確保し、かつ、海洋汚染の防止の効果を有するものであることを条件とする。

2　1に規定する制度に関する細目は、第四条に定める報告に含める。

第一―十一規則　シミュレーターの使用

1　ＳＴＣＷ―Ｆコード部第一章第十一節に規定する性能の基準及び他の規定並びに関係する証明書に係るＳＴＣＷ―Ｆコード部に定めるその他の要件は、次の事項について遵守されなければならない。

1.1　全てのシミュレーター訓練

1.2　シミュレーターによって実施される能力の評価であってＳＴＣＷ―Ｆコード部の規定により要求されるもの

1.3　ＳＴＣＷ―Ｆコード部の規定により要求されるシミュレーターによる技能の維持の実証

第一―十二規則　医療上の基準

1　各締約国は、この第一―十二規則及びＳＴＣＷ―Ｆコード部第一章第十二節の規定に従って、漁船員の身体適性の基準及び健康証明書の発給のための手続を定める。

2　各締約国は、ＳＴＣＷ―Ｆコード部第一章第十二節の規定に従い、漁船員の身体適性の評価について責任を有する者が、漁船員の健康検査を行うことを目的として、当該締約国によって認められた医師であることを確保する。

3　この条約の規定に従って発給された証明書を受有する乗組員であって海上において業務を行っているものは、この第一―十二規則及びＳＴＣＷ―Ｆコード部第一章第十二節の規定に従って発給される有効な健康証明書も受有していなければならない。

4　健康証明書を得ようとする者は、次の4.1又は4.2並びに4.3及び4.4の要件を満たさなければならない。

4.1　十六歳以上であること。

4.2　十五歳以上であること（当該証明書を得ようとする者が、国内法令及び国内慣行に従って権限のある機関によって認められる場合に限る。）。

4.3　身元関係事項について十分な証明を提出すること。

4.4　締約国が定める適用される身体適性の基準を満たすこと。

5　健康証明書は、最長二年の期間有効とする。ただし、十八歳未満の乗組員の場合には、有効期間は、最長一年とする。

6　健康証明書は、その有効期間が航海中に満了した場合には、締約国によって認められた医師がいる次の寄港地まで、なおその効力を有する。ただし、その期間は、三箇月を超えないものとする。

7　主管庁は、緊急の場合には、締約国によって認められた医師がいる次の寄港地まで、乗組員が、有効な健康証明書なしに労働することを許可することができる。ただし、次のことを条件とする。

7.1　許可の期間が三箇月を超えないこと。

7.2　当該乗組員が有効期間が満了した最近の健康証明書を所持していること。

第二章　船長、甲板部の当直を担当する職員、機関部職員及び無線通信士の資格証明

第二―一規則　無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船の船長の資格証明のための最小限の要件

1　無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船の船長は、資格証明書を受有していなければならない。

2　資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

2.1　無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための要件を満たしており、かつ、長さ十二メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員又は船長として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。ただし、当該期間のうち六箇月を超えない期間について、締約国は、当該海上航行業務を、千九百七十八年のＳＴＣＷ条約が適用される海上航行船舶において甲板部の当直を担当する職員として行った承認された海上航行業務により代替することを認めることができる。

2.2　ＳＴＣＷ－ＦコードＡ部第二章第一節に定める能力に係る基準を満たすこと。

3　資格証明書を得ようとする者であって、千九百七十八年のＳＴＣＷ条約に従って発給された有効な資格証明書を受有しているものは、ＳＴＣＷ－ＦコードＡ部第二章第一節に定める能力に係る基準であって、相当する千九百七十八年のＳＴＣＷ条約の証明書の発給のために同等以上の水準が要求されたものについて、再評価されることを要しない。

第二―二規則　無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための最小限の要件

1　無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員は、資格証明書を受有していなければならない。

2　資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

2.1　十八歳以上であること。

2.2　次のいずれかの期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。

2.2.1　承認された訓練計画（ＳＴＣＷ－ＦコードＡ部第二章第二節に定める要件を満たす船上訓練であって、承認された訓練記録簿に記載されるものを含む。）の一部として、長さ十二メートル以上の漁船又は漁業練習船において十二箇月以上の期間

2.2.2　長さ十二メートル以上の漁船の甲板部において二年以上の期間。ただし、主管庁は、当該海上航行業務を、一年を超えない期間について特別の訓練（この場合において、当該特別の訓練の計画が、これにより代替される、要求される海上航行業務と少なくとも同等のものであることを条件とする。）により、又は千九百七十八年のＳＴＣＷ条約が適用される承認された記録簿によって証明される承認された海上航行業務により、代替することを認めることができる。

2.3　ＳＴＣＷ－ＦコードＡ部第二章第二節に定める能力に係る基準を満たすこと。

2.4　無線通信規則に基づき指定された無線通信の任務を遂行するために適当な、第二―六規則に定める関係要件を満たすこと。

3　資格証明書を得ようとする者であって、千九百七十八年のＳＴＣＷ条約に従って発給された有効な資格証明書を受有しているものは、ＳＴＣＷ－ＦコードＡ部第二章第二節に定める能力に係る基準であって、相当する千九百七十八年のＳＴＣＷ条約の証明書の発給のために同等以上の水準が要求されたものについて、再評価されることを要しない。

第二―三規則　限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船の船長の資格証明のための最小限の要件

1　限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船の船長は、第二―一規則の規定により発給された証明書を受有している場合を除くほか、少なくともこの第二―三規則の規定により発給される資格証明書を受有していなければならない。

2　資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

2.1　限定水域又は無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための要件を満たしており、かつ、長さ十二メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員又は船長として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。ただし、当該期間のうち六箇月を超えない期間について、締約国は、当該海上航行業務を、千九百七十八年のＳＴＣＷ条約が適用される海上航行船舶において甲板部の当直を担当する職員として行った承認された海上航行業務により代替することを認めることができる。

2.2　ＳＴＣＷ－ＦコードＡ部第二章第三節に定める能力に係る基準を満たすこと。

3　締約国は、同一の限定水域において運航する全ての漁船及び稼働する全ての構築物の安全に及ぼす影響に留意した上、第一―一規則に規定する定義に従って自国が定める限定水域を考慮し、及び能力に係る基準に含めるべき追加の事項を決定すべきである。

4　資格証明書を得ようとする者であって、千九百七十八年のＳＴＣＷ条約に従って発給された有効な資格証明書を受有しているものは、ＳＴＣＷ－ＦコードＡ部第二章第三節に定める能力に係る基準であって、相当する千九百七十八年のＳＴＣＷ条約の証明書の発給のために同等以上の水準が要求されたものについて、再評価されることを要しない。

第二―四規則　限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための最小限の要件

1　限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員は、第二―二規則の規定により発給された証明書又は少なくともこの第二―四規則の規定により発給された資格証明書のいずれかを受有していなければならない。

2　資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

2.1　十八歳以上であること。

2.2　次のいずれかの期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。

2.2.1　承認された訓練計画（ＳＴＣＷ－ＦコードＡ部第二章第四節に定める要件を満たす船上訓練であって、承認された訓練記録簿に記載されるものを含む。）の一部として、長さ十二メートル以上の漁船又は漁業練習船において十二箇月以上の期間

2.2.2　長さ十二メートル以上の漁船の甲板部において二年以上の期間。ただし、主管庁は、当該海上航行業務を、一年を超えない期間について特別の訓練（この場合において、当該特別の訓練の計画が、これにより代替される、要求される海上航行業務と少なくとも同等のものであることを条件とする。）により、又は千九百七十八年のＳＴＣＷ条約が適用される承認された記録簿によって証明される承認された海上航行業務により、代替することを認めることができる。

2.3　ＳＴＣＷ－ＦコードＡ部第二章第四節に定める能力に係る基準を満たすこと。

2.4　無線通信規則に基づき指定された無線通信の任務を遂行するため、適当な要件を満たすこと。

3　資格証明書を得ようとする者であって、千九百七十八年のＳＴＣＷ条約に従って発給された有効な資格証明書を受有しているものは、ＳＴＣＷ－ＦコードＡ部第二章第四節に定める能力に係る基準であって、相当する千九百七十八年のＳＴＣＷ条約の証明書の発給のために同等以上の水準が要求されたものについて、再評価されることを要しない。

第二―五―一―一規則　三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船の機関長及び一等機関士の資格証明のための最小限の要件

1　三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた海上航行漁船の機関長及び一等機関士は、資格証明書を受有していなければならない。

2　資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

2.1　七百五十キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船において機関部の当直を担当する職員の資格証明のための要件を満たしており、かつ、当該職員の職務区分において、次の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。

2.1.1　一等機関士の資格証明の場合には、資格を有する機関部職員として十二箇月以上の期間

2.1.2　機関長の資格証明の場合には、三十六箇月以上の期間。ただし、資格証明書を得ようとする者が一等機関士として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがある場合には、この三十六箇月以上の期間を二十四箇月以上の期間に短縮することができる。

2.2　承認された教育及び訓練を修了し、かつ、ＳＴＣＷ―Ｆコード部第二章第五―一―一節に定める能力に係る基準を満たすこと。

第二―五―一―二規則　七百五十キロワット以上三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた漁船の機関長及び一等機関士の資格証明のための最小限の要件

1　七百五十キロワット以上三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた海上航行漁船の機関長及び一等機関士は、資格証明書を受有していなければならない。

2　資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

2.1　七百五十キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船において機関部の当直を担当する職員の資格証明のための要件及び次の要件を満たしていること。

2.1.1　一等機関士の資格証明の場合には、機関士補又は機関部職員として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。

2.1.2　機関長の資格証明の場合には、二十四箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。ただし、当該期間のうち十二箇月以上の期間については、一等機関士として業務を行う資格を有し、かつ、機関部職員として業務を行ったものでなければならない。

2.2　承認された教育及び訓練を修了し、かつ、ＳＴＣＷ―Ｆコード部第二章第五―一―二節に定める能力に係る基準を満たすこと。

3　三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船の一等機関士として業務を行う資格を有する機関部職員は、三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた漁船の機関長として業務を行うことができる旨が証明書に裏書されている場合には、当該業務を行うことができる。

第二―五―二規則　七百五十キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船において人員の配置がされる機関区域の機関部の当直を担当する職員又は定期的に無人の状態に置かれる機関区域の当番に指名される機関部職員の資格証明のための最小限の要件

1　七百五十キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた海上航行漁船において、人員の配置がされる機関区域の機関部の当直を担当する職員又は定期的に無人の状態に置かれる機関区域の当番に指名される機関部職員は、資格証明書を受有していなければならない。

2　資格証明書を得ようとする者は、次の2.1及び2.5並びに2.2から2.4までのいずれかの要件を満たさなければならない。

2.1　十八歳以上であること。

2.2　工作技能訓練と承認された海上航行業務とを合わせて十二箇月の期間行ったことがあること。ただし、当該期間のうち六箇月以上の期間については、承認された訓練計画（ＳＴＣＷ―Ｆコード部第二章第五―二節に定める要件を満たす船上訓練であって、承認された訓練記録簿に記載されるものを含む。）の一部として、漁船又は漁業練習船において行ったものでなければならない。

2.3　工作技能訓練と承認された海上航行業務とを合わせて十二箇月の期間行ったことがあること。ただし、当該期間のうち六箇月以上の期間については、承認された訓練計画（ＳＴＣＷ―Ｆコード部第二章第五―二節に定める要件を満たす船上訓練であって、承認された訓練記録簿に記載されるものを含む。）の一部として、千九百七十八年のＳＴＣＷ条約に従って運航する船舶又は練習船において行ったものでなければならない。

2.4　機関室において、十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。ただし、当該期間のうち六箇月を超えない期間について、主管庁は、必要と認める場合には、当該海上航行業務を工作技能訓練等の特別の訓練により代替することを認めることができる。この場合において、当該特別の訓練の計画が、これにより代替される、要求される海上航行業務と同等のものであることを条件とする。

2.5　ＳＴＣＷ―Ｆコード部第二章第五―二節に定める能力に係る基準を満たすこと。

3　締約国は、推進機関の出力及び同一の限定水域において運航する全ての漁船の安全に及ぼす影響に留意した上、限定水域における航海に従事する漁船の機関部職員に対する能力に係る基準の要件及び海上航行業務の要件を変更することができる。

4　必要な理論的知識及び実際の経験を与えるための訓練は、関連のある国際的な規則及び勧告を考慮して行わなければならない。

第二―六規則　漁船におけるＧＭＤＳＳ無線通信士の資格証明のための最小限の要件

注釈

無線部の当直に関しては、無線通信規則及び二千十二年のケープタウン協定に遵守すべき規定がある。無線設備の保守に関しては、二千十二年のケープタウン協定に規定がある。これらの規定は、無線通信規則において義務的なものとされており、二千十二年のケープタウン協定が効力を生ずる日から、同協定において義務的なものとされる。

適用

1　この第二―六規則の規定は、2に規定する場合を除くほか、国際条約に定めるところに従い、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（ＧＭＤＳＳ）の下で運航する漁船の無線通信士について適用する。

2　ＧＭＤＳＳの規定に従うことを要求されない漁船の無線通信士は、この第二―六規則の規定に従うことを要しないが、無線通信規則に従うことを要求される。主管庁は、当該無線通信士について、無線通信規則に定める適当な証明書が発給され、又は承認されることを確保する。

ＧＭＤＳＳ無線通信士の資格証明のための最小限の要件

1　ＧＭＤＳＳの下で運航する漁船において無線通信の任務を担当し、又は遂行する者は、無線通信規則の定めるところにより主管庁が発給し、又は承認するＧＭＤＳＳに係る適当な証明書を受有していなければならない。

2　さらに、二千十二年のケープタウン協定が効力を生じたときに、千九百九十三年のトレモリノス議定書又は同協定により無線設備を設置することが要求される漁船における業務に関する資格証明書であって、この第二―六規則の規定に基づくものを得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

2.1　十八歳以上であること。

2.2　承認された教育及び訓練を修了し、かつ、ＳＴＣＷ―Ｆコード Ａ部第二章第六節に定める能力に係る基準を満たすこと。

3　無線通信規則の定めるところにより発給される全ての種類の証明書について、この条約の要件を満たしている旨が裏書されるために要求される知識、理解及び技能は、ＳＴＣＷ―Ｆコード Ａ部第二章第六節に定める。締約国は、知識及び訓練の適当な水準の決定に当たっては、ＳＴＣＷ―Ｆコード Ｂ部第二章第六節の関連する勧告についても考慮する。

第二―七規則　船長及び職員の証明書の更新

1　この章の規定により発給され、又は承認された証明書を受有している船長及び職員であって、海上において業務を行っているもの及び海上における業務に復帰する意思を有するものは、海上航行業務に対する適性を維持するため、五年を超えない期間ごとに、次のことを要求される。

1.1　第一―十二規則に規定する身体適性の基準を満たすこと。

1.2　ＳＴＣＷ―Ｆコード Ａ部第二章第七節の規定に従って専門的能力の維持を確立すること。

2　各締約国は、二千三十一年一月一日前に発給される証明書を得ようとする者に要求した能力に係る基準をＳＴＣＷ―Ｆコード Ａ部に規定する適当な証明書のための能力に係る基準と比較して、これらの証明書の受有者に対し、再教育のための及び最新の知識の習得のための適当な訓練又は評価を受けるよう要求する必要性を判断する。

3　締約国は、関係者と協議の上、ＳＴＣＷ―Ｆコード Ａ部第二章第七節に規定する再教育のための及び最新の知識の習得のための課程を制度化し、又はその制度化を促進する。

4　各主管庁は、船長及び職員が最新の知識を習得するため、自国を旗国とする漁船が海上における人命の安全及び海洋環境の保護に関する国内法令及び国際規則の最新の改正文書を入手することができるようにする。

第二―八規則　ＧＭＤＳＳ無線通信士の証明書の更新

1　この章の規定により発給され、又は承認された証明書を受有しているＧＭＤＳＳ無線通信士であって、海上において業務を行っているもの及び海上における業務に復帰する意思を有するものは、海上航行業務に対する適性を維持するため、五年を超えない期間ごとに、次のことを要求される。

1.1　第一―十二規則に規定する身体適性の基準を満たすこと。

1.2　ＳＴＣＷ―Ｆコード Ａ部第二章第八節の規定に従って専門的能力の維持を確立すること。

2　各締約国は、二千三十一年一月一日前に発給される証明書を得ようとする者に要求した能力に係る基準をＳＴＣＷ―Ｆコード Ａ部に規定する適当な証明書のための能力に係る基準と比較して、これらの証明書の受有者に対し、再教育のための及び最新の知識の習得のための適当な訓練又は評価を受けるよう要求する必要性を判断する。

3　締約国は、関係者と協議の上、ＳＴＣＷ―Ｆコード Ａ部第二章第八節に規定する再教育のための及び最新の知識の習得のための課程を制度化し、又はその制度化を促進する。

4　各主管庁は、ＧＭＤＳＳ無線通信士が最新の知識を習得するため、自国を旗国とする漁船が無線通信及び海上における人命の安全に関する国内法令及び国際規則の最新の改正文書を入手することができるようにする。

第三章　全ての漁船員に対する基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練

第三―一規則　全ての漁船員に対する基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練に関する最小限の要件

1　漁船員は、船内におけるいずれかの任務を割り当てられる前に、ＳＴＣＷ―Ｆコード Ａ部第三章第一節の規定に従って次の要件を満たさなければならない。

1.1　主管庁により承認された基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練を受けること。

1.2　適当な能力に係る基準を満たすこと。

2　証明書が発給されるために必要な資格に基本的な訓練が含まれない場合には、当該証明書の受有者が基本的な訓練の課程を良好に修了したことを示す技能証明書が発給される。

3　証明書を得ようとする者であって、千九百七十八年のＳＴＣＷ条約に従って発給された有効な技能証明書を受有しているものは、ＳＴＣＷ―Ｆコード Ａ部第三章第一節の表Ａ―三―一―一から表Ａ―三―一―四までに定める能力に係る基準であって、相当する千九百七十八年のＳＴＣＷ条約の証明書の発給のために同等以上の水準が要求されたものについて、再評価されることを要しない。

第四章　当直

第四―一規則　任務への適合

当直体制は、当直を担当する乗組員の能力が疲労によって損なわれることのないようなものでなければならない。当直体制は、航海を開始する際の最初の当直を担当する者及びその後に当直を担当する者が十分な休養をとっており、及びその任務の遂行に適している状態にあるように編成する。

第四―二規則　漁船において遵守すべき基本的な当直の原則

1　主管庁は、安全な当直が常に維持されることを確保するために遵守すべきＳＴＣＷ―Ｆコードに定める要件、原則及び指針につき、漁船の所有者及び運航者、船長、機関長並びに全ての当直を担当する乗組員の注意を喚起する。

2　全ての漁船の船長は、その時の状況を考慮して、当直体制が安全な当直の維持に十分なものであること及び船長の全般的な指揮の下に次のことを確保する。

2.1　甲板部の当直を担当する職員が、任務の遂行中、漁船を安全に航行させる責任を有し、かつ、いかなる時にも船橋又は海図室若しくは船橋制御室のような任務に直接関連する場所を離れないこと。

2.2　無線通信士が、任務の遂行中、適当な周波数で継続的な無線部の当直を維持する責任を有すること。

2.3　機関部の当直を担当する職員が、ＳＴＣＷ―Ｆコードに定めるところに従って、機関長の指揮の下に、警報があり次第機関区域に行くことのできるようにしておくものとし、要求されるときは、当直の責任を有している期間、機関区域を離れないこと。

2.4　漁船の安全のために適切かつ効果的な当直が常に維持されること。

3　いかなる漁船も、少なくともＳＴＣＷ―Ｆコードに定める基本的な当直の原則を考慮するものとする。ただし、締約国は、限定水域において運航する極めて小さい漁船については、基本的な原則の完全な遵守を免除することができる。

外務大臣　茂木　敏充
農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

INTERNATIONAL CONVENTION ON STANDARDS OF TRAINING, CERTIFICATION AND WATCHKEEPING FOR FISHING VESSEL PERSONNEL, 1995

THE PARTIES TO THIS CONVENTION,

NOTING the International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Seafarers, 1978 (hereinafter referred to as the "1978 STCW Convention"),

DESIRING to further promote safety of life and property at sea and the protection of the marine environment by establishing in common agreement international standards of training, certification and watchkeeping for personnel employed on board fishing vessels,

CONSIDERING that this end may be best achieved by the conclusion of an International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Fishing Vessel Personnel, hereinafter referred to as "the Convention",

HAVE AGREED as follows:

ARTICLE 1

General obligations

1 The Parties undertake to give effect to the provisions of the Convention and the Annex thereto, which shall constitute an integral part of the Convention. Every reference to the Convention constitutes at the same time a reference to the Annex hereto.

2 The Parties undertake to promulgate all laws, decrees, orders and regulations and to take all other steps which may be necessary to give the Convention full and complete effect, so as to ensure that, from the point of view of safety of life and property at sea and the protection of the marine environment, seagoing fishing vessel personnel are qualified and fit for their duties.

ARTICLE 2

Definitions

For the purpose of the Convention, unless expressly provided otherwise.

.1 "Party" means a State for which the Convention has entered into force.

.2 "Administration" means the Government of the Party whose flag the vessel is entitled to fly.

.3 "Certificate" means a valid document, by whatever name it may be known, issued or recognized in accordance with the provisions of the Convention, authorizing the holder to serve as stated in this document or as authorized by national regulations.

.4 "Certificated" means properly holding a certificate.

.5 "Organization" means the International Maritime Organization.

.6 "Secretary-General" means the Secretary-General of the Organization.

.7 "Fishing vessel" or "vessel" means any vessel used commercially for catching fish or other living resources of the sea.

.8 "Seagoing fishing vessel" means a fishing vessel other than those which navigate exclusively in inland waters or in waters within, or closely adjacent to, sheltered waters or areas where port regulations apply.

ARTICLE 3

Application

The Convention shall apply to personnel serving on board seagoing fishing vessels entitled to fly the flag of a Party.

ARTICLE 4

Communication of information

Each Party shall communicate to the Secretary-General the following information:

.1 a report on the measures it has taken to give full and complete effect to the provisions of the Convention, including a specimen of certificates issued in compliance with the Convention; and

.2 other information which may be specified or provided for in regulation I/5.

ARTICLE 5

Other treaties and interpretation

1 All prior treaties, conventions and arrangements relating to standards of training, certification and watchkeeping for fishing vessel personnel in force between the Parties, shall continue to have full and complete effect during the terms thereof as regards:

.1 fishing vessel personnel to whom this Convention does not apply; and

.2 fishing vessel personnel to whom this Convention applies, in respect of matters for which it has not expressly provided.

2 To the extent, however, that such treaties, conventions or arrangements conflict with the provisions of the Convention, the Parties shall review their commitments under such treaties, conventions and arrangements with a view to ensuring that there is no conflict between these commitments and their obligations under the Convention.

3 All matters which are not expressly provided for in the Convention remain subject to the legislation of Parties.

ARTICLE 6

Certification

Fishing vessel personnel shall be certificated in accordance with the provisions of the Annex to this Convention.

ARTICLE 7

National provisions

1 Each Party shall establish processes and procedures for the impartial investigation of any reported incompetency, act or omission, that may pose a direct threat to safety of life or property at sea or to the marine environment, by the holders of certificates or endorsements issued by that Party in connection with their performance of duties related to their certificates and for the withdrawal, suspension and cancellation of such certificates for such cause and for the prevention of fraud.

2 Each Party shall prescribe penalties or disciplinary measures for cases in which the provisions of its national legislation giving effect to this Convention are not complied with in respect of vessels entitled to fly its flag or of fishing vessel personnel duly certificated by that Party.

3 In particular, such penalties or disciplinary measures shall be prescribed and enforced in cases in which:

.1 an owner, owner's agent or skipper has engaged a person not holding a certificate as required by this Convention;

.2 a skipper has allowed any function or service in any capacity required by these regulations to be performed by a person holding an appropriate certificate to be performed by a person not holding an appropriate certificate or dispensation; or

.3 a person has obtained by fraud or forged documents an engagement to perform any function or serve in any capacity required by these regulations to be performed or filled by a person holding a certificate or dispensation.

4 A Party within whose jurisdiction there is based an owner or owner's agent or any person who is believed on clear grounds to have been responsible for, or to have knowledge of, any apparent non-compliance with the Convention specified in paragraph 3, shall extend all co-operation possible to any Party which advises it of its intention to initiate proceedings under its jurisdiction.

ARTICLE 8

Control

1 Fishing vessels, while in the port of another Party, are subject to control by officers duly authorized by that Party to verify that all persons serving on board who are required to be certificated by this Convention are so certificated or hold an appropriate dispensation.

2 In the event of failure to correct any deficiency referred to in paragraph 3 of regulation I/4 in so far as it poses a danger to persons, property or the environment, the Party carrying out the control shall take steps to ensure that the vessel will not sail unless and until these requirements are met to the extent that the danger has been removed. The facts concerning the action taken shall be reported promptly to the Secretary-General and to the Administration.

3 When exercising control:

.1 all possible efforts shall be made to avoid a vessel being unduly detained or delayed. If a vessel is unduly detained or delayed, it shall be entitled to compensation for any loss or damage resulting therefrom; and

.2 the discretion allowed in the case of the personnel of foreign fishing vessels shall not be less than that afforded to the personnel of vessels flying the flag of the port State.

4 This article shall be applied as may be necessary to ensure that no more favourable treatment is given to a vessel entitled to fly the flag of a non-Party than is given to a vessel entitled to fly the flag of a Party.

ARTICLE 9

Promotion of technical co-operation

1 Parties to the Convention shall promote, in consultation with and with the assistance of the Organization, support for those States which request technical assistance for the:

.1 training of administrative and technical personnel;

.2 establishment of institutions for training of fishing vessel personnel;

.3 supply of equipment and facilities for training institutions;

.4 development of adequate training programmes, including practical training on seagoing fishing vessels; and

.5 facilitation of other measures and arrangements to enhance the qualifications of fishing vessel personnel,

preferably on a national, sub-regional or regional basis, to further the aims and purposes of the Convention, taking into account the special needs of developing countries in this regard.

2 On its part, the Organization shall pursue the aforesaid efforts, as appropriate, in consultation or association with other international organizations, particularly the International Labour Organization and the Food and Agriculture Organization of the United Nations.

ARTICLE 10

Amendments

1 The Convention may be amended by either of the procedures specified in this article.

2 Amendments after consideration within the Organization:

.1 Any amendment proposed by a Party shall be submitted to the Secretary-General, who shall then circulate it to all Members of the Organization, to all the Parties and to the Director-General of the International Labour Office and of the Food and Agriculture Organization of the United Nations respectively, at least six months prior to its consideration.

.2 Any amendment proposed and circulated as above shall be referred to the Maritime Safety Committee of the Organization for consideration.

.3 Parties whether or not Members of the Organization shall be entitled to participate in the proceedings of the Maritime Safety Committee for the consideration and adoption of amendments.

.4 Amendments shall be adopted by a two-thirds majority of the Parties present and voting in the Maritime Safety Committee, expanded as provided for in paragraph 2.3 (hereinafter referred to as "the expanded Maritime Safety Committee"), on condition that at least one-third of the Parties shall be present at the time of voting.

.5 Amendments adopted in accordance with paragraph 2.4 shall be communicated by the Secretary-General to all the Parties.

.6 An amendment to an article shall be deemed to have been accepted on the date on which it is accepted by two-thirds of the Parties.

.7 An amendment to the Annex or to an appendix to the Annex shall be deemed to have been accepted:

.7.1 at the end of two years from the date of adoption; or

.7.2 at the end of a different period, which shall not be less than one year, if so determined at the time of its adoption by a two-thirds majority of the Parties present and voting in the expanded Maritime Safety Committee.

If, within the specified period, more than one-third of the Parties notify the Secretary-General that they object to the amendment, it shall be deemed not to have been accepted.

.8 An amendment to an article shall enter into force, with respect to those Parties which have accepted it, six months after the date on which it is deemed to have been accepted, and with respect to each Party which accepts it after that date, six months after the date of that Party's acceptance.

.9 An amendment to the Annex and to an appendix to the Annex shall enter into force with respect to all Parties, except those which have objected to the amendment under paragraph 2.7 and which have not withdrawn such objections, six months after the date on which it is deemed to have been accepted. However, before the date set for entry into force any Party may give notice to the Secretary-General that it exempts itself from giving effect to that amendment for a period not longer than one year from the date of its entry into force, or for such longer period as may be determined by a two-thirds majority of the Parties present and voting in the expanded Maritime Safety Committee at the time of the adoption of the amendment.

3 Amendment by a Conference:

.1 Upon the request of a Party concurred with by at least one-third of the Parties, the Organization shall convene, in association or consultation with the Director-General of the International Labour Office and of the Food and Agriculture Organization of the United Nations respectively, a Conference of the Parties to consider amendments to the present Convention.

.2 Every amendment adopted by such a Conference by a two-thirds majority of the Parties present and voting shall be communicated by the Secretary-General to all the Parties for acceptance.

.3 Unless the Conference decides otherwise, the amendment shall be deemed to have been accepted and shall enter into force in accordance with the procedures specified in paragraphs 2.6 and 2.8 or 2.7 and 2.9 respectively, provided that references in those paragraphs to the expanded Maritime Safety Committee shall be taken to mean references to the Conference.

4 Any declaration of acceptance of, or objection to, an amendment or any notice given under paragraph 2.9 shall be submitted in writing to the Secretary-General, who shall inform all Parties of any such submission and the date of its receipt.

5 The Secretary-General shall inform all the Parties of any amendments which enter into force, together with the date on which each such amendment enters into force.

ARTICLE 11

Signature, ratification, acceptance, approval and accession

1 The Convention shall remain open for signature at the Headquarters of the Organization from 1 January 1996 until 30 September 1996 and shall thereafter remain open for accession. States may become Parties to the Convention by:

.1 signature without reservation as to ratification, acceptance or approval; or

.2 signature subject to ratification, acceptance or approval, followed by ratification, acceptance or approval; or

.3 accession.

2 Ratification, acceptance, approval or accession shall be effected by the deposit of an instrument to that effect with the Secretary-General.

ARTICLE 12

Entry into force

1 The Convention shall enter into force 12 months after the date on which not less than 15 States have either signed it without reservation as to ratification, acceptance, or approval, or have deposited the requisite instruments of ratification, acceptance, approval or accession in accordance with article 11.

2 For States which have deposited an instrument of ratification, acceptance, approval or accession in respect of the Convention after the requirements for entry into force thereof have been met but prior to the date of entry into force, the ratification, acceptance, approval or accession shall take effect on the date of entry into force of the Convention or three months after the date of deposit of the instrument, whichever is the later date.

3 For States which have deposited an instrument of ratification, acceptance, approval or accession after the date on which the Convention entered into force, the Convention shall become effective three months after the date of deposit of the instrument.

4 After the date on which an amendment to the Convention is deemed to have been accepted under article 10, any instrument of ratification, acceptance, approval or accession deposited shall apply to the Convention as amended.

ARTICLE 13

Denunciation

1 The Convention may be denounced by any Party at any time after the expiry of five years from the date on which the Convention enters into force for that Party.

2 Denunciation shall be effected by notification in writing to the Secretary-General.

3 A denunciation shall take effect 12 months after receipt of the denunciation by the Secretary-General or after the expiry of any longer period which may be indicated in the notification.

ARTICLE 14

Depositary

1 The Convention shall be deposited with the Secretary-General of the Organization (hereinafter referred to as "the depositary").

2 The depositary shall:

.1 inform the Governments of all States which have signed the Convention or acceded thereto of:

.1.1 each new signature or deposit of an instrument of ratification, acceptance, approval or accession, together with the date thereof;

.1.2 the date of entry into force of the Convention;

.1.3 the deposit of any instrument of denunciation of the Convention, together with the date on which it was received and the date on which the denunciation takes effect; and

.2 transmit certified true copies of the Convention to the Governments of all States which have signed the present Convention or acceded thereto.

3 As soon as the Convention enters into force a certified true copy thereof shall be transmitted by the depositary to the Secretary-General of the United Nations, for registration and publication in accordance with Article 102 of the Charter of the United Nations.

ARTICLE 15

Languages

The Convention is established in a single original in the Arabic, Chinese, English, French, Russian and Spanish languages, each text being equally authentic.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, being duly authorized by their respective Governments for that purpose, have signed the Convention.

DONE AT LONDON, this seventh day of July, one thousand nine hundred and ninety five.

ANNEX

CHAPTER I
General provisions

Regulation I/1
Definitions

1 For the purpose of this annex, the following definitions apply:

.1 *Regulations* means regulations contained in the annex to the Convention;

.2 *Approved* means approved by the Party in accordance with these regulations;

.3 *Skipper* means the person having command of a fishing vessel;

.4 *Officer* means a member of the crew, other than the skipper, designated as such by national law or regulations or, in the absence of such designation, by collective agreement or custom;

.5 *Officer in charge of a navigational watch* means an officer qualified in accordance with the provisions of regulation II/2 or II/4 of this Convention;

.6 *Engineer officer* means an officer qualified in accordance with the provisions of regulation II/5-1-1, II/5-1-2 or II/5-2 of this Convention;

.7 *Chief engineer officer* means the senior engineer officer responsible for the mechanical propulsion and operation and maintenance of mechanical and electrical installations of the vessel;

.8 *Second engineer officer* means the engineer officer next in rank to the chief engineer officer and upon whom the responsibility for the mechanical propulsion and the operation and maintenance of the mechanical and electrical installations of the vessel will fall in the event of the incapacity of the chief engineer officer;

.9 *Radio operator* means a person holding an appropriate certificate issued or recognized by an Administration under the provisions of the Radio Regulations;

.10 *Radio Regulations* means the Radio Regulations complementing the Constitution and Convention of the International Telecommunication Union which is in force at any given time;

.11 *1978 STCW Convention* means the International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Seafarers, 1978;

.12 *1993 Torremolinos Protocol* means the Torremolinos Protocol of 1993 relating to the Torremolinos International Convention for the Safety of Fishing Vessels, 1977;

.13 *2012 Cape Town Agreement* means the Cape Town Agreement of 2012 on the Implementation of the Provisions of the 1993 Torremolinos Protocol relating to the Torremolinos International Convention for the Safety of Fishing Vessels, 1977;

.14 *Month* means a calendar month or 30 days made up of periods of less than one month;

.15 *Seagoing service* means service on board a vessel relevant to the issue or revalidation of a certificate or other qualification;

.16 *Propulsion power* means the total maximum continuous rated output power, in kilowatts, of all the vessel's main propulsion machinery which appears on the vessel's certificate of registry or other official document;

.17 *Limited waters* means those waters in the vicinity of a Party as defined by its Administration within which a degree of safety is considered to exist which enables the standards of qualification and certification for all fishing vessel personnel to be set at a lower level than for service outside the defined limits. In determining the extent of limited waters, the Administration shall take into consideration the guidelines developed by the Organization;

.18 *Unlimited waters* mean waters beyond limited waters;

.19 *Length (L)* shall be taken as 96% of the total length on a waterline at 85% of the least moulded depth measured from the keel line, or as the length from the foreside of the stem to the axis of the rudder stock on that waterline, if that be greater. In vessels designed with rake of keel the waterline on which this length is measured shall be parallel to the designed waterline;

.20 *Moulded depth* is the vertical distance measured from the keel line to the top of the working deck beam at side;

.21 *STCW-F Code* means the Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Fishing Vessel Personnel Code, as adopted by resolution MSC.562(108), as may be amended by the Organization;

.22 *Owner* means the owner of the fishing vessel or any other organization or person, such as the manager, agent, operator, company, authorized representative or bareboat charterer, who has assumed the responsibility for the operation of the vessel from the owner and who, on assuming such responsibility, has agreed to take over the duties and responsibilities imposed on fishing vessel owners in accordance with the Convention, regardless of whether any other organization or person fulfils certain of the duties or responsibilities on behalf of the fishing vessel owner;

.23 *Fishing vessel personnel* means every person employed or engaged in any capacity or carrying out an occupation on board any fishing vessel, including persons working on board who are paid on the basis of a share of the catch but excluding pilots, naval personnel, other persons in the permanent service of a government, shore-based persons carrying out work aboard a fishing vessel and fisheries observers;

.24 *Function* means a group of tasks, duties and responsibilities, as specified in the STCW-F Code, necessary for fishing vessel operation, safety of life at sea or protection of the marine environment;

.25 *Fishing training vessel* means a dedicated training vessel, designed for catching and storing fish, which provides a training opportunity for demonstration and assessment of the competences required by the provisions of chapter II of this annex;

.26 *GMDSS radio operator* means a person who is qualified in accordance with the provisions of regulation II/6 of the Convention;

.27 *Certificate of competency* means a certificate issued and endorsed for skippers, officers and GMDSS radio operators in accordance with the provisions of chapter II of this annex and entitling the lawful holder thereof to serve in the capacity and perform the functions involved at the level of responsibility specified therein; and

.28 *Certificate of proficiency* means a certificate, other than a certificate of competency issued to fishing vessel personnel, stating that the relevant requirements of training, competencies or seagoing service in the Convention have been met.

2 These regulations are supplemented by the mandatory provisions contained in part A of the STCW-F Code and:

.1 any reference to a requirement in a regulation also constitutes a reference to the corresponding section of part A of the STCW-F Code;

.2 in applying these regulations, the related guidance and explanatory material contained in part B of the STCW-F Code should be taken into account to the greatest degree possible in order to achieve a more uniform implementation of the Convention provisions on a global basis;

.3 amendments to part A of the STCW-F Code shall be adopted, brought into force and take effect in accordance with the provisions of article 10 of the Convention concerning the amendment procedure applicable to the annex; and

.4 part B of the STCW-F Code shall be amended by the Maritime Safety Committee in accordance with its rules of procedure.

Regulation I/2
Application

1 The Administration of a Party, if it considers it unreasonable or impracticable to apply the full requirements of regulations II/3, II/4 and II/5-1-1, II/5-1-2 or II/5-2 and the requirement of the use of the English language to personnel serving on board a fishing vessel of less than 45 metres in length operating exclusively from its ports and fishing within its limited waters, may determine which of these regulations should not apply, wholly or in part, to such personnel, without derogation from the principles of safety in the Convention. In such a case, the Administration concerned shall report to the Secretary-General on the details of the measures it has taken with respect to the training and certification of such personnel.

2 For the purpose of this Convention, the Administration may decide to use the following gross tonnage in place of length (L) as the basis for measurement for all chapters:

.1 a gross tonnage of 300 shall be considered equivalent to a length (L) of 24 metres; and

.2 a gross tonnage of 950 shall be considered equivalent to a length (L) of 45 metres.

Regulation I/3
Certificates and endorsements

1 Certificates of competency for fishing vessel personnel shall only be issued by the Administration if the requirements for service, age, medical fitness, training, qualification and examinations are met in accordance with these regulations.

2 A certificate of competency issued by a Party in compliance with paragraph 1 shall be endorsed by that Party attesting the issue of that certificate in the form as prescribed in format 1 or 2 of section A-I/3 of the STCW-F Code.

3 Certificates and endorsements shall be issued in the official language or languages of the issuing country. If the language used is not English, the text shall include a translation into that language.

4 In respect of radio operators, Parties may:

.1 include the additional knowledge required by regulation II/6 in the examination for the issue of a certificate complying with the Radio Regulations; or

.2 issue a separate certificate indicating that the holder has the additional knowledge required by regulation II/6.

5 The Administration which has recognized a certificate issued by or under the authority of another Party in compliance with regulation I/7 shall issue an endorsement attesting the recognition of that certificate in the form prescribed in format 3 of section A-I/3 of the STCW-F Code.

6 The endorsement shall expire as soon as the certificate endorsed expires or is withdrawn, suspended or cancelled by the Party which issued it and, in any case, not more than five years after the date of issue.

7 Appropriate certificates of competency issued under the provisions of the 1978 STCW Convention for the holder to serve as a chief engineer officer, an engineer officer or GMDSS radio operator shall be deemed to be a corresponding certificate for the purposes of paragraph 1 with regard to fishing vessels.

8 Medical certificates issued in accordance with the provisions of regulation I/9 of the 1978 STCW Convention shall be accepted as valid for the personnel of fishing vessels.

9 Subject to the variations permitted under formats 1, 2 and 3 of section A-I/3 of the STCW-F Code, Administrations may use a format different from the format given in the section provided that such format contains, as a minimum, the required information and that the particulars are inserted in Roman characters and Arabic figures.

Regulation I/4
Control procedures

1 Control exercised by a duly authorized officer under article 8 shall be limited to the following:

.1 verification that all fishing vessel personnel serving on board who are required to be certificated by this Convention are so certificated or hold the required dispensation. Such certificates shall be accepted unless there are clear grounds for believing that a certificate has been fraudulently obtained or that the holder of a certificate is not the person to whom that certificate was originally issued; and

.2 assessment of the ability of the fishing vessel personnel to maintain watchkeeping standards as required by the Convention if there are clear grounds for believing that such standards are not being maintained, because the following have occurred:

.1 the vessel has been involved in a collision, grounding or stranding; or

.2 there has been a discharge of substances from the vessel when under way, at anchor or at berth which is illegal under international conventions; or

.3 the vessel has been manoeuvred in an erratic or unsafe manner, whereby routeing measures adopted by the Organization, or safe navigation practices and procedures, have not been followed; or

.4 the vessel is otherwise being operated in such a manner as to pose a danger to persons, property or the environment.

2 In the event that deficiencies are found under paragraph 1, the officer carrying out the control shall forthwith inform, in writing, the skipper of the vessel and the Administration, so that appropriate action may be taken. Such notification shall specify the details of the deficiencies found and the grounds on which the Party determines that these deficiencies pose a danger to persons, property or the environment.

3 Deficiencies which may be deemed to pose a danger to persons, property or the environment include the following:

.1 failure of persons, required to hold a certificate, to have an appropriate certificate or dispensation;

.2 failure of navigational or engineering watch arrangements to conform to the requirements specified for the vessel by the Administration;

.3 absence in a watch of a person qualified to operate equipment essential to safe navigation, safety radio communications or the prevention of pollution; or

.4 inability to provide rested persons for the first watch at the commencement of a voyage, and for subsequent relieving watches.

Regulation I/5
Communication of information

1 The Secretary-General shall, on request, provide Parties with any information communicated under article 4.

2 A Party which fails to communicate information required by article 4 within 24 months after the date of entry into force of the Convention for a Party shall not be entitled to claim the privileges of this Convention until such time as the information has been received by the Secretary-General.

Regulation I/6
Administration of certification arrangements

1 Each Party undertakes to establish and maintain a means of ensuring that programmes incorporating such instruction and practical training as is necessary to achieve the competency standards are regularly monitored to ensure their effectiveness.

2 Each Party undertakes, to the extent practicable, to maintain a register or registers of all certificates and endorsements specified in regulations I/3 and II/1 to II/6 which are issued, have expired, or have been revalidated, reported lost, suspended or cancelled, and of dispensations issued, and provide information on the status of such certificates, endorsements and dispensations when so requested by another Party.

Regulation I/7
Recognition of certificates

1 Each Administration shall ensure, in order to recognize, by endorsement in accordance with regulation I/3, a certificate issued by or under the authority of another Party, that the requirements for standards of competence, as well as the issue and endorsement of certificates by that Party, are fully complied with.

2 Certificates issued by or under the authority of a non-Party shall not be recognized.

3 Notwithstanding the requirement of paragraph 1 of this regulation and paragraph 5 of regulation I/3, an Administration may, if circumstances require, allow a person to serve for a period not exceeding three months on board a vessel entitled to fly its flag while holding an appropriate and valid certificate issued by another Party without it being endorsed as required by paragraph 5 of regulation I/3 provided that documented proof is made available that application for an endorsement has been submitted to the Administration.

Regulation I/8
Transitional provisions

1 A certificate of competency or of service in a capacity for which this Convention requires a certificate and which before entry into force of the Convention for a Party is issued in accordance with the laws of that Party or the Radio Regulations shall be recognized as valid for service after entry into force of the Convention for that Party.

2 After the entry into force of the Convention for a Party, it may continue to issue certificates of competency in accordance with its previous practices for a period not exceeding five years. Such certificates shall be recognized as valid for the purpose of the Convention. During this transitional period, such certificates shall be issued only to persons who had commenced their sea service before entry into force of the Convention for that Party within the specific vessel department to which those certificates relate. The Party shall ensure that all other candidates for certification shall be examined and certificated in accordance with the Convention.

3 A Party may, within two years after entry into force of the Convention for that Party, issue a certificate of service to fishing vessel personnel who hold neither an appropriate certificate under the Convention nor a certificate of competency issued under its laws before entry into force of the Convention for that Party but who have:

.1 served in the capacity for which they seek a certificate of service for not less than three years at sea within the last seven years preceding entry into force of the Convention for that Party;

.2 produced evidence that they have performed that service satisfactorily; and

.3 satisfied the Party as to medical fitness, including eyesight and hearing, taking into account their age at the time of application.

For the purpose of the Convention, a certificate of service issued under this paragraph shall be regarded as the equivalent of a certificate issued under the Convention.

Regulation I/9
Dispensation

1 In circumstances of exceptional necessity, an Administration, if in its opinion this will not cause danger to persons, property or the environment, may issue a dispensation permitting a person to serve in a specified fishing vessel for a specified period not exceeding six months in a capacity, other than that of the radio operator, except as provided by the relevant Radio Regulations, for which the person does not hold the appropriate certificate, provided that the person to whom the dispensation is issued shall be adequately qualified to fill the vacant post in a safe manner, to the satisfaction of the Administration.

2 Any dispensation granted for a post shall be granted only to a person properly certificated to fill the post immediately below it. Where certification of the post below is not required by the Convention, a dispensation may be issued to a person whose competence and experience are, in the opinion of the Administration, clearly equivalent to the requirements for the post to be filled, provided that, if such a person holds no appropriate certificate, the person shall be required to pass a test accepted by the Administration as demonstrating that such a dispensation may safely be issued. In addition, the Administration shall ensure that the post in question is filled by the holder of an appropriate certificate as soon as possible.

3 Each Party shall, as soon as possible after 1 January each year, send a report to the Secretary-General giving information of the total number of dispensations in respect of each capacity for which a certificate is required, including nil returns.

Regulation I/10
Equivalents

1 The Convention shall not prevent a Party from retaining or adopting other educational and training arrangements, including those involving seagoing service and shipboard organization especially adapted to technical developments and to special types of vessels, provided that the level of seagoing service, knowledge and efficiency as regards navigational and technical handling of vessels ensures a degree of safety at sea and has a preventive effect as regards pollution at least equivalent to the requirements of the Convention.

2 Details of such arrangements shall be included in the report under article 4.

Regulation I/11
Use of simulators

1 The performance standards and other provisions set forth in section A-I/11 and such other requirements as are prescribed in part A of the STCW-F Code for any certificate concerned shall be complied with in respect of:

.1 all simulator-based training;

.2 any assessment of competency required by part A of the STCW-F Code which is carried out by means of a simulator; and

.3 any demonstration, by means of a simulator, of continued proficiency required by part A of the STCW-F Code.

Regulation I/12
Medical standards

1 Each Party shall establish standards of medical fitness for fishing vessel personnel and procedures for the issue of a medical certificate in accordance with the provisions of this regulation and of section A-I/12 of the STCW-F Code.

2 Each Party shall ensure that those responsible for assessing the medical fitness of fishing vessel personnel are medical practitioners recognized by the Party for the purpose of fishing vessel personnel medical examinations, in accordance with the provisions of section A-I/12 of the STCW-F Code.

3 Every crew member holding a certificate issued under the provisions of the Convention who is serving at sea shall also hold a valid medical certificate issued in accordance with the provisions of this regulation and of section A-I/12 of the STCW-F Code.

4 Every candidate for certification shall:

.1 be not less than 16 years of age; or

.2 be not less than 15 years of age provided that the candidate is authorized by the competent authority in accordance with national laws and practice;

.3 provide satisfactory proof of his or her identity; and

.4 meet the applicable medical fitness standards established by the Party.

5 Medical certificates shall remain valid for a maximum period of two years unless the crew member is under the age of 18, in which case the maximum period of validity shall be one year.

6 If the period of validity of a medical certificate expires in the course of a voyage, then the medical certificate shall continue in force until the next port of call where a medical practitioner recognized by the Party is available, provided that the period shall not exceed three months.

7 In urgent cases the Administration may permit a crew member to work without a valid medical certificate until the next port of call where a medical practitioner recognized by the Party is available, provided that:

.1 the period of permission does not exceed three months; and

.2 the crew member concerned is in possession of an expired medical certificate of recent date.

CHAPTER II
Certification of skippers, officers in charge of a navigational watch, engineer officers and radio operators

Regulation II/1
Mandatory minimum requirements for certification of skippers on fishing vessels of 24 metres in length and over operating in unlimited waters

1 Every skipper on a fishing vessel of 24 metres in length and over operating in unlimited waters shall hold a certificate of competency.

2 Every candidate for certification shall:

.1 meet the requirements for certification as an officer in charge of a navigational watch on fishing vessels of 24 metres in length and over operating in unlimited waters, and have approved seagoing service of not less than 12 months as an officer in charge of a navigational watch or skipper on fishing vessels of not less than 12 metres in length. However, the Party may allow the substitution of a period not exceeding six months of approved seagoing service as an officer in charge of a navigational watch on seagoing ships covered by the 1978 STCW Convention; and

.2 meet the standard of competence specified in section A-II/1 of the STCW-F Code.

3 A candidate who holds a valid certificate of competency issued in accordance with the provisions of the 1978 STCW Convention need not be reassessed in those standards of competence listed in section A-II/1 of the STCW-F Code that were required at a higher or equivalent level for the issuance of the corresponding 1978 STCW Convention certificate.

Regulation II/2
Mandatory minimum requirements for certification of officers in charge of a navigational watch on fishing vessels of 24 metres in length and over operating in unlimited waters

1 Every officer in charge of a navigational watch on a fishing vessel of 24 metres in length and over operating in unlimited waters shall hold a certificate of competency.

2 Every candidate for certification shall:

.1 be not less than 18 years of age;

.2 have approved seagoing service of not less than:

.1 12 months on fishing vessels or fishing training vessels of not less than 12 metres in length as part of an approved training programme which includes onboard training that meets the requirements of section A-II/2 of the STCW-F Code and is documented in an approved training record book; or

.2 two years in the deck department on fishing vessels of not less than 12 metres in length. However, the Administration may allow the substitution of the seagoing service by a period of special training not exceeding one year, provided that the period of the special training programme shall be at least equivalent in value to the period of the required seagoing service it substitutes or by a period of approved seagoing service evidenced by an approved record book covered by the 1978 STCW Convention;

.3 meet the standard of competence specified in section A-II/2 of the STCW-F Code; and

.4 meet the applicable requirements of regulation II/6, as appropriate for performing designated radio duties in accordance with the Radio Regulations.

3 A candidate who holds a valid certificate of competency issued in accordance with the provisions of the 1978 STCW Convention need not be reassessed in those standards of competence listed in section A-II/2 of the STCW-F Code that were required at a higher or equivalent level for the issuance of the corresponding 1978 STCW Convention certificate.

Regulation II/3
Mandatory minimum requirements for certification of skippers on fishing vessels of 24 metres in length and over operating in limited waters

1 Every skipper on a fishing vessel of 24 metres in length and over operating in limited waters shall, unless they hold certificates issued in compliance with regulation II/1, hold a certificate of competency issued in compliance with at least the provisions of this regulation.

2 Every candidate for certification shall:

.1 meet the requirements for certification as an officer in charge of a navigational watch on fishing vessels of 24 metres in length and over operating in limited or unlimited waters, and have approved seagoing service of not less than 12 months as an officer in charge of a navigational watch or skipper on fishing vessels of not less than 12 metres in length. However, a Party may allow the substitution of a period not exceeding six months of approved seagoing service as an officer in charge of a navigational watch on seagoing ships covered by the 1978 STCW Convention; and

.2 meet the standard of competence specified in section A-II/3 of the STCW-F Code.

3 The Party, bearing in mind the effect on the safety of all vessels and structures which may be operating in the same limited waters, should consider the limited waters it has defined in accordance with the definition given in regulation I/1 and determine any additional material that should be included in the standard of competence.

4 A candidate who holds a valid certificate of competency issued in accordance with the provisions of the 1978 STCW Convention need not be reassessed in those standards of competence listed in section A-II/3 of the STCW-F Code that were required at a higher or equivalent level for the issuance of the corresponding 1978 STCW Convention certificate.

Regulation II/4
Mandatory minimum requirements for certification of officers in charge of a navigational watch on fishing vessels of 24 metres in length and over operating in limited waters

1 Every officer in charge of a navigational watch on a fishing vessel of 24 metres in length and over operating in limited waters shall either hold a certificate issued in compliance with regulation II/2 or hold a certificate of competency issued in compliance with at least the provisions of this regulation.

2 Every candidate for certification shall:

.1 be not less than 18 years of age;

.2 have approved seagoing service of not less than:

.1 12 months on fishing vessels or fishing training vessels of not less than 12 metres in length as part of an approved training programme which includes onboard training that meets the requirements of section A-II/4 of the STCW-F Code and is documented in an approved training record book; or

.2 two years in the deck department on fishing vessels of not less than 12 metres in length. However, the Administration may allow the substitution of the seagoing service by a period of special training not exceeding one year, provided that the period of the special training programme shall be at least equivalent in value to the period of the required seagoing service it substitutes or by a period of approved seagoing service evidenced by an approved record book covered by the 1978 STCW Convention;

.3 meet the standard of competence specified in section A-II/4 of the STCW-F Code; and

.4 meet the appropriate requirements for performing designated radio duties in accordance with the Radio Regulations.

3 A candidate who holds a valid certificate of competency issued in accordance with the provisions of the 1978 STCW Convention need not be reassessed in those standards of competence listed in section A-II/4 of the STCW-F Code, which were required at a higher or equivalent level for the issuance of the corresponding 1978 STCW Convention certificate.

Regulation II/5-1-1
Mandatory minimum requirements for certification of chief engineer officers and second engineer officers on fishing vessels powered by main propulsion machinery of 3,000 kW propulsion power or more

1 Every chief engineer officer and second engineer officer on a seagoing fishing vessel powered by main propulsion machinery of 3,000 kW propulsion power or more shall hold a certificate of competency.

2 Every candidate for certification shall:

.1 meet the requirements for certification as an officer in charge of an engineering watch on fishing vessels powered by main propulsion machinery of 750 kW propulsion power or more and have approved seagoing service in that capacity:

.1 for certification as second engineer officer, have not less than 12 months as qualified engineer officer; and

.2 for certification as chief engineer officer, have not less than 36 months; however, this period may be reduced to not less than 24 months if not less than 12 months of such seagoing service has been served as second engineer officer; and

.2 have completed approved education and training and meet the standard of competence specified in section A-II/5-1-1 of the STCW-F Code.

Regulation II/5-1-2
Mandatory minimum requirements for certification of chief engineer officers and second engineer officers on fishing vessels powered by main propulsion machinery of between 750 kW and 3,000 kW propulsion power

1 Every chief engineer officer and second engineer officer on a seagoing fishing vessel powered by main propulsion machinery of between 750 kW and 3,000 kW propulsion power shall hold a certificate of competency.

2 Every candidate for certification shall:

.1 meet the requirements for certification as an officer in charge of an engineering watch on fishing vessels powered by main propulsion machinery of 750 kW propulsion power or more and:

.1 for certification as second engineer officer, have not less than 12 months of approved seagoing service as assistant engineer officer or engineer officer; and

.2 for certification as chief engineer officer, have not less than 24 months of approved seagoing service of which not less than 12 months shall be served while qualified to serve as second engineer officer; and

.2 have completed approved education and training and meet the standard of competence specified in section A-II/5-1-2 of the STCW-F Code.

3 Every engineer officer who is qualified to serve as second engineer officer on fishing vessels powered by main propulsion machinery of 3,000 kW propulsion or more, may serve as chief engineer officer on fishing vessels powered by main propulsion machinery of less than 3,000 kW propulsion power, provided the certificate is so endorsed.

Regulation II/5-2
Mandatory minimum requirements for certification of officers in charge of an engineering watch in a manned engine-room or designated duty engineers in a periodically unmanned engine-room on fishing vessels powered by main propulsion machinery of 750 kW propulsion power or more

1 Every officer in charge of an engineering watch in a manned engine-room or designated duty engineer officer in a periodically unmanned engine-room serving on a seagoing fishing vessel powered by main propulsion machinery of 750 kW propulsion power or more shall hold a certificate of competency.

2 Every candidate for certification shall:

.1 be not less than 18 years of age;

.2 have completed 12 months of combined workshop skills training and approved seagoing service of which not less than six months must be served on board fishing vessels or fishing training vessels as part of an approved training programme which includes onboard training that meets the requirements of section A-II/5-2 of the STCW-F Code and is documented in an approved training record book; or

.3 have completed 12 months of combined workshop skills training and approved seagoing service of which not less than six months must be served on ships or training ships being operated in accordance with the 1978 STCW Convention as part of an approved training programme which includes onboard training that meets the requirements of section A-II/5-2 of the STCW-F Code and is documented in an approved training record book; or

.4 have approved seagoing service of not less than 12 months in the engine-room. However, the Administration may allow, as deemed necessary, the substitution of up to six months of the seagoing service by a period of special training such as workshop skills training, provided that the special training programme is equivalent in value to the period of the required seagoing service it substitutes; and

.5 meet the standard of competence specified in section A-II/5-2 of the STCW-F Code.

3 The Party may vary the requirements for standard of competence and seagoing service for officers of fishing vessels engaged in voyages in limited waters bearing in mind the power of the propulsion machinery and the effect on the safety of all fishing vessels which may be operating in the same waters.

4 Training to achieve the necessary theoretical knowledge and practical experience shall take into account relevant international regulations and recommendations.

Regulation II/6
Mandatory minimum requirements for certification of GMDSS radio operators on board fishing vessels

Explanatory note

Mandatory provisions relating to radio watchkeeping are set forth in the Radio Regulations and in the 2012 Cape Town Agreement. Provisions for radio maintenance are set forth in the 2012 Cape Town Agreement. The referred provisions are mandatory in the Radio Regulations and will be mandatory in the 2012 Cape Town Agreement when it enters into force.

Application

1 Except as provided in paragraph 2, the provisions of this regulation shall apply to radio operators on fishing vessels operating within the Global Maritime Distress and Safety System (GMDSS) as prescribed by the international conventions.

2 Radio operators on fishing vessels that are not required to comply with the provisions of the GMDSS are not required to meet the provisions of this regulation, but are nevertheless required to comply with the Radio Regulations. The Administration shall ensure that the appropriate certificates as prescribed by the Radio Regulations are issued or recognized in respect of such radio operators.

Mandatory minimum requirements for certification of GMDSS radio operators

1 Every person in charge of or performing radiocommunication duties on a fishing vessel operating within the GMDSS shall hold an appropriate certificate related to the GMDSS, issued or recognized by the Administration under the provisions of the Radio Regulations.

2 In addition, every candidate for certification of competency under this regulation for service on a fishing vessel required by the 1993 Torremolinos Protocol or the 2012 Cape Town Agreement, when in force, to have a radio installation, shall:

.1 be not less than 18 years of age; and

.2 have completed approved education and training and meet the standard of competence specified in section A-II/6 of the STCW-F Code.

3 For endorsement of all types of certificates issued under the provisions of the Radio Regulations as meeting the requirements of the Convention, the required knowledge, understanding and proficiency is given in section A-II/6 of the STCW-F Code. In determining the appropriate level of knowledge and training the Party shall also take into account the relevant recommendations in section B-II/6 of the STCW-F Code.

Regulation II/7
Revalidation of certificates for skippers and officers

1 Every skipper and officer holding a certificate issued or recognized under this chapter of the Convention who is serving at sea or intends to return to sea after a period ashore shall, in order to continue to qualify for seagoing service, be required, at intervals not exceeding five years, to:

.1 meet the standards of medical fitness prescribed in regulation I/12; and

.2 establish continued professional competence in accordance with section A-II/7 of the STCW-F Code.

2 Each Party shall compare the standards of competence which it required of candidates for certificates issued before 1 January 2031 with those specified for the appropriate certificate in part A of the STCW-F Code, and shall determine the need for requiring the holders of such certificates to undergo appropriate refresher and updating training or assessment.

3 The Party shall, in consultation with those concerned, formulate or promote the formulation of a structure of refresher and updating courses as provided for in section A-II/7 of the STCW-F Code.

4 For the purpose of updating the knowledge of skippers and officers, each Administration shall ensure that the texts of recent changes in national and international regulations concerning the safety of life at sea, and the protection of the marine environment are made available to fishing vessels entitled to fly its flag.

Regulation II/8
Revalidation of certificates for GMDSS radio operators

1 Every GMDSS radio operator holding a certificate issued or recognized under this chapter of the Convention who is serving at sea or intends to return to sea after a period ashore shall, in order to continue to qualify for seagoing service, be required, at intervals not exceeding five years, to:

.1 meet the standards of medical fitness prescribed in regulation I/12; and

.2 establish continued professional competence in accordance with section A-II/8 of the STCW-F Code.

2 Each Party shall compare the standards of competence which it required of candidates for certificates issued before 1 January 2031 with those specified for the appropriate certificate in part A of the STCW-F Code, and shall determine the need for requiring the holders of such certificates to undergo appropriate refresher and updating training or assessment.

3 The Party shall, in consultation with those concerned, formulate or promote the formulation of a structure of refresher and updating courses as provided for in section A-II/8 of the STCW-F Code.

4 For the purpose of updating the knowledge of GMDSS radio operators, each Administration shall ensure that the texts of recent changes in national and international regulations concerning radiocommunications and relevant to the safety of life at sea are made available to fishing vessels entitled to fly its flag.

CHAPTER III
Basic training and onboard safety familiarization for all fishing vessel personnel

Regulation III/1
Mandatory minimum requirements for basic training and onboard safety familiarization for all fishing vessel personnel

1 Fishing vessel personnel shall, before being assigned to any shipboard duties:

.1 receive basic training approved by the Administration and onboard safety familiarization; and

.2 meet the appropriate standard of competence,

in accordance with section A-III/1 of the STCW-F Code.

2 Where basic training is not included in the qualification for the certificate to be issued, a certificate of proficiency shall be issued, indicating that the holder has successfully completed the course in basic training.

3 A candidate who holds a valid certificate of proficiency issued in accordance with the provisions of the 1978 STCW Convention need not be reassessed in those standards of competence listed in tables A-III/1-1, A-III/1-2, A-III/1-3 and A-III/1-4 of the STCW-F Code that were required at a higher or equivalent level for the issuance of the corresponding 1978 STCW Convention certificate.

CHAPTER IV
Watchkeeping

Regulation IV/1
Fitness for duty

The watch system shall be such that the efficiency of watchkeeping personnel is not impaired by fatigue. Duties shall be so organized that the first watch at the commencement of a voyage and the subsequent relieving watches are sufficiently rested and otherwise fit for duty.

Regulation IV/2
Basic watchkeeping principles to be observed on board fishing vessels

1 Administrations shall direct the attention of owners and operators of fishing vessels, skippers, chief engineer officers and all watchkeeping personnel to the requirements, principles and guidance set out in the STCW-F Code which shall be observed to ensure that a safe watch is maintained at all times.

2 The skipper of every fishing vessel shall ensure that watchkeeping arrangements are adequate for maintaining a safe watch or watches, taking into account the prevailing circumstances and conditions and that, under the skipper's general direction:

.1 officers in charge of the navigational watch are responsible for navigating the fishing vessel safely during their periods of duty, when they shall be physically present on the navigating bridge or in a directly associated location such as the chartroom or bridge control room at all times;

.2 radio operators are responsible for maintaining a continuous radio watch on appropriate frequencies during their periods of duty;

.3 officers in charge of an engineering watch, as defined in the STCW-F Code, under the direction of the chief engineer officer, shall be immediately available and on call to attend the machinery spaces and, when required, shall be physically present in the machinery space during their periods of responsibility; and

.4 an appropriate and effective watch or watches are maintained for the purpose of safety at all times.

3 The basic watchkeeping principles, including but not limited to those set out in the STCW-F Code, shall be taken into account on all fishing vessels. However, a Party may exclude very small fishing vessels operating in limited waters from fully observing the basic principles.

省　令

○経済産業省令第七十三号

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百八十一号）の施行に伴い、並びに商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第五条第一項及び第五項並びに第七条第一項及び第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事業継続力強化支援計画に係る認定の申請） **第一条**　（略） 2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二　（略） 三　前項の申請書に記載された経営指導員が次条第一項又は第二項に規定する要件に該当することを証する書面 （事業継続力強化支援計画に係る経営指導員の要件） **第二条**　（略） 2　法第五条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して実施する事業継続力強化支援事業において情報の提供及び助言を行う場合又は複数の事業継続力強化支援事業において情報の提供及び助言を行う場合にあっては、前項に規定する要件のほか、第七条第二項各号のいずれかに該当することについて都道府県知事の確認を受けた者（様式第一において「広域経営指導員」という。）であることとする。 3　前二項の都道府県知事の確認は、法第五条第一項の認定と併せて行うものとする。	（事業継続力強化支援計画に係る認定の申請） **第一条**　（略） 2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二　（略） 三　前項の申請書に記載された経営指導員が次条第一項各号に規定する要件に該当することを証する書面 （事業継続力強化支援計画に係る経営指導員の要件） **第二条**　（略） （新設） 2　前項の都道府県知事の確認は、法第五条第一項の認定と併せて行うものとする。

（経営指導員の照会）

第三条　都道府県知事は、前条第一項又は第二項の確認のため必要な範囲内において、他の都道府県知事又は経済産業大臣若しくは経済産業局長に対し、当該確認に係る経営指導員に関する前条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第二項の確認の結果を照会することができる。この場合において、他の都道府県知事又は経済産業大臣若しくは経済産業局長は、当該照会に係る前条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第二項の確認の結果を当該都道府県知事に通知するものとする。

（事業継続力強化支援計画の変更に係る認定の申請）

第四条　（略）

2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業継続力強化支援計画の実施状況を記載した書類（ただし、事業継続力強化支援計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更について、都道府県知事が必要ないと認めたときには、当該書類の添付を省略することができる。）

二　当該変更について当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議決を経たことを証する書類

三　（略）

（経営発達支援計画に係る認定の申請）

第六条　商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第七条第一項の規定により経営発達支援計画に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣又は経済産業局長に、様式第三による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　前項の申請書に記載された経営指導員が次条第一項又は第二項に規定する要件に該当することを証する書面

（経営指導員の照会）

第三条　都道府県知事は、前条第一項の確認のため必要な範囲内において、他の都道府県知事又は経済産業大臣に対し、当該確認に係る経営指導員に関する前条第一項又は第七条第一項の確認の結果を照会することができる。この場合において、他の都道府県知事又は経済産業大臣は、当該照会に係る前条第一項又は第七条第一項の確認の結果を当該都道府県知事に通知するものとする。

（事業継続力強化支援計画の変更に係る認定の申請）

第四条　（略）

2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業継続力強化支援計画の実施状況を記載した書類

二　当該変更について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し

三　（略）

（経営発達支援計画に係る認定の申請）

第六条　商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第七条第一項の規定により経営発達支援計画に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣に、様式第三による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　前項の申請書に記載された経営指導員が次条第一項各号に規定する要件に該当することを証する書面

（経営発達支援計画に係る経営指導員の要件）

第七条　法第七条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することについて経済産業大臣又は経済産業局長の確認を受けた者であることとする。

一　（略）

二　直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第四十条各号に規定する科目に係る知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者（次項第一号に掲げる要件に該当する場合を除く。）

三　直近五年以内に国及び地方公共団体の行政事務に係る知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

四・五　（略）

2　法第七条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して実施する経営発達支援事業において情報の提供及び助言を行う場合又は複数の経営発達支援事業において情報の提供及び助言を行う場合にあっては、前項に規定する要件のほか、次の各号のいずれかに該当することについて経済産業大臣又は経済産業局長の確認を受けた者（様式第三において「広域経営指導員」という。）であることとする。

一　中小企業診断士（中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定による登録を受けた者をいう。）又は直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第四十条各号に規定する科目に係る高度な知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者であって、小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する五年以上の実務の経験若しくは二以上の商工会若しくは商工会議所の地区において小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者

二　小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する十年以上の実務の経験を有する者

三　前二号に掲げる者と同等以上の能力及び経験を有する者

3　前二項の経済産業大臣又は経済産業局長の確認は、法第七条第一項の認定と併せて行うものとする。

（経営発達支援計画の変更に係る認定の申請）

第八条　商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第八条第一項の規定により経営発達支援計画の変更に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣又は経済産業局長に、様式第四による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　経営発達支援計画の実施状況を記載した書類（ただし、経営発達支援計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更について、経済産業大臣又は経済産業局長が必要ないと認めたときには、当該書類の添付を省略することができる。）

二　当該変更について当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議決を経たことを証する書類

三　（略）

（認定経営発達支援計画の公表）

第九条　経済産業大臣又は経済産業局長は、法第七条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた商工会又は商工会議所及び関係市町村の名称並びに当該認定経営発達支援計画の内容を公表するものとする。

（経営発達支援計画に係る経営指導員の要件）

第七条　法第七条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することについて経済産業大臣の確認を受けた者であることとする。

一　（略）

二　直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第四十条各号に規定する科目に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

三　直近五年以内に地方公共団体の行政事務に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

四・五　（略）

（新設）

2　前項の経済産業大臣の確認は、法第七条第一項の認定と併せて行うものとする。

（経営発達支援計画の変更に係る認定の申請）

第八条　商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第八条第一項の規定により経営発達支援計画の変更に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣に、様式第四による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　経営発達支援計画の実施状況を記載した書類

二　当該変更について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し

三　（略）

（認定経営発達支援計画の公表）

第九条　経済産業大臣は、法第七条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた商工会又は商工会議所及び関係市町村の名称並びに当該認定経営発達支援計画の内容を公表するものとする。

様式第一及び様式第二を次のように改める。

様式第１（第１条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

年　　月　　日

行政庁名　殿

住　　所
名称及び代表者の氏名

住　　所
名称及び代表者の氏名

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）
１　申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員の氏名：＿＿＿＿＿＿

（別表１）
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日） （２）事業継続力強化支援事業の内容

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制
（　　年　　月現在）
（１）実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制　等） （２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制 ①当該経営指導員の氏名、連絡先 ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等） ③広域経営指導員の当否 （３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先 ①商工会／商工会議所 ②関係市町村

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	年度	年度	年度	年度	年度
必要な資金の額					

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
①   ②   ③

様式第３（第６条関係）

経営発達支援計画に係る認定申請書

年　　月　　日

行政庁名　殿

住　　所
名称及び代表者の氏名

住　　所
名称及び代表者の氏名

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第７条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）
１　申請者名は、経営発達支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第７条第５項に規定する経営指導員の氏名：＿＿＿＿＿＿

（別表１）
経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標

経営発達支援事業の内容及び実施期間
（１）経営発達支援事業の実施期間（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日） （２）経営発達支援事業の内容

（別表２）

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制
（　　年　　月現在）
（１）実施体制（商工会又は商工会議所の経営発達支援事業実施に係る体制／関係市町村の経営発達支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制　等） （２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第７条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制 ①当該経営指導員の氏名、連絡先 ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等） ③広域経営指導員の当否 （３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先 ①商工会／商工会議所 ②関係市町村

（別表３）

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	年度	年度	年度	年度	年度
必要な資金の額					

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

経営発達支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
①   ②   ③

附　則

（施行期日）

1　この省令は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百八十一号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項又は第七条第一項の認定（法第六条第一項又は第八条第一項の変更の認定を含む。）を受けている事業継続力強化支援計画又は経営発達支援計画であって、二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して実施する事業継続力強化支援事業若しくは経営発達支援事業に係るもの又は一の経営指導員が複数の事業継続力強化支援事業若しくは経営発達支援事業において情報の提供及び助言を行っている場合における当該事業に係るものに関する法第六条又は第八条の規定による計画の変更の認定又は認定の取消しの基準については、令和十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

○国土交通省令第百十号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第十九条第二項並びに第三十八条第一項、第二項及び第五項の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　各則 第一節　釧路港（第二十一条の三・第二十一条の四） 第一節の二　苫小牧港（第二十一条の五・第二十一条の六） 第一節の三～第一節の五　（略） 第二節～第十三節　（略） 附則	目次 第一章　（略） 第二章　各則 第一節　釧路港（第二十一条の三・第二十一条の四） 第一節の二～第一節の四　（略） 第二節～第十三節　（略） 附則
第二十一条の二　内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）第九号様式備考1括弧書の船舶に関する第四条第一項及び第四項、第八条の二、第二十一条の五、第二十一条の六、第二十七条の二第四項、第二十七条の三第二項、第二十九条の二第三項、第三十八条第一項第六号、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第三項、第五十条第一項並びに別表第一（帆船に係る規定を除く。）、別表第二及び別表第四の規定の適用については、これらの規定中「五百トン」とあるのは、「五百十トン」とする。	**第二十一条の二**　内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）第九号様式備考1括弧書の船舶に関する第四条第一項及び第四項、第八条の二、第二十七条の二第四項、第二十七条の三第二項、第二十九条の二第三項、第三十八条第一項第六号、第四十三条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第三項、第五十条第一項並びに別表第一（帆船に係る規定を除く。）、別表第二及び別表第四の規定の適用については、これらの規定中「五百トン」とあるのは、「五百十トン」とする。
第一節の二　苫小牧港	（新設）
（特定航法）	
第二十一条の五　船舶は、苫小牧港においては、次の航法によらなければならない。 一　南ふ頭南端から百十九度三十分に引いた線（以下この節において「A線」という。）以北の第二区（以下この条及び別表第四において「北側海面」という。）から第一区に向かう総トン数五百トン以上の船舶（A線を横切って入航するものを除く。以下この号において同じ。）とA線を横切って入航する総トン数五百トン以上の船舶とが出会うおそれのある場合は、北側海面から第一区に向かう総トン数五百トン以上の船舶は、A線を横切って入航する総トン数五百トン以上の船舶の進路を避けること。 二　第一区から北側海面に向かう総トン数五百トン以上の船舶（A線を横切って出航しようとするものを含む。以下この号において同じ。）と北側海面からA線を横切って出航する総トン数五百トン以上の船舶（第一区から北側海面に向かうものを除く。以下この号において同じ。）とが出会うおそれのある場合は、第一区から北側海面に向かう総トン数五百トン以上の船舶は、北側海面からA線を横切って出航する総トン数五百トン以上の船舶の進路を避けること。	（新設）

（航行に関する注意）

第二十一条の六　総トン数五百トン以上の船舶は、中央南ふ頭西岸壁西端から三百五十三度に引いた線以西の第一区及び第二区（以下この項及び別表第四において「苫小牧水路」という。）若しくは苫小牧水路を除いた第一区（別表第四において「勇払水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては苫小牧水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては苫小牧水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日午後四時までに港長に通報しなければならない。

２　前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があったときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

第一節の三～第一節の五　（略）

別表第四（第二十条の二関係）

港の名称	水路	信号所の位置	信号の方法		信号の意味
			昼間	夜間	
苫小牧	苫小牧水路	苫小牧信号所（北緯四十二度三十七分五十秒東経百四十一度三十七分二十五秒）	（略）	（略）	（略）
			Ｏの文字の点滅		出航船は、出航することができること。ただし、第一区から北側海面に向かう総トン数五百トン以上の船舶（Ａ線を横切って出航するものを除く。）及び北側海面から第一区に向かう総トン数五百トン以上の船舶は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五百トン以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。
			Ｆの文字の点滅		総トン数五百トン以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならないこと。

（新設）

第一節の二～第一節の四　（略）

別表第四（第二十条の二関係）

港の名称	水路	信号所の位置	信号の方法		信号の意味
			昼間	夜間	
苫小牧	苫小牧水路（中央南ふ頭西岸壁西端から三百五十三度に陸岸まで引いた線以西の第一区及び第二区）	苫小牧信号所（北緯四十二度三十七分五十秒東経百四十一度三十七分二十五秒）	（略）	（略）	（略）
			Ｏの文字の点滅		出航船は、出航することができること。 総トン数五百トン以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。
			Ｆの文字の点滅		総トン数五百トン以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならないこと。

		総トン数五百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。
Ｘの文字及びＩの文字の交互点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくＩの文字の点滅に変わること。	
Ｘの文字及びＯの文字の交互点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくＯの文字の点滅に変わること。	
Ｘの文字及びＦの文字の交互点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。	

総トン数五百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。
総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。

	水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。
Ｉの文字及びＴの文字の交互点滅	信号が、間もなくＦの文字の点滅に変わること。
	入航船は、入航することができること。 総トン数五百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。ただし、北側海面から第一区に向かう船舶は、出航することができること。 総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。
Ｏの文字及びＴの文字の交互点滅	出航船は、出航することができること。ただし、北側海面から第一区に向かう総トン数五百トン以上の船舶は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五百トン以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、第一区から北側海面にある岸壁に向かう船舶は、入航することができること。 総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。
Ｘの文字の点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。

				勇払水路
				勇払信号所（北緯四十二度三十八分五十八秒東経百四十一度四十分十六秒）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
水路外にある入航船は、水路外において、水路内において航行中の出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 信号が、間もなくＸの文字の点灯に変わること。	／	総トン数五百トン以上の入出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。	Ｆの文字の点滅	Ｘの文字及びＩの文字の交互点滅
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
水路外にある入航船は、水路外において、水路内において航行中の出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 信号が、間もなくＸの文字の点灯に変わること。	／	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくＩの文字の点滅に変わること。	Ｘの文字及びＯの文字の交互点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。

				勇払水路（苫小牧水路を除いた第一区）
				勇払信号所（北緯四十二度三十八分五十八秒東経百四十一度四十分十六秒）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	／	総トン数五百トン以上の入出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。	Ｆの文字の点滅	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	／	総トン数五百トン以上の入出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。		

					水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくOの文字の点滅に変わること。	
					Xの文字及びFの文字の交互点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくFの文字の点滅に変わること。
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	Xの文字の点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 信号が、間もなくXの文字の点灯に変わること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年十二月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の港則法施行規則第二十一条の六（同規則第二十一条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による通報は、同規則第二十一条の六の規定の例により、この省令の施行前においても行うことができる。

法規的告示

○経済産業省告示第百六十九号

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所に対する基本指針を次のとおり定めたので、同条第四項の規定に基づき公表し、令和七年十一月二十日から施行する。なお、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（令和元年経済産業省告示第六十号）は、令和七年十一月十九日限り廃止する。

令和七年十一月十九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針

本指針は、商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所（以下「商工会等」という。）が小規模事業者の経営の改善発達の支援に関する事業を実施するに当たって、必要な事項を定めるものである。

第一　小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向

小規模事業者の経営をめぐる環境は、「大幅な賃上げ」、「少子高齢化・人口減少」、「人手不足」のほか、「経営者の高齢化・後継者不足」、「原材料・エネルギーコスト等の上昇」、「五十年ぶりの円安水準」、「自然災害の頻発化・激甚化」など、急速かつ大規模な変化を遂げている。

こうした中で、小規模企業振興基本法（平成二十六年法律第九十四号）第十三条に基づく小規模企業振興基本計画の見直しが行われ、令和七年に小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）が制定され、小規模事業者の振興に関する施策の方針及び内容が示された。

本基本計画を踏まえ、経営をめぐる環境の変化を小規模事業者の「稼ぐ力」を高める好機と捉え、従来型のビジネスモデルを見直し、小規模事業者の特性、強みを踏まえ、経営資源・地域資源の活用や地域課題の解決等により見込まれる新たな需要の獲得を行うとともに、そのような需要を見据えたデジタル技術の活用を含む経営リテラシーの向上を図るよう支援を実施する必要がある。

また、こうした小規模事業者の経営の自走化のためには、特に小規模事業者にとって身近で重要な存在である商工会等による手厚い支援が重要であり、その支援の質の向上、業務効率化、広域的な支援体制の構築等により、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく必要がある。

そして、近年、頻発化・激甚化する自然災害はもとより、感染症、サイバー攻撃等による被害の軽減や早期の復旧を図るため、小規模事業者の事業継続力の強化を促していく必要がある。

なお、特に小企業者（小規模企業振興基本法第二条第二項に規定するおおむね常時使用する従業員の数が五人以下の事業者をいう。）の支援に当たっては、小企業者の円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう特段の配慮を払う必要がある。

1. 経営改善普及事業の内容

経営改善普及事業は、主として以下の各項目に掲げるものとする。

(1) 金融、税務、経理、販売管理、労務、技術の改善、事業継続力強化、起業・創業、経営の発達、経営革新、事業の円滑な承継又は事業の継続が見込まれない場合の円滑な廃止その他各種制度（国の各府省庁、地方公共団体及び民間事業者のものを含む。以下同じ。）も活用しつつ行う経営に関するきめ細かな指導、あっせん等

(2) 小規模事業者の経営の改善発達に資する地域経済の活性化又は商工業の振興に関する事業の実施、協力又は指導

(3) 経営、技術、各種制度等に関する情報又は資料の収集及び提供

2. 経営改善普及事業の実施に当たって留意すべき点

商工会及び商工会議所は経営改善普及事業の実施に当たり以下の点につき留意する必要がある。

(1) 商工会及び商工会議所は、経営改善普及事業の実施に当たり、関係する地方公共団体や支援機関と連携し、地域の特性や産業ビジョンを踏まえた事業が実施できる支援体制を構築すること。

(2) 地域の特性や産業ビジョン等に応じて、広域的な支援を行うことが効果的である場合には、複数の商工会若しくは都道府県商工会連合会、商工会議所若しくは商工会議所を構成員とする団体、関係する地方公共団体又は支援機関と連携し、当該事業を実施できる広域的な支援体制を構築すること。

(3) 小規模事業者をめぐる新たな経営環境に対応するため、個別相談指導、地域振興のための事業の実施、後継者育成等人材能力開発の推進等を図るとともに、指導ニーズの高度化、多様化等に対応するため、専門指導体制の整備、専門的ノウハウ等を有する支援機関等の幅広い知見を活用し、きめ細かな支援等を行うことで、経営改善普及事業の効果を高めるよう配慮すること。

(4) 経営改善普及事業を実施するに当たっては、商工業が一般的に市町村の区域を一つの経済圏として発達していることを踏まえ、地方公共団体からの予算措置を活用しつつ、特にその地区を管轄する地方公共団体と調和した経営改善普及事業を実施すること。

(5) 経営改善普及事業は、原則として商工会又は商工会議所の当該地区内（広域的な支援体制を構築する場合は、関係する複数の商工会又は商工会議所の当該地区内）の小規模事業者を対象とすること。

(6) 経営改善普及事業を担当する職員がその事業に専念することができるよう、他の役職員による支援、一般職員の設置、広域指導センターの活用、情報ネットワークの活用等事業環境の整備を図ること。

(7) 個別の相談・指導の実施に際して知り得た小規模事業者の営業上の秘密については、道義上の責任であり、また、事後の経営改善普及事業の円滑な実施の大前提でもあることから、その保持を厳守すること。

(8) 支援に係るナレッジ・ノウハウの蓄積・共有、生成ＡＩ等のデジタルツールや公的機関等が提供する支援ツールの活用等を行い、支援の質の向上や業務効率化を図ること。

(9) 商工会等が行う支援や国や地方公共団体、支援機関の支援施策に係る情報、小規模事業者の事業活動に影響を与える国等の制度に係る情報、優良な取組や支援事例に係る情報等について、インターネット（ＳＮＳや動画サイトも含む。）やマスメディア、広報媒体等の多種多様な手法を活用し、必要な情報が地域の小規模事業者に十分に行き渡るものとすること。また、フリーランスや店舗を持たない事業主体に対する情報提供にも努めること。

第二　近代的経営管理方法の導入等経営管理に関する指導に関する事項

商工会及び商工会議所は、小規模事業者自身が経営に必要なリテラシーを高め、自ら策定した経営戦略に基づく取組を実施し、自律的に経営管理を実施できるよう、経営改善指導をするに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。また、小規模事業者の経営戦略の策定を促すため、各種支援策を活用すること。

1. 先ずは小規模事業者自身が金融、会計、税務等に関する基礎的な知識を有するとともに、帳簿の整理等を通じて経営に係る情報を参照できる状態となるよう支援すること。

2. 経営改善指導は、記帳の代行等が目的ではなく、電子帳簿、電子取引、電子契約、電子申告等に対応したソフトウェアやクラウドサービスの活用も含め、小規模事業者が自社の経営管理として自律的かつ継続的に実施できる環境の整備を支援すること。

3. 金融、会計、税務のほか、経営戦略、労務管理、知的資産、知的財産、デジタル等の経営管理に係る経営者のリテラシーの向上を支援すること。

4. 省力化投資やデジタルツールの活用等を含め、労働環境の整備、人材の確保・育成、業務効率化、生産性向上に関する支援を行うこと。

第三　事業継続力強化に寄与する情報の提供等に関する事項

商工会及び商工会議所が行う経営改善普及事業のうち、事業継続力強化に寄与する小規模事業者への情報の提供等事業継続力強化支援事業（法第五条第一項に規定する事業継続力強化支援事業をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。

(1)　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項に基づく都道府県地域防災計画及び第四十二条第一項に基づく市町村地域防災計画を踏まえて、商工会又は商工会議所の地区を所管する市町村（特別区を含む。以下「関係市町村」という。）と共同して事業継続力強化支援計画（法第五条第一項に規定する事業継続力強化支援計画をいう。以下同じ。）の策定及び見直しを行うこと。

(2)　事業継続力強化支援計画の作成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係市町村の商工行政及び防災行政と連携し、事前に都道府県と相談した上で、関係市町村の地域防災計画等を踏まえた内容とすること。

1.　事業継続力強化支援の内容

事業継続力強化支援は、主として以下の各項目に掲げるものとする。

(1)　地区内の小規模事業者の事業継続力強化の取組状況等の把握

(2)　地区内の小規模事業者に対する、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用した、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起

(3)　損害保険の加入等の自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく事業継続力強化計画認定制度をはじめとした各種制度の情報の提供

(4)　地区内の小規模事業者に対する事業継続力強化計画（中小企業等経営強化法第五十六条第一項に規定する事業継続力強化計画をいう。以下同じ。）及び連携事業継続力強化計画（中小企業等経営強化法第五十八条第一項に規定する連携事業継続力強化計画をいう。以下同じ。）並びに事業継続計画（ＢＣＰ）の策定のための普及啓発

(5)　地区内の小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画並びに事業継続計画（ＢＣＰ）の策定及び見直しに関する指導及び助言

(6)　地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップの実施

(7)　地区内の小規模事業者にとって必要な事業継続力強化に関する知見の共有

2.　事業継続力強化支援計画の内容

商工会又は商工会議所は事業継続力強化支援計画を策定するに当たっては、以下の点を踏まえる必要がある。

(1)　目標の設定

ア.　関係市町村の地域防災計画等を踏まえ、地区内における小規模事業者の長期的な振興に資するよう、地域経済やサプライチェーンの機能維持を意識した目標を設定すること。

イ.　経営指導員等（法第五条第五項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する商工会及び商工会議所の職員をいう。以下第三において同じ。）の人員体制から実現可能な目標であること。

(2)　実施期間

ア.　自ら設定した(1)の目標を達成するため、実施期間を三年から五年の間で定めて取組の実行計画を定めること。

イ.　事業継続力強化は自然災害等の最新の発生予測や事業継続力強化に関する最新の知見をもとに実施される必要があることから、関係市町村の地域防災計画等の改訂状況も踏まえつつ、実施期間中であっても定期的に必要な見直しを行うこと。

(3)　実施体制

ア.　事業継続力強化支援を行う必要がある小規模事業者の状況を、当該商工会又は商工会議所の地区を管轄する都道府県及び関係市町村と共有し、当該都道府県及び関係市町村の商工行政や防災行政と連携するものとすること。

イ.　支援体制の構築に当たっては、経済圏や地理的条件が複数の市町村にまたがって存在する場合や、複数の商工会又は商工会議所が、共同で支援を行うことでより効果的な支援が可能となる場合は、より効率的な支援が実施できるよう広域的な支援体制を構築すること。その際、小規模事業者や関係機関等から入手した法人情報や個人情報の取扱いについて、必要な配慮を行うこと。

ウ.　事業継続力強化支援事業の実施に当たっては、小規模事業者による自然災害等のリスク認識の向上、小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の進捗、事業継続力強化の実効性を高める取組の実施状況を把握することによって、その効果を測定し、継続的に事業継続力強化に係る指導及び助言を実施することができる仕組みを構築すること。その際、小企業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮すること。

エ.　具体的な取組の企画・実行や目標の設定、達成に向けた進捗管理を行う責任者として、経営指導員（法第五条第五項に規定する経営指導員をいう。以下第三において同じ。）を選定するとともに、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う経営指導員等を小規模事業者ごとに設置すること。ただし、広域的な支援体制を構築し、広域的な支援を実施する場合においては、広域経営指導員（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号。以下「施行規則」という。）第二条第二項に規定する広域経営指導員をいう。以下第三において同じ。）を商工会、商工会議所又は都道府県商工会連合会等に設置すること。

オ.　広域経営指導員を設置する場合においては、地域の実情に応じて、主として以下の各項目に掲げる業務を行わせるものとすること。なお、その業務を行わせるに当たっては、他の商工会又は商工会議所における先進的な取組を参考にするとともに、広域経営指導員の業務に関する先進的取組を他の商工会又は商工会議所に積極的に展開すること。

①　商工会又は商工会議所における事業継続力強化支援計画（二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して策定する同計画又は複数の同計画を含む。）の策定、管理及び実行

②　①の実施に当たって、必要となる複数の商工会又は商工会議所、地方公共団体及び他の支援機関との円滑な連携の促進

③　他の経営指導員に対する効果的かつ適切な指導及び助言

カ.　事業継続力強化支援計画の実施状況については、定量的な指標をもって把握し、評価を行う仕組みを構築すること。

キ.　関係市町村における独自の施策により商工会又は商工会議所の負担の増加が見込まれる場合は、当該関係市町村に対して、担当する職員の追加配置等の必要性を説明し、協力を求めること。

ク.　経営指導員等の資質向上に係る体制整備や自発的な知識習得の促進、有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図ること。

(4)

ア.　事業継続力強化支援事業を効果的かつ適切に実施するため、地方公共団体に加え、他の商工会又は商工会議所、金融機関、保険会社、他の支援機関、公益法人、ＮＰＯ及び専門家、地域の大企業や中小企業等とも連携し、各地区における小規模事業者の事業継続力強化の状況等に関して情報交換を行うことを通じてネットワーク構築に努めること。

イ.　連携する者それぞれの役割を明確にし、最も効果的に小規模事業者の支援を行うことができるようにすること。

ウ.　小規模事業者が他社と連携して実施する、原材料や人員といった経営資源を融通し合う、あるいは、自然災害等発生後に相互に代替生産を行うといった取組について、必要に応じて複数の商工会又は商工会議所が連携して取り組むこと。

第四　技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項

商工会及び商工会議所が、経営の発達に特に資する取組を進める小規模事業者に対して、経営改善普及事業のうち小規模事業者の経営の発達に特に資する経営発達支援事業（法第七条第一項に規定する経営発達支援事業をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。

(1)　関係市町村と共同して経営発達支援計画（法第七条第一項に規定する経営発達支援計画をいう。以下同じ。）の策定及び見直しを行うこと。

(2)　経営発達支援計画の作成に当たっては、経営資源・地域資源の活用や地域課題の解決等により新たに喚起・獲得し得る需要の調査、検討を行い、事前に都道府県や地方経済産業局と相談した上で、関係市町村における産業ビジョン等を踏まえた内容とすること。

1.　経営発達支援の内容

経営発達支援は、主として以下の各項目に掲げる、商工会又は商工会議所が実施する事業であって、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するもの（業務効率化や生産性向上、人材の育成・確保、起業・創業及び事業承継等を伴う事業を含む。）とする。

(1)　小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の内容、保有する技術又はノウハウ、従業員又は財産等の経営資源の内容、財務の内容その他の経営状況の分析

(2)　経営状況の分析結果に基づき、需要を見据えた事業計画を策定及び見直しをするための指導・助言、当該事業計画に従って行う事業の実効性向上に必要な指導及び助言

(3)　小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の需要動向、各種調査を活用した地域の経済動向や経営資源・地域資源の活用や地域課題の解決等により新たに喚起・獲得し得る需要に関する情報の収集、整理、分析及び提供

(4)　小規模事業者が事業計画に従って行う需要の開拓に寄与することを目的としたＳＮＳやプレスリリース等の広報手法、商談会や展示会等を用いたブランド形成・マーケティング、需要の開拓、電子商取引等の活用手法の教授

2.　経営発達支援計画の内容

商工会又は商工会議所は、経営発達支援計画を策定するに当たっては、以下の点を踏まえる必要がある。

(1)　目標の設定

ア.　関係市町村の産業ビジョン等を踏まえ、小規模事業者を支援することによる地域経済の活性化への裨益、地区内の小規模事業者の長期的な振興を意識し、経営資源・地域資源の活用や地域課題の解決等により新たに喚起・獲得し得る需要規模を見据えつつ、重点的に経営発達支援を行うべき業種やエリア、小規模事業者を具体的に想定した目標を設定すること。

イ.　経営指導員等（法第七条第五項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する商工会及び商工会議所の職員をいう。以下第四において同じ。）の人員体制から実現可能な目標であること。

(2)　実施期間

ア.　自ら設定した(1)の目標を達成するため、実施期間を三年から五年の間で定めて取組の実行計画を定めること。

イ.　関係市町村の産業ビジョン等の改訂状況も踏まえつつ、実施期間中であっても定期的に必要な見直しを行うこと。

(3)　実施体制

ア.　地域経済の課題及び経営発達支援を行う小規模事業者の状況を、当該商工会又は商工会議所の地区を管轄する都道府県及び関係市町村と共有し、当該都道府県及び関係市町村の商工行政や都市計画等と連携するものとすること。

イ.　支援体制の構築に当たっては、経済圏が複数の市町村にまたがって存在する場合や、複数の商工会又は商工会議所が、共同で支援を行うことでより効果的な支援が可能な場合は、より効率的な支援が実施できるよう広域的な支援体制を構築すること。その際、小規模事業者や関係機関等から入手した法人情報や個人情報の取扱いについて、必要な配慮を行うこと。

ウ.　小規模事業者に対して支援を行うに当たっては、その支援に係る拠点機能を強化しつつ、その経営の自走化を目指し、事業計画の策定、進捗の確認、効果検証、継続的な経営に係る指導及び助言を実施する仕組みを構築すること。その際、小企業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮すること。

エ.　具体的な取組の企画・実行や、目標の設定、達成に向けた進捗管理、効果検証等を行う責任者として、経営指導員（法第七条第五項に規定する経営指導員をいう。以下第四において同じ。）を選定するとともに、小規模事業者の経営発達支援を行う経営指導員等を小規模事業者ごとに設置すること。ただし、広域的な支援体制を構築し、広域的な支援を実施する場合においては、広域経営指導員（施行規則第七条第二項に規定する広域経営指導員をいう。以下第四において同じ。）を商工会、商工会議所又は都道府県商工会連合会等に設置すること。

オ.　広域経営指導員を設置する場合においては、地域の実情に応じて、主として以下の各項目に掲げる業務を行わせるものとすること。なお、その業務を行わせるに当たっては、他の商工会又は商工会議所における先進的な取組を参考にするとともに、広域経営指導員の業務に関する先進的取組を他の商工会又は商工会議所に積極的に展開すること。

①商工会又は商工会議所における経営発達支援計画（二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して策定する同計画又は複数の同計画を含む。）の策定、管理及び実行

②①の実施に当たって、必要となる複数の商工会又は商工会議所、地方公共団体及び他の支援機関との円滑な連携の促進

③他の経営指導員に対する効果的かつ適切な指導及び助言

カ.　経営発達支援計画の実施状況については、定量的な指標をもって把握し、評価を行う仕組みを構築すること。

キ.　関係市町村における独自の施策により商工会又は商工会議所の負担の増加が見込まれる場合は、当該関係市町村に対して、担当する職員の追加配置等の必要性を説明し、協力を求めること。

ク.　経営指導員等の資質向上（デジタルツールの活用、ブランディング戦略、ＳＮＳ活用などの広報戦略、知的財産の保護、起業・創業、事業承継等）に係る体制整備や自発的な知識習得の促進、有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図ること。

(4)

ア.　経営発達支援計画を地域全体で一体的に実施するため、地方公共団体に加え、他の商工会又は商工会議所、地域の金融機関、他の支援機関、公益法人、ＮＰＯ及び専門家、地域の大企業や中小企業等と連携し、支援ノウハウ等に関して情報共有及び意見交換を行うことを通じてネットワーク構築に努めること。

イ.　連携する者それぞれの役割を明確にし、最も効果的に小規模事業者の支援を行うことができるようにするものとする。

ウ.　小規模事業者が他社と連携して実施する、営業協力や共同調達、持ち株会社化による事務集約や戦略立案の高度化といった生産性向上に資する取組について、必要に応じて複数の商工会又は商工会議所が連携して取り組むこと。

第五　商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業（地域経済の活性化に係るものを含む。）との関係に関する事項

商工会又は商工会議所が、その地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業を行うに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。

1.　小規模事業者の経営活動は地域の経済環境と密接な関連を有しており、地域経済の活性化に係る取組（地域のブランド化、地域住民の利便性向上、地域課題の解決等に係る取組）は新たな需要の喚起・獲得の機会ともなり得ることから、小規模事業者の経営の改善発達はこのような取組と一体となって、あるいは協調して図っていくこと。

2.　経営改善普及事業を実施するに当たっては、商工会又は商工会議所が地区内の商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業及び関係市町村が講じる事業と有機的連携を図りつつ実施すること。

第六　商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する指導及び情報の提供その他必要な支援等に関する事項

1. 都道府県商工会連合会が行う商工会指導事業

都道府県商工会連合会が行う商工会指導は、主として以下の項目に掲げるものとする。

(1) 都道府県商工会連合会は、傘下の商工会が行う経営改善普及事業に関し、指導を行うこと。

(2) 広域的な視野の下、デジタルツールを活用しつつ、その有する高度・多様な支援に係るナレッジ・ノウハウを活用して、事業継続力強化支援計画及び経営発達支援計画の作成、それら計画に基づく事業の実施を積極的に指導し、支援していくこと。また、消費者ニーズの動向などの情報、ビジネス展開に関する支援ノウハウ等の情報を提供すること。

(3) 商工会指導事業の実施に当たって、広域経営指導員（施行規則第二条第二項及び第七条第二項に規定する広域経営指導員をいう。以下同じ。）に中心的な役割を担わせること。

(4) 近時における指導ニーズの高度化、多様化に対応して、広域指導センターを拠点とする指導体制による専門的な指導の重要性にかんがみ、商工会が行う事業を支援するための各種情報（国や地方公共団体、支援機関の支援施策に係る情報、小規模事業者の事業活動に影響を与える国等の制度に係る情報、優良な取組や支援事例等）の収集・提供体制を整備するとともに、商工会や地方公共団体、他の支援機関と十分な連携を図るよう努めるものとする。

2. 全国商工会連合会又は日本商工会議所が行う都道府県商工会連合会等指導事業等

全国商工会連合会又は日本商工会議所が行う都道府県商工会連合会等指導等は、主として以下の項目に掲げるものとする。

(1) 全国商工会連合会又は日本商工会議所は、商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所が行う経営改善普及事業に関する指導、経営改善普及事業に関する情報の収集及び提供又は調査研究、体制の補完、全国の事業継続力強化支援事業及び経営発達支援事業における先進事例（広域的な取組を含む。）の共有等の支援を実施すること。

(2) 全国にわたる広域的な視野の下、デジタルツールを活用しつつ、その有する高度・多様な支援に係るナレッジ・ノウハウを活用して、事業継続力強化支援計画及び経営発達支援計画の作成、それら計画に基づく事業の実施を積極的に指導し、支援していくこと。また、需要の動向などの情報、ビジネス展開に関する支援ノウハウ等の情報を提供すること。

3. 商工会指導事業及び商工会連合会等指導事業の実施に当たって留意すべき点

都道府県商工会連合会及び全国商工会連合会並びに日本商工会議所は以上の事業の実施に当たり以下の点につき留意する必要がある。

(1) 経営改善普及事業に関し、傘下団体に対する指導を円滑かつ効果的に実施するため、当該傘下団体組織全体の実態把握に努めること。

(2) 周辺の複数の商工会又は商工会議所による広域にわたる経営改善普及事業に対しても十分な指導を行うこと。とりわけ、広域的な事業継続力強化支援事業及び経営発達支援事業については、広域経営指導員が中心となり、他の経営指導員へのサポートや支援ノウハウの共有等を行うことで、商工会及び商工会議所の支援の質の向上や業務効率化につなげること。

(3) 指導事業の実施に当たっては、特定の傘下団体に偏らないよう配慮するとともに、都道府県商工会連合会に属する商工会指導員及び全国商工会連合会又は日本商工会議所に属する中央指導員にあっては、絶えず傘下団体の行う経営改善普及事業の実績、効果等の把握に努めること。

第七　その他小規模事業者の経営の改善発達に関する重要事項

以上のほか、商工会等が小規模事業者の経営の改善発達に関する事業を実施するに当たり以下の点につき留意する必要がある。

1. 経営改善普及事業を担当する職員の資質の向上

経営改善普及事業を担当する職員は担当する地区内の小規模事業者の実態の把握や指導効果の測定などを行うことにより、自らも経営改善普及事業の具体的な実施方法の改善、指導技術の向上に努めるとともに、国や都道府県等が実施する研修を積極的に受講し、人事交流等を通じて相互に資質の向上を図ること。

2. 経営改善普及事業の公平性

経営改善普及事業は、主に国及び都道府県からの支援をもとに実施されていることにかんがみ、行政サービスに類似するものとして、商工会等の会員・非会員を問うことなく行うこと。

3. 国、地方公共団体、関係機関等との関係

(1) 経営改善普及事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下に実施されるものであることを踏まえ、その事業の実施に当たっては、商工会等の機能が十分に発揮されるように、都道府県及び関係市町村の理解・協力を得つつ、実施すること。

(2) 経営改善普及事業の実施に必要な経営指導員等（法第五条第五項及び第七条第五項に規定する経営指導員並びに経営改善普及事業を担当する商工会及び商工会議所の職員をいう。）の人件費や事業費（施設整備費を含む。）に係る補助について、適切な根拠とともに、地方公共団体に必要性を説明し、協力を求めること。

(3) 国、地方公共団体の施策・制度についても積極的に情報収集し、活用するよう努めること。

(4) 地方公共団体の政策の方向性に応じ、事業の実施に際して必要とされるノウハウ等を有する関係機関からも情報収集するとともに、理解、協力が得られるよう努めること。

4. 商工会法及び商工会議所法との関係

商工会又は商工会議所が行う経営改善普及事業は、商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第十一条に規定される商工会の事業又は商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）第九条に規定される商工会議所の事業に該当することから、商工会又は商工会議所が経営改善普及事業を行うに当たっては、商工会法又は商工会議所法における関係規定を踏まえつつ、事業を実施すること。

附　則

この告示の施行の際現に法第五条第一項又は第七条第一項の認定（法第六条第一項又は第八条第一項の変更の認定を含む。）を受けている事業継続力強化支援計画又は経営発達支援計画であって、二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して実施する事業継続力強化支援事業若しくは経営発達支援事業に係るもの又は一の経営指導員が複数の事業継続力強化支援事業若しくは経営発達支援事業において情報の提供及び助言を行っている場合における当該事業に係るものの実施期間は、第三2(2)アⅹは第四2(2)アの規定にかかわらず、令和十一年三月三十一日までの期間の範囲内で定めることができる。

その他告示

○外務省告示第四百三十六号

日本国政府は、平成七年七月七日にロンドンで採択された「千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」の加入書を令和七年十一月十四日に国際海事機関の事務局長に寄託した。

よって、同条約は、その第十二条3の規定に従い、令和八年二月十四日に日本国について効力を生ずる。

同条約の締約国は、令和七年十一月三日現在、次のとおりである。

ベルギー王国、カナダ、コンゴ共和国、デンマーク王国、フランス共和国、ガンビア共和国、アイスランド共和国、インドネシア共和国、ケニア共和国、キリバス共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モロッコ王国、ナミビア共和国、ナウル共和国、オランダ王国、ニュージーランド、ナイジェリア連邦共和国、ノルウェー王国、パラオ共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ルーマニア、ロシア連邦、セントルシア、サンマリノ共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、南アフリカ共和国、スペイン王国、シリア・アラブ共和国、チュニジア共和国、ウガンダ共和国、タンザニア連合共和国、ウルグアイ東方共和国、ウクライナ、バヌアツ共和国

令和七年十一月十九日

外務大臣　茂木　敏充

諸事項

公告

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

北海道函館市桔梗二丁目八番七号

株式会社北斗サービス

代表清算人　韓　英三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

札幌市西区琴似一条三丁目三番一二号

株式会社土地家

代表清算人　小山　裕貴

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

岩手県遠野市松崎町白岩一九地割八八番地

有限会社ショクサンとおの

代表清算人　立花　牧子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

岩手県八幡平市欠田一三番地一

株式会社安比フードサービス

代表清算人　関　節子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

岩手県八幡平市平舘第一八地割二八番地三

有限会社田村工務所

清算人　田村　重信

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

福島県南会津郡只見町大字只見字上ノ原一六八九番地四　有限会社南建築設計事務所

清算人　目黒　康夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

福島県喜多方市字天満前八八四三番地二

有限会社エス・ケイ・ケイ

清算人　五十嵐のり子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

福島県喜多方市字天満前八八四三番地の二

有限会社エヌパック

清算人　五十嵐のり子

解散公告

当法人は、令和七年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

栃木県宇都宮市中岡本町三七一五番地一三七

特定非営利活動法人ハートサービス

清算人　向井　茂

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

栃木県宇都宮市大谷町一四二四番地の七

有限会社麦倉石材店

清算人　麦倉　和夫

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

埼玉県熊谷市玉井七四番地一

有限会社並木ファーム

清算人　並木　善明

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

千葉県船橋市七林町一二四番地四五

合同会社Ｖｅｎｅｈ

清算人　竹村　豊

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

千葉県長生郡長生村一松乙一〇七二番地

株式会社ダーリン・サマンサ

代表清算人　美原美和子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

千葉県習志野市藤崎四丁目一番四七号

有限会社田久保電気商会

清算人　田久保みさ子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

千葉県松戸市新松戸三丁目三二八番地Ｂ―二一七

マーケットリフト株式会社

代表清算人　小杉　義男

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

千葉県船橋市前原西六丁目一番三三―三〇二号

Ｍ＆Ｙ合同会社

清算人　野田　晶之

解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都豊島区雑司が谷三丁目一一番四号

有限会社パライソ

清算人　梅澤　尚子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都中央区銀座三―一四―一三第一厚生館ビル五Ｆ

ＶｉＶｏ合同会社

清算人　井上　悠史

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都港区六本木一丁目六番一号

ＳＺ株式会社

代表清算人　狩野　弘一

解散公告

当社は、令和五年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都渋谷区松濤一―二八―二

プリモ株式会社

代表清算人　フィリップス・アバサ

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都千代田区神田錦町一丁目二一番一号

合同会社ＡＬＥＲＯ６６

清算人　鄭　武壽

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＮＧＹホールディング一般社団法人

代表清算人　野坂　照光

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

株式会社ｓｔｏｒａｇｅ

代表清算人　小川　純平

解散公告

当社は、令和七年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都足立区東伊興四丁目一五番二号

株式会社星川製作所

代表清算人　星川　明子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＮＧＹインベストメント合同会社

清算人　野坂　照光

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都杉並区堀ノ内三丁目一番一五号コスモ東高円寺三〇七

有限会社アーク・セレモニー

清算人　南條　昌義

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

合同会社オリーブキャピタルスリー

清算人　赤津　忠祐

解散公告

当社は、令和七年十一月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都港区芝五丁目一番一一号ＭＡビル芝Ⅱ三階

合同会社ＬＥＰＯ

清算人　弁護士法人鈴木＆パートナーズ法律事務所

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年九月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都港区西新橋一丁目二番九号メンターキャピタル税理士法人内

合同会社タイガー４

清算人　石本　忠次

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都葛飾区東四つ木三丁目四四番九号

有限会社大盛研磨工業所

清算人　浅野　貴詳

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

渋谷スクランブルスクエア二四Ｆ・二五Ｆ

ＡＴＬＩＫＥ株式会社

代表清算人　田代　大輔

解散公告

当社は、令和七年十月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都荒川区東日暮里五丁目五二番六号

栄株式会社

代表清算人　ジャン・ヨン

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年十一月四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

一般社団法人ＴＡ千代田

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年十一月四日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

合同会社ＳＴＪ１

清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和七年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都荒川区町屋二丁目一六番八号一〇一号室

Ｈａｎ株式会社

代表清算人　松元孝次郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都足立区保木間四丁目七番一五号

足立ホンダ販売株式会社

代表清算人　田村　恵未

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都目黒区洗足二丁目一六番一九号

合同会社ＳＨＣ厚木

清算人　福山　博之

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都目黒区洗足二丁目一六番一九号

合同会社ＳＨＴ八千代

清算人　福山　博之

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都中野区本町四丁目四四番一六号高橋ビル三〇一号室

株式会社日本アーサー

代表清算人　安藤香代子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都江東区亀戸九丁目三四番一号

合同会社ＭＭマーケティング

清算人　國吉　媛

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都墨田区墨田五丁目三一番一一号

有限会社二宮製作所

清算人　二宮　利之

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．六Ｆ　株式会社寳宇優仕

代表清算人　柯　誠

解散公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百六十条第一項第七号の事由（特定資産の譲受けの不能）が令和七年十月三十日付で生じたため、解散いたしました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・カラサワ特定目的会社

代表清算人　鈴木　真希

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号　パシフィックセンチュリープレイス丸の内八階　株式会社リベンリ東京

代表清算人　倉橋　康友

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都台東区日本堤二丁目七番三号Ａｒｂｌｅ三ノ輪一〇二　株式会社ライフタイムジャパン

代表清算人　李　鍾善

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

神奈川県横浜市中区弁天通二丁目二五関内キャピタルビル七〇一　神奈川県興業株式会社

代表清算人　奥沢美佐子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

横浜市金沢区谷津町二五〇番地一　株式会社はなまる工務店

代表清算人　柳澤　清和

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

川崎市川崎区小田栄一丁目一〇番一一号　有限会社プラザ

清算人　遊馬　知子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

川崎市宮前区馬絹二丁目六番六号　株式会社３ＷＩＤＥ

代表清算人　大野　光浩

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

新潟県新潟市秋葉区車場五丁目二番三号　株式会社信栄建設

代表清算人　佐藤　恵

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

神奈川県川崎市中原区井田杉山町二〇―一六　株式会社アップドラフト

代表清算人　花輪美波子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

新潟市東区向陽一丁目一四五番地一三　株式会社東江総業

代表清算人　宮川　春雄

解散公告

当社は、令和七年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

新潟県長岡市十二潟町五三四番地四九　株式会社東洋冶金

代表清算人　西尾　陽子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

富山県富山市二口町二丁目四番九号　株式会社スフレ

代表清算人　金平　剛

解散公告

当社は、令和七年十月二十日開催の株主総会の決議により同年同月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

石川県かほく市上山田ヨ五五番地　サンワウェーブ株式会社

代表清算人　細井　知子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

長野県岡谷市大栄町一丁目一〇番三号　株式会社岡谷エンジニアリング

代表清算人　半田　睦明

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

長野県安曇野市明科七貴七三五九番地　有限会社堀金製作所

清算人　堀内　啓子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

岐阜県高山市花岡町二丁目八一番地

富士商事株式会社

代表清算人　中島　寛子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

静岡県磐田市一言二五四四番地一

有限会社カープラザイワタ

清算人　望月　淑行

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

静岡県三島市玉川三九一番地

株式会社ａｇｒｉ　ｄｏ

代表清算人　久保田侑貴

解散公告

当社は、令和七年十月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

滋賀県草津市野路東一丁目一番一号立命館大学ＢＫＣインキュベータ一〇八

株式会社mynormal

代表清算人　三浦　優希

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

京都府福知山市字観音寺二三八番地の一

山喜エンジニアリング株式会社

代表清算人　竹下　康樹

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

大阪府大東市浜町五番八号

有限会社サポート

清算人　田中　秀夫

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

大阪府東大阪市稲田上町一丁目二〇番七号

株式会社ＣＦＫ

代表清算人　中原　謙一

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

大阪府堺市北区北長尾町四丁二番二〇号

有限会社ツイン

清算人　岡田　博行

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日成立した株主総会の決議により令和七年十月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

大阪市旭区中宮五丁目一二番六号

株式会社エコ・ビート

代表清算人　名取　孝司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

大阪市淀川区西三国二丁目一六番六号

有限会社オーティーエーエンタープライズ

清算人　太田　光一

解散公告

当社は、令和六年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

兵庫県宝塚市売布一丁目二六番三号

株式会社イデア・ビジネスクリエイト

代表清算人　井原　準哉

解散公告

当社は、令和七年十一月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

兵庫県神戸市東灘区西岡本五丁目三番二号

株式会社ビジネスアシストアソシエーション

代表清算人　福西　弘治

解散公告

当社は、令和七年八月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

神戸市中央区楠町六丁目三番一一号

産神社新聞折込センター株式会社

代表清算人　柳尾　清弘

解散公告

当社は、令和七年十月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

兵庫県神戸市東灘区深江浜町一番一東部市場内

株式会社こころ

代表清算人　鈴木　静代

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

奈良県橿原市山之坊町九二番地三四

有限会社紀北薬品

清算人　武谷　佳彦

第11期決算公告

令和７年11月19日

仙台市青葉区上杉三丁目３番21号

株式会社Ｎ’ｓ　Ｃｒｅａｔｅ.

代表取締役　丹野　伸哉

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	391
	固定資産	2,790
	合計	3,182
負債及び純資産の部	流動負債	422
	固定負債	2,691
	株主資本	69
	資本金	12
	利益剰余金	58
	その他利益剰余金	58
	（うち当期純利益）	(11)
	自己株式	△1
	合計	3,182

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

和歌山市西大工町一〇番地
有限会社城北スポーツ
清算人　山本　尚史

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

鳥取県米子市和田町二〇三五番地三
有限会社山形鉄筋工業
清算人　山形　秀子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

岡山県高梁市川上町下大竹二〇八五番地
合同会社クルリンパ
代表清算人　船越　耕太

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

広島県廿日市市友田一二三五番地六
株式会社レンタバンク
代表清算人　新澤　亮二

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

広島市安佐北区三入南二丁目一四番二四号
株式会社藤本
代表清算人　藤本　守

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

山口県下関市勝谷新町三丁目八番一八号
有限会社サカエプランニング
清算人　栄　友弘

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

徳島県阿南市見能林町青木二五三番地一
有限会社阿波商
清算人　青木　優子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

徳島市佐古六番町一〇番八号
株式会社エスケージー
代表清算人　奥崎　義幸

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

愛媛県松山市権現町甲一一三番地六
合同会社左官工業
代表清算人　小野下優二

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

北九州市門司区下二十町五番二四号
株式会社ヤカベ
代表清算人　松﨑　穆繁

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

福岡県久留米市城島町城島二〇五番地の一
有限会社山口印刷所
清算人　山口　昌子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

福岡市早良区祖原二〇番二四―一〇五号
合同会社西部エアコン
清算人　姫嶋　三生

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

長崎県佐世保市松瀬町七六〇番地一
株式会社フクロウ企画
代表清算人　山口　二郎

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

福岡県福岡市東区舞松原五丁目二四番一二号
株式会社ジーアイピー
代表清算人　日野　慎二

解散公告

当社は、令和七年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

長崎県佐世保市松瀬町七六〇番地一
株式会社フクロウ企画
代表清算人　山口　二郎

第15期決算公告

令和７年11月19日　東京都千代田区丸の内一丁目６番２号
新丸の内センタービル20階
Vodafone Global Enterprise Japan株式会社
代表取締役　ダニエル・ジョン・アレンダー

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	475,986	流動負債	432,510
固定資産	685,409	固定負債	583,792
		負債合計	1,016,302
		株主資本	145,092
		資本金	14,500
		資本剰余金	14,500
		資本準備金	14,500
		利益剰余金	116,092
		その他利益剰余金	116,092
		（うち当期純利益）	(23,736)
		純資産合計	145,092
資産合計	1,161,395	負債・純資産合計	1,161,395

解散公告

当社は、令和七年五月二十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

熊本市西区上熊本二丁目八番四三号
ゴールドアゲイン株式会社
代表清算人　大津　雄一

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

熊本県宇城市松橋町豊崎二〇三四番地三
有限会社廣建
清算人　寺島　和秀

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

宮崎県日南市北郷町郷之原乙二〇六一番地
有限会社黒田自動車整備工場
清算人　黒田日出子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

宮崎県西都市聖陵町一丁目九四番地
有限会社聖陵酒店
清算人　濵砂　壽曠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

鹿児島県伊佐市大口下殿一〇二三番地
株式会社山幸イーティーセンター
代表清算人　山口　幸博

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

沖縄県那覇市金城一丁目一三番地一二
合同会社テトラ
清算人　川上　博

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

沖縄県那覇市樋川一丁目一三番六号
株式会社柏豊物産
代表清算人　陳　柏壽

解散公告

当社は、令和七年十一月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

沖縄県沖縄市越来二丁目二五番七号
合同会社アクバ
清算人　比嘉　敏雄

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月五日岐阜地方裁判所高山支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日
（登記簿上の主たる事務所）
岐阜県高山市岡本町二丁目五〇番地
宗教法人妙蓮教会
清算人　弁護士　清水　卓也
連絡先　岐阜県高山市昭和町二―一〇〇―一〇　大久保ビル二階A号室　清水卓也法律事務所

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月十九日開催の管理組合法人通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都足立区島根二丁目一番一六号
コスモ西新井クレステイジ管理組合法人
清算人　大原　正明

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年十月十五日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和七年五月二十八日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

東京都渋谷区代々木一丁目三二番二号宮崎ビル二階
医療法人社団きょうどう
清算人　藤野　健正

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月三十一日定款をもって定めた解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

愛知県稲沢市下津下町東四丁目二番地
医療法人愛聖会山田歯科
清算人　山田　義治

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年十月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

滋賀県近江八幡市益田町二二〇番地
農事組合法人益田ファーム
清算人　小川　義男

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月八日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

札幌市中央区北四条西二十丁目一番三―二〇二号
医療法人社団よこお歯科医院
清算人　横尾　秀幸

第11期決算公告

令和７年11月19日

千葉市緑区古市場町423番地１・２階
株式会社リアン
代表取締役　吉岡　正晴

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	22,420
	固定資産	4,160
	繰延資産	4,950
	資産合計	31,530
負純資産の部及び	流動負債	3,988
	固定負債	6,100
	株主資本	21,442
	資本金	21,000
	利益剰余金	442
	その他利益剰余金	442
	（うち当期純損失）	(684)
	負債・純資産合計	31,530

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し六百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和７年11月19日

千葉市緑区古市場町四二三番地一・二階
株式会社リアン
代表取締役　吉岡　正晴

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年一月二十日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

岡山県井原市高屋町七六六番地

宗教法人法泉院

清算人　服部　精村

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月二十一日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により、令和七年九月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

長崎県諫早市八坂町一番一四号

医療法人泰順会大久保耳鼻咽喉科医院

清算人　大久保　泰

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月二日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十九日

大分県由布市湯布院町川北六二九番地

宗教法人西福寺

清算人　杜多　晃證

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千八百七十二万三千六百六十九円、資本準備金の額を五千一百七十万九千一百四十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

東京都中央区新川一丁目一〇番三号

株式会社Ｌｅａｆｅａ

代表取締役　森田　渉

第３期決算公告　令和７年11月19日

東京都中央区新川一丁目10番３号

株式会社Ｌｅａｆｅａ

代表取締役　森田　渉

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	303,323
	固定資産	70,108
	繰延資産	212
	資産合計	**373,644**
負債及び純資産の部	流動負債	17,067
	固定負債	79,750
	株主資本	276,827
	資本金	158,723
	資本剰余金	151,709
	資本準備金	151,709
	利益剰余金	△33,605
	その他利益剰余金	△33,605
	（うち当期純損失）	(23,272)
	負債・純資産合計	**373,644**

第80期決算公告　令和７年11月19日
東京都新宿区高田馬場二丁目14番５号
株式会社ゴードー
代表取締役　橘　東吾
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	773,050
	固定資産	467,945
	合計	1,240,995
負債及び純資産の部	流動負債	359,705
	固定負債	713,983
	株主資本	167,307
	資本金	45,000
	利益剰余金	122,307
	利益準備金	6,075
	その他利益剰余金	116,232
	（うち当期純利益）	(58,844)
	合計	1,240,995

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一五〇〇万円減少し三〇〇〇万円にすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日
東京都新宿区高田馬場二丁目一四番五号
株式会社ゴードー
代表取締役　橘　東吾

第８期決算公告
令和７年11月19日
東京都文京区湯島一丁目５番45号
株式会社イーダーム
代表取締役　安藤　信裕
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,875
	固定資産	984
	繰延資産	57,286
	資産合計	67,147
負債及び純資産の部	流動負債	7,101
	株主資本	10,045
	資本金	10,000
	利益剰余金	45
	その他利益剰余金	45
	（うち当期純利益）	(5,890)
	新株予約権	50,000
	負債・純資産合計	67,147

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億六千四百九十九万九千六百四十八円、資本準備金の額を金二億五千四百九十九万九千六百四十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十九日
東京都文京区湯島一丁目五番四五号
株式会社イーダーム
代表取締役　安藤　信裕

第10期決算公告
令和７年11月19日
東京都中央区築地３―７―１
株式会社ケミカン
代表取締役　清水　俊博
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	315,885
	固定資産	77,378
	合計	393,264
負債及び純資産の部	流動負債	129,569
	固定負債	8,385
	株主資本	255,310
	資本金	100,000
	資本剰余金	485,016
	資本準備金	485,016
	利益剰余金	△329,706
	その他利益剰余金	△329,706
	（うち当期純損失）	(329,706)
	合計	393,264

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千十八万六千四百三十五円、資本準備金の額を一億七千九百五十一万九千六百六十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日
東京都中央区築地三―七―一
株式会社ケミカン
代表取締役　清水　俊博

第12期決算公告　令和７年11月19日
東京都港区虎ノ門四丁目３番１号
株式会社ナナメウエ
代表取締役　石濵　嵩博
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	297,723
	固定資産	173,650
	資産合計	471,373
負債及び純資産の部	流動負債	121,890
	固定負債	98,395
	株主資本	251,087
	資本金	50,000
	資本剰余金	1,971,992
	資本準備金	1,010,496
	その他資本剰余金	961,496
	利益剰余金	△1,770,905
	その他利益剰余金	△1,770,905
	（うち当期純損失）	(515,382)
	負債・純資産合計	471,373

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千二百三十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日
東京都港区虎ノ門四丁目三番一号
株式会社ナナメウエ
代表取締役　石濵　嵩博

第 54 期決算公告　　令和７年11月19日
静岡市葵区西草深町８番８号
株式会社建装
代表取締役　杉山　慎

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	281,757
	固定資産	170,124
	合計	451,882
負債及び純資産の部	流動負債	380,597
	（うち賞与引当金）	(17,670)
	固定負債	16,096
	株主資本	55,188
	資本金	40,000
	利益剰余金	15,188
	利益準備金	3,750
	別途積立金	5,000
	繰越利益剰余金	6,438
	（うち当期損失）	(100,312)
	合計	451,882

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社建装（乙、住所静岡市葵区西草深町八番八号）の高齢者介護事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十一月十九日
静岡市清水区船越南町七九二番地の一
ライフブリッジ株式会社
代表取締役　府川　岳広

第 62 期決算公告
令和７年 11 月 19 日
名古屋市瑞穂区堀田通六丁目10番地
平塚ビル株式会社
代表取締役　平塚　信忠

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	39,102
	固定資産	277,830
	合計	316,933
負債及び純資産の部	流動負債	17,828
	固定負債	330,796
	株主資本	△31,690
	資本金	10,000
	利益剰余金	△41,690
	利益準備金	1,100
	その他利益剰余金	△42,790
	（うち当期純損失）	(15,890)
	合計	316,933

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月二十六日を効力発生日とする平塚工業株式会社（本店・名古屋市瑞穂区堀田通六丁目一〇番地）との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日
名古屋市瑞穂区堀田通六丁目一〇番地
平塚ビル株式会社
代表取締役　平塚　信忠

決　算　公　告
令和７年 11 月 19 日
大阪市旭区今市二丁目14番15号
株式会社ロイヤルライフ
代表取締役　和田美佐子

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,119
	固定資産	164
	合計	14,284
負債及び純資産の部	流動負債	1,617
	固定負債	1,000
	株主資本	11,666
	資本金	34,000
	利益剰余金	△ 22,333
	その他利益剰余金	△ 22,333
	（うち当期純損失）	(60)
	合計	14,284

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日
大阪市旭区今市二丁目一四番一五号
株式会社ロイヤルライフ
代表取締役　和田美佐子

第 26 期決算公告　　令和７年11月19日
兵庫県西宮市甲陽園若江町７番９号
株式会社ＶＩＴＡＣＥ
代表取締役　松岡美奈子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	28,479
	固定資産	2,925
	合計	31,405
負債及び純資産の部	流動負債	5,566
	固定負債	22,478
	株主資本	3,361
	資本金	13,000
	利益剰余金	△9,638
	その他利益剰余金	△9,638
	（うち当期純利益）	(304)
	合計	31,405

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日
兵庫県西宮市甲陽園若江町七番九号
株式会社ＶＩＴＡＣＥ
代表取締役　松岡美奈子

第 53 期 決 算 公 告

令和７年５月10日　奈良県大和郡山市馬司町642番地の２

株式会社南都水産

代表取締役　川井　純司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	779,974	流動負債	351,541
固定資産	191,006	（うち、賞与引当金）	(7,492)
繰延資産	5,000	固定負債	101,257
		（うち、退職給与引当金）	(17,739)
		負債合計	**452,798**
		株主資本	523,182
		資本金	100,000
		利益剰余金	423,182
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	398,182
		（うち当期純利益）	(4,661)
		純資産合計	**523,182**
資産合計	**975,980**	**負債・純資産合計**	**975,980**

第 69 期 決 算 公 告

令和７年11月19日

川崎市中原区上小田中６―22―10

三光ライト工業株式会社

代表取締役　永峰　大三

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,698	流動負債	508
固定資産	2,485	固定負債	834
有形固定資産	2,126	株主資本	2,849
無形固定資産	8	資本金	100
投資等	351	資本剰余金	571
繰延資産	8	資本準備金	571
		利益剰余金	2,178
		利益準備金	46
		その他利益剰余金	2,132
		（うち当期純損失）	(127)
資産合計	**4,191**	**負債・純資産合計**	**4,191**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年11月19日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ハギハラ株式会社　②福島県知事(3)411　③代表取締役　萩原幸昭　④福島県南相馬市原町区北原字巣掛場69番地　⑤1000万円　⑥福島県知事　⑦福島県南相馬市原町区北原字巣掛場69番地　ハギハラ株式会社　代表取締役　萩原幸昭

①株式会社アセット・インベストメント・パートナー　②東京都知事(3)97487　③代表取締役　瀧本太平　④東京都新宿区西新宿一丁目26番２号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区西新宿一丁目26番２号　株式会社アセット・インベストメント・パートナー　代表取締役　瀧本太平

①ミサワホーム株式会社　②国土交通大臣(4)7576　③代表取締役　作尾徹也　④東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　廃止した従たる事務所　愛知県江南市前野町東２番地１　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　ミサワホーム株式会社　代表取締役　作尾徹也

①住宅情報館株式会社　②国土交通大臣(5)6183号　③代表取締役　黒瀬雄治　④神奈川県相模原市中央区富士見２丁目８番８号　廃止した従たる事務所　千葉県松戸市八ケ崎８－36－１　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県相模原市中央区富士見２丁目８番８号　住宅情報館株式会社　代表取締役　黒瀬雄治

①栄建ホーム　②大阪府知事27(4)53571　③石田榮　④大阪府東大阪市昭和町20－17－201　⑤60万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府東大阪市昭和町20－17－201　栄建ホーム　石田榮

①A．ＴＴ企画　②広島県知事(1)第11216号　③青木信夫　④広島市安芸区瀬野一丁目17－７－101　⑤1000万円　⑥広島県知事　⑦広島市安芸区瀬野一丁目17－７－101　A．ＴＴ企画　青木信夫

第 20 期 決 算 公 告

令和７年11月19日
神奈川県相模原市中央区南橋本二丁目９番10号
株式会社オープンアップウィズ
代表取締役　屋敷　元英

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	405,328	流動負債	140,225
固定資産	94,513	賞与引当金	1,253
		役員賞与引当金	731
		固定負債	29,419
		退職給付引当金	29,419
		株主資本	330,196
		資本金	30,000
		資本剰余金	260,000
		資本準備金	260,000
		利益剰余金	40,196
		その他利益剰余金	40,196
		（うち当期純利益）	（102,487）
資産合計	499,842	負債・純資産合計	499,842

第 40 期 決 算 公 告

令和７年11月19日
佐賀県佐賀市新中町11番18号
株式会社マベック
代表取締役　坂口　行弘

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,697,968	流動負債	614,435
固定資産	361,417	（完成工事補償引当金）	（1,276）
有形固定資産	101,887	（役員賞与引当金）	（17,800）
無形固定資産	8,812	（賞与引当金）	（94,800）
投資その他の資産	250,718	（退職給付引当金）	（313,912）
繰延資産		株主資本	1,131,038
		資本金	20,000
		利益剰余金	1,111,038
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,106,038
		（うち当期純利益）	（42,839）
資産合計	2,059,385	負債・純資産合計	2,059,385

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の介護事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

山口県光市大字立野一四〇三番地の一
代表取締役（甲）株式会社きくや
通山よし美

山口県光市大字立野一三七四番地の二
代表取締役（乙）菊屋産業株式会社
通山　晋哉

第 70 期 決 算 公 告

令和７年11月19日
山口県光市大字立野1374番地の２
菊屋産業株式会社
代表取締役　通山　晋哉

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（万円）
資産の部	流動資産	25,777
	固定資産	6,733
	資産合計	32,510
負債及び純資産の部	流動負債	12,265
	固定負債	13,532
	株主資本	6,712
	資本金	2,000
	利益剰余金	4,712
	利益準備金	177
	その他利益剰余金	4,535
	（うち当期純損失）	（23）
	負債・純資産合計	32,510

第 36 期決算公告

2025年11月５日
福島県白河市萱根金ケ入14番地４
木村可鍛株式会社
代表取締役　小豆畑　智

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	699,808
	固定資産	294,114
	合計	993,922
負債及び純資産の部	流動負債	323,274
	固定負債	753,786
	株主資本	△83,138
	資本金	95,000
	資本剰余金	95,000
	利益剰余金	△273,138
	その他利益剰余金	△273,138
	（うち当期純損失）	（15,749）
	合計	993,922

第11期決算公告

2025年７月30日
東京都渋谷区渋谷一丁目12番１号
株式会社アイラッシュガレージ
代表取締役　伊藤　雅樹

貸借対照表の要旨（2025年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	596,417
	固定資産	558,295
	資産合計	1,154,713
負純資産及び部	流動負債	445,640
	（賞与引当金）	(9,135)
	固定負債	142,660
	株主資本	566,412
	資本金	151,410
	資本剰余金	125,410
	資本準備金	125,410
	利益剰余金	289,592
	その他利益剰余金	289,592
	（うち当期純利益）	(56,259)
	負債・純資産合計	1,154,713

第７期決算公告

令和７年11月19日
福岡市中央区赤坂二丁目４番５号
メドメイン株式会社
代表取締役　飯塚　統

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	177,031
	固定資産	39,775
	資産合計	216,807
負純資産及び部	流動負債	40,857
	固定負債	20,000
	株主資本	155,949
	資本金	100,000
	資本剰余金	298,594
	資本準備金	298,594
	利益剰余金	△242,644
	その他利益剰余金	△242,644
	（うち当期純損失）	(242,644)
	負債・純資産合計	216,807

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千四百二十一万千七百十円、資本準備金の額を八百四十三万三千百三十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日
福岡市中央区赤坂二丁目四番五号
メドメイン株式会社
代表取締役　飯塚　統

第21期決算公告

令和７年11月19日
東京都渋谷区渋谷三丁目28番13号
渋谷新南口ビル
株式会社クラブネッツ

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,434,318
	固定資産	290,880
	合計	3,725,198
負純資産及び部	流動負債	1,011,916
	固定負債	3,605
	株主資本	2,709,677
	資本金	100,000
	資本剰余金	202,630
	資本準備金	177,940
	その他資本剰余金	24,690
	利益剰余金	2,407,047
	その他利益剰余金	2,407,047
	（うち当期純利益）	(783,609)
	合計	3,725,198

第２期決算公告

令和７年11月19日
東京都千代田区内幸町二丁目１番６号
特定目的会社ＮＣＢ
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産の部	2,073	流動負債	23
固定資産	2,073	固定負債	41
有形固定資産	45	負債合計	64
無形固定資産	2,029	社員資本	2,240
その他の資産の部	231	特定資本金	0
流動資産	130	優先資本金	2,240
固定資産	101	剰余金	0
投資その他の資産	101	当期未処分利益	0
		純資産合計	2,240
資産合計	2,305	負債・純資産合計	2,305

損益計算書の要旨
（自　令和６年９月１日　至　令和７年８月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	85
営業費用	84
営業利益	1
経常利益	1
税引前当期純利益	1
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	0
当期未処分利益	0

第33期決算公告

令和７年11月19日
東京都新宿区下落合二丁目３番18号
エーアイ・エンジニアリング株式会社
代表取締役　井手口哲朗

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	107,775
	固定資産	2,994
	合計	110,770
負純資産及び部	流動負債	69,328
	株主資本	41,441
	資本金	20,000
	利益剰余金	21,441
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	19,941
	（うち当期純利益）	(474)
	合計	110,770

第３期決算公告

令和７年11月19日
東京都中央区日本橋兜町５番１号
Ｐａｙｎ株式会社
代表取締役　山下　恭平

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	73,358
	固定資産	4,820
	繰延資産	1,257
	資産合計	79,435
負純資産及び部	流動負債	71,203
	株主資本	8,232
	資本金	100,000
	資本剰余金	130,360
	資本準備金	130,360
	利益剰余金	△222,128
	その他利益剰余金	△222,128
	（うち当期純利益）	(108,295)
	負債・純資産合計	79,435

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日
東京都中央区日本橋兜町五番一号
Ｐａｙｎ株式会社
代表取締役　山下　恭平

第12期決算公告

令和７年11月19日
東京都中央区八重洲二丁目４番１号
常和八重洲ビル
株式会社アシスト
代表取締役　平井　宏治

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,451
	固定資産	63
	資産合計	2,514
負純資産及び部	流動負債	26,685
	株主資本	△24,170
	資本金	500
	利益剰余金	△24,670
	その他利益剰余金	△24,670
	（うち当期純損失）	(4,964)
	負債・純資産合計	2,514

第16期決算公告

令和７年11月19日
東京都台東区千束四丁目24番11号
ティマイオス株式会社
代表取締役　片岡　恒和

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	115,617,231
	固定資産	41,612,847
	資産合計	157,230,078
負純資産及び部	流動負債	22,779,605
	固定負債	125,037,000
	株主資本	9,413,473
	資本金	6,000,000
	利益剰余金	3,413,473
	その他利益剰余金	3,413,473
	（うち当期純利益）	(1,317,572)
	負債・純資産合計	157,230,078

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の果実の販売事業、喫茶店の経営事業、煙草の販売事業、書籍の販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月十九日
東京都台東区千束四丁目二四番一一号
（甲）ティマイオス株式会社
代表取締役　片岡　恒和
東京都台東区根岸一丁目八番一八号
（乙）有限会社高松商店
取締役　高松　弘一

第 51 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 19 日
富山県下新川郡朝日町桜町1054番地
南茂商事株式会社
代表取締役　南茂　常人

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	30,259
	固定資産	21,930
	合計	52,190
負債及び純資産の部	流動負債	60,509
	固定負債	104,396
	株主資本	△112,715
	資本金	20,000
	利益剰余金	△132,715
	その他利益剰余金	△132,715
	（うち当期純利益）	(1,466)
	合計	52,190

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日
富山県下新川郡朝日町桜町一〇五四番地
南茂商事株式会社
代表取締役　南茂　常人

第 2 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 19 日
神奈川県茅ヶ崎市円蔵370番地
日本超電導応用開発株式会社
代表取締役　大坪　正人

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	133,704
	固定資産	12,424
	合計	146,129
負債及び純資産の部	流動負債	5,421
	固定負債	50,732
	株主資本	△110,024
	資本金	10,000
	利益剰余金	△120,024
	その他利益剰余金	△120,024
	（うち当期純損失）	(66,660)
	新株予約権	200,000
	合計	146,129

第 1 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 19 日
神戸市東灘区向洋町中二丁目９番地の１
神戸ファッションプラザ２階
株式会社スリーアロー
代表取締役　山田　和弘

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	325,380
	固定資産	769,440,000
	合計	769,765,380
負債及び純資産の部	流動負債	79,452,794
	固定負債	692,496,000
	株主資本	△2,183,414
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△3,183,414
	その他利益剰余金	△3,183,414
	（うち当期純損失）	(3,183,414)
	合計	769,765,380

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月二十五日を効力発生日とするヤマダストアー株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日
神戸市東灘区向洋町中二丁目九番地の一
神戸ファッションプラザ二階
株式会社スリーアロー
代表取締役　山田　和弘

第 53 期決算公告

令和７年11月19日
神奈川県相模原市中央区東淵野辺五丁目15番11号
木村工機株式会社
代表取締役　佐藤　学

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	213
	固定資産	100
	合計	314
負債及び純資産の部	流動負債	138
	固定負債	82
	株主資本	93
	資本金	10
	利益剰余金	108
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	106
	（うち当期純利益）	(11)
	自己株式	△25
	合計	314

第 65 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 19 日
埼玉県戸田市喜沢１丁目18番７号
株式会社神保商店
代表取締役　神保美都子

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	480,883
	固定資産	712,302
	合計	1,193,185
負債及び純資産の部	流動負債	143,074
	固定負債	6,630
	株主資本	1,043,481
	資本金	20,520
	利益剰余金	1,022,961
	利益準備金	4,390
	その他利益剰余金	1,018,571
	（うち当期純利益）	(43,684)
	合計	1,193,185

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｊプロパティ（住所東京都港区高輪一丁目二三番二三号シティタワー高輪二四〇七）に対して当社の不動産賃貸及び管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十二月三日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日
埼玉県戸田市喜沢一丁目一八番七号
株式会社神保商店
代表取締役　神保美都子

第 6 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 19 日
神奈川県相模原市中央区東淵野辺五丁目15番11号
株式会社ＭＳＥＣホールディングス
代表取締役　佐藤　学

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	15
	固定資産	248
	合計	263
負債及び純資産の部	流動負債	4
	固定負債	222
	株主資本	36
	資本金	3
	利益剰余金	33
	その他利益剰余金	33
	（うち当期純利益）	(8)
	合計	263

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

スマートフォン向けゲーム「A３：STILL　ALIVE」のサービス終了にあたり、資金決済に関する法律第20条第１項の規定に基づき、未使用のゲーム内通貨の保有者に払戻しをいたします。

＜払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号＞
ネットマーブルジャパン株式会社
＜払戻し対象の前払式支払手段の種類＞
「A３：STILL　ALIVE」用ゲーム内通貨「ダイヤ」「レッドダイヤ」の未使用残高（有償発行分に限る）
＜払戻しの申出期間＞
令和７年11月19日水曜日11:00～令和８年２月18日水曜日11:00迄
当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除斥されます。
＜問い合わせ先＞
ネットマーブルカスタマーサポート：help_refund@netmarble.jp
令和７年 11 月 19 日
東京都港区新橋５丁目１番９号　　ネットマーブルジャパン株式会社

第 57 期決算公告

令和７年11月19日
神奈川県相模原市中央区東淵野辺五丁目15番11号
株式会社高橋精密工業
代表取締役　佐藤　学

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	23
	固定資産	49
	繰延資産	3
	合計	76
負債及び純資産の部	流動負債	15
	固定負債	92
	株主資本	△32
	資本金	10
	利益剰余金	△42
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	△45
	（うち当期純損失）	(24)
	合計	76

第 35 期 決 算 公 告

令和７年11月19日

長野県茅野市豊平5335番地

株式会社カチタスアドバイザリーサービス

代表取締役　平井　宏治

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,935
	資産合計	13,935
負債及び純資産の部	流動負債	81
	株主資本	13,854
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,854
	その他利益剰余金	3,854
	（うち当期純利益）	（986）
	負債・純資産合計	13,935

第12期決算公告

令和７年11月19日

東京都千代田区神田和泉町１番地６の16
ヤマトビル405

フロンティアファクトリー株式会社

代表取締役　奥田　哲生

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,081
	固定資産	14,383
	合計	17,465
負債及び純資産の部	流動負債	29,374
	固定負債	34,000
	株主資本	△45,908
	資本金	50,000
	資本剰余金	49,726
	資本準備金	49,726
	利益剰余金	△145,634
	その他利益剰余金	△145,634
	（うち当期純利益）	（1,202）
	合計	17,465

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

東京都千代田区神田和泉町一番地六の一六ヤマトビル四〇五

フロンティアファクトリー株式会社

代表取締役　奥田　哲生

第52期決算公告

令和７年11月19日

静岡県富士市中島535番地の４

株式会社富士平安閣互助会

代表取締役　山﨑　建治

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,701,837
	固定資産	2,776,000
	合計	4,477,837
負債及び純資産の部	流動負債	26,314
	固定負債	3,696,913
	株主資本	754,610
	資本金	20,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	734,610
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	732,110
	（うち当期純利益）	（17,703）
	合計	4,477,837

決　算　公　告

令和７年11月19日

東京都港区西麻布四丁目３番11号
泉西麻布ビル４階

株式会社清源

代表取締役　王　毅方

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	200,530
	固定資産	200,633
	合計	401,163
負債及び純資産の部	流動負債	210,804
	株主資本	190,359
	資本金	185,380
	利益剰余金	4,979
	繰越利益剰余金	4,979
	（うち当期純利益）	（4,349）
	合計	401,163

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千五百三十八万円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

東京都港区西麻布四丁目三番一一号
泉西麻布ビル四階

株式会社清源

代表取締役　王　毅方

第20期決算公告

2025年７月30日

大阪市中央区大手前一丁目７番31号

株式会社松風

代表取締役　廣岡　孝繁

貸借対照表の要旨（2025年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	356,985
	固定資産	32,840
	資産合計	389,826
負債及び純資産の部	流動負債	111,066
	（賞与引当金）	（5,056）
	固定負債	13,979
	株主資本	264,779
	資本金	13,000
	資本剰余金	9,000
	利益剰余金	277,779
	その他利益剰余金	274,529
	（うち当期純利益）	（46,965）
	自己株式	△35,000
	負債・純資産合計	389,826

第７期決算公告

令和７年11月19日

京都府京田辺市興戸地蔵谷１番地

アクチュアライズ株式会社

代表取締役　松岡　靖史

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	51,870
	固定資産	330
	合計	52,201
負債及び純資産の部	流動負債	22,973
	株主資本	29,227
	資本金	100,000
	資本剰余金	566,831
	資本準備金	424,840
	その他資本剰余金	141,991
	利益剰余金	△ 637,603
	その他利益剰余金	△ 637,603
	（うち当期純損失）	（125,096）
	合計	52,201

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千四百九十九万九千八百三十五円、資本準備金の額を四億七千二百六十万四千八十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

京都府京田辺市興戸地蔵谷一番地

アクチュアライズ株式会社

代表取締役　松岡　靖史

第 10 期 決 算 公 告

令和７年11月19日

東京都中央区銀座六丁目10番１号

株式会社Ａ１　Ｍｅｄｉａ　Ｇｒｏｕｐ

代表取締役　ジョン・ジェウ

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	994,052	流動負債	1,136,306
固定資産	301,260	固定負債	167,144
		株主資本	△13,098
		資本金	100,000
		資本剰余金	529,375
		資本準備金	309,687
		その他資本剰余金	219,687
		利益剰余金	△642,473
		その他利益剰余金	△642,473
		（うち当期純損失）	（80,929）
		新株予約権	4,960
資産合計	1,295,312	負債・純資産合計	1,295,312

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千九百七十四万四千九十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

東京都中央区銀座六丁目一〇番一号

株式会社Ａ１　Ｍｅｄｉａ　Ｇｒｏｕｐ　代表取締役　ジョン・ジェウ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

千葉県木更津市真舟一丁目二番一三号
（甲）エーエスケイ株式会社
代表取締役　川田　明夫

千葉県木更津市請西南四丁目一番地一
（乙）株式会社オービーケイ
代表取締役　川田しのぶ

第 6 期決算公告

令和７年 11 月 19 日

千葉県木更津市請西南四丁目１番地１
株式会社オービーケイ
代表取締役　川田しのぶ

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,100
	固定資産	5,150
	資産合計	25,250
負債及び純資産の部	流動負債	8,571
	株主資本	16,679
	資本金	1,000
	利益剰余金	15,679
	その他利益剰余金	15,679
	（うち当期純利益）	(7,675)
	負債・純資産合計	25,250

第 11 期決算公告

令和７年 11 月 19 日

千葉県木更津市真舟一丁目２番13号
エーエスケイ株式会社
代表取締役　川田　明夫

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	47,041
	固定資産	43,819
	資産合計	90,860
負債及び純資産の部	流動負債	25,842
	固定負債	31,939
	株主資本	33,079
	資本金	3,000
	利益剰余金	30,079
	その他利益剰余金	30,079
	（うち当期純利益）	(5,890)
	負債・純資産合計	90,860

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

東京都台東区台東三丁目九番二号
（甲）株式会社竹内商店
代表取締役　竹内　豪

東京都港区六本木一丁目七番一〇号
（乙）實不動産株式会社
代表取締役　竹内　豪

決　算　公　告

令和７年 11 月 19 日

東京都港区六本木一丁目７番10号
實不動産株式会社
代表取締役　竹内　豪

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,299
	資産合計	13,299
負債及び純資産の部	流動負債	70
	固定負債	19,000
	株主資本	△5,770
	資本金	5,000
	利益剰余金	△10,770
	その他利益剰余金	△10,770
	（うち当期純利益）	(29)
	負債・純資産合計	13,299

決算公告

令和７年11月19日

東京都台東区台東三丁目９番２号
株式会社竹内商店
代表取締役　竹内　豪

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	925,160
	固定資産	995,099
	資産合計	1,920,260
負債及び純資産の部	流動負債	822,247
	固定負債	161,009
	株主資本	937,002
	資本金	30,000
	資本剰余金	476
	資本準備金	476
	利益剰余金	906,525
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	899,025
	（うち当期純利益）	(27,098)
	負債・純資産合計	1,920,260

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

横浜市金沢区幸浦一丁目一五番地の六〇
（甲）東横市売木材株式会社
代表取締役　大山　恵治

横浜市金沢区幸浦一丁目一五番地の六〇
（乙）株式会社ＳＧホーム
代表取締役　大山　恵治

第 13 期決算公告

令和７年 11 月 19 日

横浜市金沢区幸浦一丁目15番地の60
株式会社ＳＧホーム
代表取締役　大山　恵治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	87,150
	固定資産	10,000
	合計	97,150
負債及び純資産の部	流動負債	4,978,198
	固定負債	86,089,447
	株主資本	△90,970,495
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△110,970,495
	その他利益剰余金	△110,970,495
	（うち当期純損失）	(326,570)
	合計	97,150

第 68 期決算公告

令和７年11月19日

横浜市金沢区幸浦一丁目15番地の60
東横市売木材株式会社
代表取締役　大山　恵治

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	315,620,916
	固定資産	516,940,912
	合計	832,561,828
負債及び純資産の部	流動負債	198,556,201
	固定負債	536,353,000
	株主資本	97,652,627
	資本金	21,000,000
	資本剰余金	9,000,000
	資本準備金	9,000,000
	利益剰余金	67,652,627
	利益準備金	7,160,000
	その他利益剰余金	60,492,627
	（うち当期純利益）	(32,779,558)
	合計	832,561,828

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲及び乙）左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

横浜市中区住吉町六丁目六八番一号
（甲）株式会社エス・アイ・ティー
代表取締役　竹内　敏明

大阪府三島郡島本町水無瀬二丁目二番五号二〇二
（乙）株式会社エコプラン
代表取締役　土井川　巍

第 24 期決算公告

令和７年 11 月 19 日

大阪府三島郡島本町
水無瀬二丁目２番５号202
株式会社エコプラン
代表取締役　土井川　巍

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,936
	資産合計	8,936
負債及び純資産の部	流動負債	10,663
	株主資本	△1,727
	資本金	10,000
	利益剰余金	△11,727
	その他利益剰余金	△11,727
	（うち当期純損失）	(540)
	負債・純資産合計	8,936

第 19 期決算公告

令和７年 11 月 19 日

横浜市中区住吉町六丁目68番１号
株式会社エス・アイ・ティー
代表取締役　竹内　敏明

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	34,068
	固定資産	3,844
	資産合計	37,912
負債及び純資産の部	流動負債	8,296
	固定負債	25,236
	株主資本	4,380
	資本金	10,000
	利益剰余金	△5,620
	その他利益剰余金	△5,620
	（うち当期純利益）	(5,818)
	負債・純資産合計	37,912

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社建装（乙、住所静岡市葵区西草深町八番八号）の障害児通所支援事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

静岡市葵区西草深町八番八号

株式会社ジーコンコーポレーション

代表取締役　杉山　穣

第９期決算公告　令和７年11月19日

静岡市葵区西草深町８番８号

株式会社ジーコンコーポレーション

代表取締役　杉山　穣

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,821
	固定資産	145,431
	合計	149,253
負純資産の債及び部	流動負債	39,630
	固定負債	108,951
	株主資本	672
	資本金	3,000
	利益剰余金	△2,327
	繰越利益剰余金	△2,327
	（うち当期純利益）	(5,373)
	合計	149,253

第54期決算公告　令和７年11月19日

静岡市葵区西草深町８番８号

株式会社建装

代表取締役　杉山　慎

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	281,757
	固定資産	170,124
	合計	451,882
負純資産の債及び部	流動負債	380,597
	（うち賞与引当金）	(17,670)
	固定負債	16,096
	株主資本	55,188
	資本金	40,000
	利益剰余金	15,188
	利益準備金	3,750
	別途積立金	5,000
	繰越利益剰余金	6,438
	（うち当期損失）	(100,312)
	合計	451,882

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

愛知県豊橋市新本町四二番地一階

（甲）株式会社オザキアーキテクツ

代表取締役　尾崎　義孝

愛知県豊川市上野二丁目一四番地一

（乙）株式会社藏創

代表取締役　吉野英二郎

第６期決算公告

令和７年11月19日

愛知県豊橋市新本町42番地１階

株式会社オザキアーキテクツ

代表取締役　尾崎　義孝

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	31,305
	固定資産	2,304
	合計	33,609
負純資産の債及び部	流動負債	9,224
	賞与引当金	700
	固定負債	7,208
	株主資本	17,177
	資本金	1,000
	利益剰余金	16,177
	その他利益剰余金	16,177
	（うち当期純利益）	(1,714)
	合計	33,609

第18期決算公告

令和７年11月19日

愛知県豊川市上野二丁目14番地１

株式会社藏創

代表取締役　吉野英二郎

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	38,764
	固定資産	24,588
	合計	63,353
負純資産の債及び部	流動負債	22,396
	固定負債	36,131
	株主資本	4,825
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,825
	その他利益剰余金	1,825
	（うち当期純利益）	(11,779)
	合計	63,353

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の保有・賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

名古屋市天白区土原二丁目五〇九番地

（甲）株式会社ＫＡＴＯホールディングス　代表取締役　加藤真由美

愛知県津島市愛宕町四丁目四番地一

（乙）株式会社アドム

代表取締役　加藤真由美

第２期決算公告

令和７年11月19日

名古屋市天白区土原二丁目509番地

株式会社ＫＡＴＯホールディングス

代表取締役　加藤真由美

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	423,565
	固定資産	55,027
	繰延資産	5,132
	合計	483,725
負純資産の債及び部	流動負債	113,716
	固定負債	369,220
	株主資本	788
	資本金	1,000
	利益剰余金	△211
	その他利益剰余金	△211
	（うち当期純利益）	(179)
	合計	483,725

第31期決算公告

令和７年11月19日

愛知県津島市愛宕町四丁目４番地１

株式会社アドム

代表取締役　加藤真由美

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	404,942
	固定資産	510,951
	合計	915,894
負純資産の債及び部	流動負債	232,505
	固定負債	91,001
	株主資本	592,387
	資本金	60,000
	利益剰余金	532,387
	その他利益剰余金	532,387
	（うち当期純利益）	(96,755)
	合計	915,894

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

大阪市中央区北浜三丁目一番六号

（甲）株式会社ウェルクル　代表取締役　田中　学

大阪府高槻市辻子三丁目二〇―一

（乙）株式会社ウェルミール

代表取締役　田中　学

第21期決算公告

令和７年11月19日

大阪市中央区北浜三丁目１番６号

株式会社ウェルクル

代表取締役　田中　学

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	302,061
	固定資産	128,180
	繰延資産	30,721
	合計	460,963
負純資産の債及び部	流動負債	152,333
	固定負債	377,653
	株主資本	△ 69,023
	資本金	22,000
	利益剰余金	△ 91,023
	その他利益剰余金	△ 91,023
	（うち当期純損失）	(123,564)
	合計	460,963

第11期決算公告

令和７年11月19日

大阪府高槻市辻子三丁目20―１

株式会社ウェルミール

代表取締役　田中　学

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,731
	固定資産	43,323
	繰延資産	3,430
	合計	58,485
負純資産の債及び部	流動負債	25,915
	固定負債	72,620
	株主資本	△ 40,049
	資本金	8,000
	利益剰余金	△ 48,049
	その他利益剰余金	△ 48,049
	（うち当期純損失）	(17,281)
	合計	58,485

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

沖縄県那覇市字国場三六番地、一Ｆ

（甲）株式会社ジョウマ

代表取締役　城間　茂広

沖縄県宮古島市平良字西仲宗根三八八番地三

（乙）株式会社ジョウマ宮古

代表取締役　城間　茂広

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	341,943
	固定資産	28,244
	資産合計	370,188
負債及び純資産の部	流動負債	22,149
	固定負債	237,482
	株主資本	110,556
	資本金	5,000
	資本剰余金	1,000
	資本準備金	1,000
	利益剰余金	104,556
	繰越利益剰余金	104,556
	（うち当期純損失）	(46,821)
	負債・純資産合計	370,188

第７期決算公告　令和７年11月19日

沖縄県宮古島市平良字西仲宗根388番地３

株式会社ジョウマ宮古

代表取締役　城間　茂広

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,021
	固定資産	20
	資産合計	2,042
負債及び純資産の部	流動負債	22,733
	固定負債	2,763
	株主資本	△23,454
	資本金	1,000
	利益剰余金	△24,454
	繰越利益剰余金	△24,454
	（うち当期純損失）	(4,390)
	負債・純資産合計	2,042

第15期決算公告　令和７年11月19日

大阪市天王寺区四天王寺二丁目１番９号

株式会社Ｋ　ＢＲＯＴＨＥＲＳ

代表取締役　加藤　友康

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,174
	固定資産	32,680
	資産合計	33,854
負債及び純資産の部	流動負債	2,108
	固定負債	13,400
	株主資本	18,345
	資本金	1,000
	資本剰余金	1,510,000
	資本準備金	10,000
	その他資本剰余金	1,500,000
	利益剰余金	△1,492,654
	その他利益剰余金	△1,492,654
	（うち当期純損失）	(405)
	負債・純資産合計	33,854

第24期決算公告　令和７年11月19日

東京都港区南青山二丁目27番25号

ヒューリック南青山ビル５Ｆ

株式会社カトープレジャーグループ

代表取締役　加藤　友康

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	699,491
	固定資産	534,925
	資産合計	1,234,417
負債及び純資産の部	流動負債	239,652
	固定負債	807,319
	株主資本	187,444
	資本金	10,000
	資本剰余金	23,750
	資本準備金	23,750
	利益剰余金	153,694
	その他利益剰余金	153,694
	（うち当期純利益）	(75,421)
	負債・純資産合計	1,234,417

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

東京都港区南青山二丁目二七番二五号

ヒューリック南青山ビル五Ｆ

（甲）株式会社カトープレジャーグループ

代表取締役　加藤　友康

大阪市天王寺区四天王寺二丁目一番九号

（乙）株式会社Ｋ　ＢＲＯＴＨＥＲＳ

代表取締役　加藤　友康

第３期決算公告　令和７年11月19日

東京都港区芝１丁目９番２号

ベルメゾン芝1301

株式会社エスケーシー

代表取締役　鈴木達比古

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	26,405
	固定資産	580,915
	合計	607,320
負債及び純資産の部	流動負債	6,508
	固定負債	552,601
	株主資本	48,211
	資本金	20,000
	利益剰余金	28,211
	その他利益剰余金	28,211
	（当期純利益）	(16,702)
	合計	607,320

第13期決算公告　令和７年11月19日

東京都港区芝１丁目９番２号

株式会社鈴高ホールディングス

代表取締役　鈴木達比古

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,204,459
	固定資産	7,199,318
	合計	8,403,777
負債及び純資産の部	流動負債	159,213
	固定負債	4,228,639
	株主資本	4,015,924
	資本金	55,000
	資本剰余金	933,044
	資本準備金	401,510
	その他資本剰余金	531,534
	利益剰余金	3,027,880
	その他利益剰余金	3,027,880
	（当期純利益）	(62,886)
	合計	8,403,777

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の浜松町ＴＳビル事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

東京都港区芝一丁目九番二号

（甲）株式会社鈴高ホールディングス

代表取締役　鈴木達比古

東京都港区芝一丁目九番二号ベルメゾン芝一三〇一

（乙）株式会社エスケーシー

代表取締役　鈴木達比古

第13期決算公告　令和７年11月19日

千葉市稲毛区山王町336番地１

株式会社コクヨーエンジニアリング

代表取締役　國枝　陽一

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	7,293
	資産合計	7,293
負債及び純資産の部	流動負債	202,496
	固定負債	47,014
	負債合計	249,510
	株主資本	△242,217
	資本金	2,000
	資本剰余金	688
	資本準備金	688
	利益剰余金	△244,905
	その他利益剰余金	△244,905
	（うち当期純損失）	(14,585)
	純資産合計	△242,217
	負債・純資産合計	7,293

第32期決算公告　令和７年11月19日

千葉市稲毛区山王町336番地１

株式会社コクヨー

代表取締役　國枝　陽一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	375,186
	固定資産	196,697
	資産合計	571,883
負債及び純資産の部	流動負債	450,091
	固定負債	112,302
	負債合計	562,393
	株主資本	9,490
	資本金	40,000
	利益剰余金	△30,509
	その他利益剰余金	△30,509
	（うち当期純損失）	(3,154)
	純資産合計	9,490
	負債・純資産合計	571,883

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

千葉市稲毛区山王町三三六番地一

（甲）株式会社コクヨー

代表取締役　國枝　陽一

千葉市稲毛区山王町三三六番地一

（乙）株式会社コクヨーエンジニアリング

代表取締役　國枝　陽一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は、甲及び乙ともに令和七年十月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

長野市若穂綿内六八八七番地
（甲）北島産業株式会社
代表取締役　北島　正雄

長野市若穂綿内六八八七番地
（乙）北島興業株式会社
代表取締役　北島　正雄

第63期決算公告

令和７年11月19日

長野市若穂綿内6887番地
北島興業株式会社
代表取締役　北島　正雄

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,093
	固定資産	122,006
	合計	128,100
負純資債及産のび部	流動負債	554
	固定負債	115,587
	株主資本	11,958
	資本金	15,000
	利益剰余金	△3,041
	利益準備金	801
	その他利益剰余金	△3,842
	（うち当期純損失）	(446)
	合計	128,100

第81期決算公告

令和７年11月19日

長野市若穂綿内6887番地
北島産業株式会社
代表取締役　北島　正雄

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,186
	固定資産	42,243
	合計	56,430
負純資債及産のび部	流動負債	8,790
	固定負債	28,608
	株主資本	19,032
	資本金	30,000
	利益剰余金	△10,967
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	△18,467
	（うち当期純利益）	(2,359)
	合計	56,430

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

大阪市中央区久太郎町二丁目一番四―三六〇四号
（甲）株式会社岡部
代表取締役　宮本　拓己

大阪市中央区久太郎町二丁目一番四―三六〇四号
（乙）株式会社幸久
代表取締役　宮本　拓己

第１期決算公告

令和７年11月19日
大阪市中央区久太郎町二丁目１番４―3604号
株式会社幸久
代表取締役　宮本　拓己

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	63,045
	固定資産	29,045
	資産合計	92,090
負純資債及産のび部	流動負債	293
	固定負債	70,000
	負債合計	70,293
	株主資本	21,797
	資本金	30,000
	利益剰余金	△8,202
	その他利益剰余金	△8,202
	（うち当期純損失）	(8,202)
	純資産合計	21,797
	負債・純資産合計	92,090

第37期決算公告

令和７年11月19日
大阪市中央区久太郎町二丁目１番４―3604号
株式会社岡部
代表取締役　宮本　拓己

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	140,924
	固定資産	1,969,063
	資産合計	2,109,987
負純資債及産のび部	流動負債	490,095
	固定負債	499,168
	負債合計	989,263
	株主資本	1,120,724
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,110,724
	その他利益剰余金	1,110,724
	（うち当期純損失）	(180,692)
	純資産合計	1,120,724
	負債・純資産合計	2,109,987

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

宮崎県日向市大字財光寺一八〇五番地一
（甲）株式会社アコン
代表取締役　小森田善久

宮崎県日向市大字富高二番地一〇
（乙）株式会社パルレーザー
代表取締役　小森田善久

第１期決算公告

令和７年11月19日
宮崎県日向市大字富高22番地10
株式会社パルレーザー
代表取締役　小森田善久

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	70,696
	固定資産	1,474
	合計	72,170
負純資債及産のび部	流動負債	42,272
	固定負債	10
	株主資本	29,888
	資本金	10,000
	利益剰余金	19,888
	その他利益剰余金	19,888
	（うち当期純利益）	(19,888)
	合計	72,170

第13期決算公告

令和７年11月19日
宮崎県日向市大字財光寺1805番地１
株式会社アコン
代表取締役　小森田善久

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	228,956
	固定資産	160,557
	合計	389,513
負純資債及産のび部	流動負債	25,434
	固定負債	154,277
	株主資本	209,802
	資本金	10,000
	利益剰余金	199,802
	その他利益剰余金	199,802
	（うち当期純利益）	(39,540)
	合計	389,513

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

北海道釧路市鳥取大通八丁目一番一号
（甲）株式会社カネシン
代表取締役　鹿内　茂光

北海道目梨郡羅臼町岬町八一番地
（乙）株式会社カネシン津山
代表取締役　鹿内　茂光

決算公告

令和７年11月19日
北海道釧路市鳥取大通八丁目１番１号
株式会社カネシン
代表取締役　鹿内　茂光

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	463,812
	固定資産	52,283
	合計	516,096
負純資債及産のび部	流動負債	174,456
	株主資本	341,639
	資本金	8,000
	利益剰余金	333,639
	その他利益剰余金	333,639
	（うち当期純利益）	(52,630)
	合計	516,096

決算公告

令和７年11月19日
北海道目梨郡羅臼町岬町81番地
株式会社カネシン津山
代表取締役　鹿内　茂光

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	861,860
	固定資産	166,800
	合計	1,028,660
負純資債及産のび部	流動負債	74,538
	固定負債	279
	株主資本	953,842
	資本金	50,000
	利益剰余金	903,842
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	902,842
	（うち当期純利益）	(162,204)
	合計	1,028,660

第19期決算公告

令和７年11月19日
沖縄県那覇市田原二丁目２番５号
株式会社安里
代表取締役　安里　成弘

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	39,240
	固定資産	7,716
	資産合計	46,957
負債及び純資産の部	流動負債	1,134
	負債合計	1,134
	株主資本	45,822
	資本金	10,000
	利益剰余金	35,822
	（うち当期純利益）	(9,456)
	純資産合計	45,822
	負債・純資産合計	46,957

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十月二十九日を効力発生日とし、株式会社ダイドーリースを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）により資本準備金の額が増加しましたので、資本準備金の額について、本件株式交換による資本準備金の増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日
沖縄県那覇市田原二丁目二番五号
株式会社安里
代表取締役　安里　成弘

第73期決算公告

令和７年11月19日
大阪市天王寺区勝山二丁目２番14号
株式会社広和印刷所
代表取締役　上田　輝彦

貸借対照表の要旨（令和７年２月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	17,371
	固定資産	8,318
	資産合計	25,689
負債及び純資産の部	流動負債	6,620
	固定負債	64,749
	負債合計	71,370
	株主資本	△ 45,680
	資本金	11,000
	利益剰余金	△ 56,680
	その他利益剰余金	△ 56,680
	（うち当期純損失）	(5,736)
	純資産合計	△ 45,680
	負債・純資産合計	25,689

第７期決算公告

令和７年11月19日
名古屋市千種区池下町二丁目63番地の25
グランドメゾン池下ザ・タワー1003号
株式会社服部コーポレーション
代表取締役　服部　弓

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	12,411
	固定資産	355,773
	合計	368,184
負債及び純資産の部	流動負債	2,616
	固定負債	356,154
	株主資本	9,413
	資本金	2,000
	利益剰余金	7,413
	その他利益剰余金	7,413
	（うち当期純利益）	(2,998)
	合計	368,184

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日
名古屋市千種区池下町二丁目六三番地の二五グランドメゾン池下ザ・タワー一〇〇三号
株式会社服部コーポレーション
代表取締役　服部　弓

第２期決算公告

令和７年７月30日
愛媛県今治市東門町四丁目３番16号
株式会社今治あきない商社
代表取締役　阿部秀二郎

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	198,677
	固定資産	15,836
	合計	214,514
負債及び純資産の部	流動負債	55,632
	固定負債	47,188
	株主資本	111,693
	資本金	10,000
	利益剰余金	101,693
	その他利益剰余金	101,693
	（うち当期純利益）	(63,525)
	合計	214,514

第45期決算公告

令和７年11月19日
東京都北区田端新町一丁目14番６号
株式会社城北通信サービス

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	297,371
	固定資産	324,578
	資産合計	621,949
負債及び純資産の部	流動負債	243,175
	賞与引当金	2,410
	固定負債	326,262
	株主資本	52,512
	資本金	20,000
	資本剰余金	△1,171
	その他資本剰余金	△1,171
	利益剰余金	33,683
	利益準備金	4,394
	その他利益剰余金	29,289
	（うち当期純利益）	(1,708)
	負債・純資産合計	621,949

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十九日
東京都北区田端新町一丁目一四番六号
（甲）株式会社城北通信サービス
代表取締役　上野　晴久
東京都北区田端新町一丁目一四番六号
（乙）株式会社城北テクノサービス
代表取締役　上野　友久
東京都北区田端新町一丁目一四番六号
（丙）株式会社Ｂｅ　Ｓｐａｃｅ
代表取締役　渡邉　佑弥

第２期決算公告

令和７年11月19日
東京都千代田区丸の内一丁目３番２号
ギョベクリテペリーシング株式会社
代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,218,215
	固定資産	6,881,047
	合計	9,099,262
負債及び純資産の部	流動負債	601,781
	固定負債	8,494,699
	株主資本	2,782
	資本金	3,000
	利益剰余金	△218
	（その他利益剰余金）	(△218)
	合計	9,099,262

(注)　当期純損失　206千円

第７期決算公告

令和７年11月19日
東京都北区田端新町一丁目14番６号
株式会社Ｂｅ　Ｓｐａｃｅ

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	12,791
	固定資産	27,847
	資産合計	40,638
負債及び純資産の部	流動負債	20,441
	固定負債	8,382
	株主資本	11,816
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,816
	その他利益剰余金	1,816
	（うち当期純利益）	(17)
	負債・純資産合計	40,638

第29期決算公告

令和７年11月19日
東京都北区田端新町一丁目14番６号
株式会社城北テクノサービス

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	53,885
	固定資産	8,318
	資産合計	62,203
負債及び純資産の部	流動負債	24,675
	固定負債	17,707
	株主資本	19,822
	資本金	10,000
	利益剰余金	9,822
	その他利益剰余金	9,822
	（うち当期純利益）	(2,321)
	負債・純資産合計	62,203

第21期決算公告

令和７年11月19日
東京都中央区京橋一丁目１－１
Ｇ－ＦＡＳ株式会社
代表取締役　安藤　栄一

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	430
	固定資産	109
	資産合計	539
負債及び純資産の部	流動負債	139
	固定負債	86
	株主資本	314
	資本金	10
	利益剰余金	304
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	302
	負債・純資産合計	539

(注)　当期純利益　167百万円

第11期決算公告

令和７年11月19日

東京都渋谷区桜丘町18―４二宮ビル１Ｆ―17

株式会社ＳＴＡＮＤＩＮＧ　ＯＶＡＴＩＯＮ

代表取締役　荻田　芳宏

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	21,332	流動負債	82,354
固定資産	81,808	固定負債	70,185
		株主資本	△49,397
		資本金	100,000
		新株式申込証拠金	13,630
		資本剰余金	377,578
		資本準備金	233,788
		その他資本剰余金	143,790
		利益剰余金	△540,606
		その他利益剰余金	△540,606
		（うち当期純損失）	（51,443）
資産合計	103,141	負債・純資産合計	103,141

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千九百八十一万円減少し一千万円とし、資本準備金については二億五千七百万六千七百七十一円減少することに致しました。

効力発生日は令和七年十二月三十一日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

東京都渋谷区桜丘町一八―四　二宮ビル一Ｆ―一七

株式会社ＳＴＡＮＤＩＮＧ　ＯＶＡＴＩＯＮ

代表取締役　荻田　芳宏

第８期決算公告

令和７年11月19日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目２番９号小林ビル６階

クロスロケーションズ株式会社

代表取締役　小尾　一介

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	29,887	流動負債	186,021
固定資産	133,763	賞与引当金	7,371
		固定負債	179,892
		株主資本	△301,262
		資本金	90,000
		資本剰余金	90,000
		資本準備金	90,000
		利益剰余金	△481,262
		繰越利益剰余金	△481,262
		（うち当期純損失）	（142,168）
		新株予約権	99,000
資産合計	163,650	負債・純資産合計	163,650

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八四六二万三七五〇円、資本準備金の額を八四六二万三七五〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目二番九号

小林ビル六階

クロスロケーションズ株式会社

代表取締役　小尾　一介

決算公告

令和７年11月19日

大阪府守口市八雲東町二丁目74番22号

株式会社ロータス

代表取締役　源　真

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,016
	合計	9,016
負純資債産及のび部	株主資本	9,016
	資本金	1,000
	利益剰余金	8,016
	その他利益剰余金	8,016
	合計	9,016

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙並びに丁の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙並びに丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲乙丙の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十九日

大阪市中央区本町橋八番一七号

（甲）ａｒｃａｍｉ株式会社

代表取締役　源　真

大阪府守口市八雲東町二丁目七四番二二号

（乙）株式会社ロータス

代表取締役　源　真

大阪市西区土佐堀一丁目五番二〇号

（丙）株式会社エクラ

代表取締役　源　真

大阪市中央区内本町一丁目四番一五号クリスタルブライト本町東二階

（丁）クオンヒール合同会社

代表社員　源　真

決算公告

令和７年11月19日

大阪市西区土佐堀一丁目５番20号

株式会社エクラ

代表取締役　源　真

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,385
	合計	10,385
負純資債産及のび部	株主資本	10,385
	資本金	1,000
	利益剰余金	9,385
	その他利益剰余金	9,385
	合計	10,385

決算公告

令和７年11月19日

大阪市中央区本町橋８番17号

ａｒｃａｍｉ株式会社

代表取締役　源　真

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	352,414	流動負債	114,857
固定資産	205,075	固定負債	160,776
繰延資産	6,288	株主資本	288,146
		資本金	1,000
		利益剰余金	287,146
		その他利益剰余金	287,146
		（うち当期純利益）	（92,590）
合計	563,779	合計	563,779

決　算　公　告

令和７年11月19日
東京都中央区銀座六丁目６番１号
ＣＨＦホールディングス株式会社
代表取締役　松下　耕三

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	62,881
	固定資産	500,756
	資産合計	563,637
負純資産及び部	流動負債	26,046
	株主資本	537,591
	資本金	16,200
	資本剰余金	227,771
	資本準備金	227,771
	利益剰余金	293,620
	その他利益剰余金	293,620
	（うち当期純利益）	(104,111)
	負債・純資産合計	563,637

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十九日
東京都中央区銀座六丁目六番一号
（甲）ＣＨＦホールディングス株式会社
代表取締役　松下　耕三
大阪府大阪市浪速区元町二丁目八番一号
（乙）株式会社ＫＯＺＯ
代表取締役　髙山　敦好
神戸市中央区琴ノ緒町五丁目五番一三号
協和ビル六階
（丙）株式会社秀文
代表取締役　丸澤　隆

決　算　公　告

令和７年11月19日
神戸市中央区琴ノ緒町五丁目５番13号
協和ビル６階
株式会社秀文
代表取締役　丸澤　隆

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	25,143
	固定資産	29,584
	資産合計	54,728
負純資産及び部	流動負債	5,347
	固定負債	62,000
	株主資本	△12,619
	資本金	1,000
	利益剰余金	△13,619
	その他利益剰余金	△13,619
	（うち当期純損失）	(20,696)
	負債・純資産合計	54,728

決　算　公　告

令和７年11月19日
大阪府大阪市浪速区元町二丁目８番１号
株式会社ＫＯＺＯ
代表取締役　髙山　敦好

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	27,249
	固定資産	13,098
	繰延資産	4,679
	資産合計	45,027
負純資産及び部	流動負債	7,183
	固定負債	70,000
	株主資本	△32,156
	資本金	9,000
	利益剰余金	△41,156
	その他利益剰余金	△41,156
	（うち当期純損失）	(41,156)
	負債・純資産合計	45,027

第56期決算公告　令和７年11月19日

東京都中野区中野四丁目７番３号
株式会社通販生活
代表取締役　齋藤　憶良

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	732
	固定資産	2,080
	合計	2,812
負純資産及び部	流動負債	146
	株主資本	2,666
	資本金	10
	利益剰余金	2,656
	利益準備金	18
	その他利益剰余金	2,637
	（うち当期純利益）	(139)
	合計	2,812

第16期決算公告

令和７年11月19日
東京都千代田区内幸町二丁目２番２号
Angeluck株式会社
代表取締役　藤田　美穂

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	93,196
	固定資産	2,488,026
	合計	2,581,222
負純資産及び部	流動負債	6,974
	固定負債	1,713,000
	株主資本	861,248
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,046,000
	資本準備金	1,046,000
	利益剰余金	△284,751
	その他利益剰余金	△284,751
	合計	2,581,222

(注)　当期純利益　73,497千円

第65期決算公告

令和７年11月19日

神奈川県川崎市宮前区水沢一丁目１番１号
川崎花卉園芸株式会社
代表取締役　柴崎　洋祐

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,156,443,785
	固定資産	365,996,132
	資産合計	1,522,439,917
負債及び純資産の部	流動負債	844,875,585
	固定負債	553,747,280
	負債合計	1,398,622,865
	株主資本	123,441,081
	資本金	90,400,000
	資本剰余金	36,351,073
	その他資本剰余金	36,351,073
	利益剰余金	△3,309,992
	その他利益剰余金	△3,309,992
	（うち当期純利益）	(2,087,668)
	評価・換算差額等	375,971
	その他有価証券評価差額金	375,971
	純資産合計	123,817,052
	負債・純資産合計	1,522,439,917

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十九日
神奈川県川崎市宮前区水沢一丁目一番一号
（甲）川崎花卉園芸株式会社
代表取締役　柴崎　洋祐
東京都目黒区目黒本町五丁目五番一一号
（乙）フラワーコンサルティング株式会社
代表取締役　相嶋　学

第１期決算公告

令和７年11月19日
東京都目黒区目黒本町五丁目５番11号
フラワーコンサルティング株式会社
代表取締役　相嶋　学

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	30,432,638
	固定資産	203,575
	繰延資産	216,219,228
	資産合計	246,855,441
負純資産及び部	流動負債	287,201,668
	株主資本	△40,346,227
	資本金	100,000
	利益剰余金	△40,446,227
	その他利益剰余金	△40,446,227
	（うち当期純損失）	(40,446,227)
	負債・純資産合計	246,855,441

第２期決算公告　令和７年11月19日

東京都中央区日本橋本町二丁目４番７号
株式会社Shizen Connect

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	584,602
	固定資産	1,015,023
	繰延資産	420
	資産合計	1,600,045
負純資産及び部	流動負債	232,995
	固定負債	1,060,000
	株主資本	307,050
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,029,014
	資本準備金	400,000
	その他資本剰余金	629,014
	利益剰余金	△821,964
	その他利益剰余金	△821,964
	（うち当期純損失）	(535,170)
	負債・純資産合計	1,600,045

第66期決算公告　令和７年10月29日

東京都立川市錦町一丁目８番７号
日本ドナルドソン株式会社
代表取締役　石井　幹人

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	8,359
	固定資産	854
	資産合計	9,213
負純資産及び部	流動負債	4,848
	固定負債	1,000
	株主資本	3,365
	資本金	300
	資本剰余金	95
	資本準備金	95
	利益剰余金	2,969
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	2,894
	（うち当期純利益）	(1,407)
	負債・純資産合計	9,213

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社サカエヤプロパティー（住所：神奈川県平塚市明石町二六番二七号）に対して当社の不動産賃貸及び管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

神奈川県平塚市明石町二五番一号

株式会社サカエヤ

代表取締役　竹内　惠司

第60期決算公告

令和７年11月19日　神奈川県平塚市明石町25番１号

株式会社サカエヤ

代表取締役　竹内　惠司

貸借対照表の要旨　（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	568,585,863	流動負債	81,406,550
固定資産	934,049,903	固定負債	192,725,159
		株主資本	1,228,504,057
		資本金	50,000,000
		資本剰余金	1,000,000
		その他資本剰余金	1,000,000
		利益剰余金	1,407,504,057
		利益準備金	9,000,000
		その他利益剰余金	1,398,504,057
		（うち当期純利益）	（53,256,604）
		自己株式	△230,000,000
資産合計	1,502,635,766	負債・純資産合計	1,502,635,766

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十九日

東京都豊島区南大塚三丁目二―一四漆澤ビル二Ｆ

（甲）株式会社ネイルデザイン

代表取締役　小路口麻央

東京都豊島区南大塚三丁目二―一四漆澤ビル二Ｆ

（乙）株式会社ネイルデザインエデュケーション

代表取締役　小路口麻央

東京都豊島区南大塚三丁目二―一四漆澤ビル二Ｆ

（丙）株式会社プリッシュ横浜

代表取締役　小路口麻央

東京都豊島区南大塚三丁目二―一四漆澤ビル二Ｆ

（丁）株式会社プリッシュ銀座

代表取締役　小路口麻央

東京都豊島区南大塚三丁目二―一四漆澤ビル二Ｆ

（戊）株式会社プリッシュ新宿

代表取締役　小路口麻央

第８期決算公告

令和７年11月19日

東京都豊島区南大塚三丁目２―14漆澤ビル２Ｆ

株式会社プリッシュ横浜

代表取締役　小路口麻央

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	129
	資産合計	129
負債及び純資産の部	流動負債	66
	株主資本	63
	資本金	10
	利益剰余金	53
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	50
	（うち当期純損失）	（30）
	負債・純資産合計	129

第10期決算公告

令和７年11月19日

東京都豊島区南大塚三丁目２―14漆澤ビル２Ｆ

株式会社プリッシュ銀座

代表取締役　小路口麻央

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	121
	資産合計	121
負債及び純資産の部	流動負債	64
	株主資本	57
	資本金	10
	利益剰余金	47
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	44
	（うち当期純損失）	（64）
	負債・純資産合計	121

第10期決算公告

令和７年11月19日

東京都豊島区南大塚三丁目２―14漆澤ビル２Ｆ

株式会社プリッシュ新宿

代表取締役　小路口麻央

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	80
	資産合計	80
負債及び純資産の部	流動負債	64
	株主資本	16
	資本金	10
	利益剰余金	6
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	3
	（うち当期純損失）	（64）
	負債・純資産合計	80

第16期決算公告

令和７年11月19日

東京都豊島区南大塚三丁目２―14漆澤ビル２Ｆ

株式会社ネイルデザイン

代表取締役　小路口麻央

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	56,886	流動負債	3,918
固定資産	104,158	固定負債	66,880
		株主資本	90,246
		資本金	10,000
		利益剰余金	80,246
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	80,245
		（うち当期純損失）	（25,331）
資産合計	161,044	負債・純資産合計	161,044

第10期決算公告

令和７年11月19日

東京都豊島区南大塚三丁目２―14漆澤ビル２Ｆ

株式会社ネイルデザインエデュケーション

代表取締役　小路口麻央

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	97	流動負債	64
		株主資本	33
		資本金	10
		利益剰余金	23
		その他利益剰余金	23
		（うち当期純損失）	（64）
資産合計	97	負債・純資産合計	97

第 29 期決算公告　令和７年11月19日

沖縄県那覇市高良三丁目一番地一

株式会社ビックライス

代表取締役　下地めぐみ

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	839,432,803
	固定資産	1,686,372,788
	繰延資産	121,000
	合計	2,525,926,591
負純資産債及の部び	流動負債	990,739,965
	固定負債	41,449,711
	株主資本	1,493,736,915
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	1,483,736,915
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	1,481,236,915
	（うち当期純利益）	(475,044,369)
	合計	2,525,926,591

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十九日

沖縄県那覇市高良三丁目一番地一

（甲）株式会社ビックライス

代表取締役　下地めぐみ

沖縄県浦添市牧港五丁目六番三号

（乙）株式会社ＮＫＢ

代表取締役　米蔵

沖縄県宮古島市平良字荷川取五八〇番地

（丙）株式会社宮古島シティアンドリゾート

代表取締役　下地　米蔵

第 18 期決算公告　令和７年11月19日

沖縄県宮古島市平良字荷川取五八〇番地

株式会社宮古島シティアンドリゾート

代表取締役　下地　米蔵

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,115,535,831
	固定資産	758,304,547
	繰延資産	0
	合計	1,873,840,378
負純資産債及の部び	流動負債	11,643,889
	固定負債	0
	株主資本	1,862,196,489
	資本金	28,000,000
	資本剰余金	25,000,000
	利益剰余金	1,809,196,489
	その他利益剰余金	1,809,196,489
	（うち当期純損失）	(37,566,718)
	合計	1,873,840,378

第 22 期決算公告　令和７年11月19日

沖縄県浦添市牧港五丁目六番三号

株式会社ＮＫＢ

代表取締役　下地　米蔵

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	17,121,557
	固定資産	240,334,159
	繰延資産	0
	合計	257,455,716
負純資産債及の部び	流動負債	5,183,940
	固定負債	146,755,000
	株主資本	105,516,776
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	95,516,776
	その他利益剰余金	95,516,776
	（うち当期純利益）	(12,190,286)
	合計	257,455,716

決　算　公　告

令和７年 11 月 19 日

東京都品川区東品川二丁目２番４号

天王洲ファーストタワー５Ｆ

ＶＳＵＮ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　龍　潤　生

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,044
	合計	10,044
負純資産債及の部び	流動負債	1,478
	株主資本	8,565
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,434
	その他利益剰余金	△1,434
	（うち当期純損失）	(96)
	合計	10,044

決　算　公　告

令和７年 11 月 19 日

東京都品川区東品川二丁目２番４号

天王洲ファーストタワー５Ｆ

株式会社ＨＳＪ

代表取締役　国本　亮一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	30,754
	固定資産	129,060
	合計	159,814
負純資産債及の部び	流動負債	45,363
	株主資本	114,451
	資本金	10,000
	資本剰余金	195,174
	利益剰余金	△90,723
	その他利益剰余金	△90,723
	（うち当期純利益）	(3,362)
	合計	159,814

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十六日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年十一月十九日

名古屋市中区大須三丁目三〇番四〇号

（甲）株式会社アルファポイント

代表取締役　丸山　和之

名古屋市中区大須三丁目三〇番四〇号

（乙）株式会社オーバーカム

代表取締役　丸山　和之

第 17 期決算公告　令和７年11月19日

名古屋市中区大須三丁目30番40号

株式会社オーバーカム

代表取締役　丸山　和之

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	11,145,847
	固定資産	1,930,920
	合計	13,076,767
負純資産債及の部	流動負債	12,057,720
	固定負債	7,884,000
	株主資本	△6,864,953
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△16,864,953
	その他利益剰余金	△16,864,953
	（うち当期純損失）	(1,911,613)
	合計	13,076,767

第 42 期決算公告　令和７年11月19日

名古屋市中区大須三丁目30番40号

株式会社アルファポイント

代表取締役　丸山　和之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	239,201,317
	固定資産	92,178,019
	繰延資産	10,314,816
	合計	341,694,152
負純資産債及の部び	流動負債	46,048,697
	固定負債	162,891,780
	株主資本	132,753,675
	資本金	35,000,000
	利益剰余金	98,003,675
	利益準備金	1,500,000
	その他利益剰余金	96,503,675
	（うち当期純損失）	(17,829,589)
	自己株式	△250,000
	合計	341,694,152

第 10 期決算公告

令和７年 11 月 19 日

東京都千代田区外神田四丁目４番７号

株式会社じゃんぱら

代表取締役　小林　直純

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,516
	固定資産	1,344
	合計	4,860
負債及び純資産の部	流動負債	1,905
	（賞与引当金）	(102)
	固定負債	208
	（役員退職慰労引当金）	(43)
	（退職給付引当金）	(39)
	（勤続慰労引当金）	(25)
	株主資本	2,746
	資本金	10
	資本剰余金	1,290
	その他資本剰余金	1,290
	利益剰余金	1,446
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	1,443
	（うち当期純利益）	(318)
	合計	4,860